

目 次

第 1 号 12月4日（月曜日）

令和5年度下郷町議会12月会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告及び町長提案理由の説明	3
令和5年度所管事務調査報告	8
散会	8

第 2 号 12月5日（火曜日）

令和5年度下郷町議会12月会議会議録（第2号）	9
議事日程第2号	10
開議	11
一般質問	11
星 輝夫君	11
玉川邦夫君	16
星 能哲君	25
山名田久美子君	30
小椋淑孝君	37
星 和志君	46
休会の件	53
散会	54

第 3 号 12月8日（金曜日）

令和5年度下郷町議会12月会議会議録（第3号）	55
議事日程第3号	56
開議	57
議案第21号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について	57
議案第22号 下郷町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の設定について	59
議案第23号 下郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の設定について	66
議案第24号 下郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の設定について	73
議案第25号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第4号）	74
議案第26号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	74

議案第 27 号 令和 5 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	74
日程の追加	91
議員提出議案第 5 号 監査請求に関する決議	92
町長提案理由の説明	96
議案第 28 号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について	97
議案第 29 号 令和 5 年度下郷町一般会計補正予算（第 5 号）	99
散会	102

令和5年度下郷町議会12月議会会議録第1号

招集年月日	令和5年12月4日			
本会議の日程	令和5年12月4日から12月8日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和5年12月4日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和5年12月4日	午前10時25分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 玉川 武之
	税務課長兼会計管理者 玉川 清美	町民課長 室井 節夫	健康福祉課長 佐藤 英勝	農林課長 只浦 孝行
	建設課長 猪股 朋弘	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 湯田 浩光	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 芳賀 沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年度下郷町議会12月会議議事日程（第1号）

期日：令和5年12月4日（月）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
7番 佐藤盛雄
8番 湯田純朗
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び町長提案理由の説明
- 日程第 5 令和5年度所管事務調査報告
(1) 総務文教常任委員会
(2) 産業厚生常任委員会

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

令和5年度最後の12月会議となりました。本日は、慎重なる審議よろしくお願いたします。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年度下郷町議会12月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はあらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において7番、佐藤盛雄君及び8番、湯田純朗君を指名いたします。なお、両君には、今会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（小玉智和君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会におきましてお手元に配付してあります会議日程表のとおり、本日から12月8日までの5日間にすることで決定いたしましたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（小玉智和君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に本年度、9月会議から今12月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配付をもちまして諸般の報告といたします。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第4、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年度下郷町議会12月会議の開催に当たり、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、議案7件をご提案いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、最近の主な出来事についてご報告をさせていただきます。9月20日、新嘗祭の献穀者に選ばれた戸赤地区、星隆雄さんの献穀田において抜穂祭が開催されました。抜穂祭は、5月の御田植祭で植えた新米を刈り取り、無事に稲穂を収穫できたことへの感謝をするお祭りです。刈り取られた品種、里山のつぶは厳選され、11月末に皇居へ奉納されました。

10月3日には、町戦没者追悼式及び慰霊祭が下郷ふれあいセンターにて執り行われました。町と町遺族会の主催により4年ぶりに開催されました。さきの大戦により犠牲になられた方々の御霊を追悼し、戦争という過ちが繰り返されないよう、平和への誓いを新たにしました。

次に、10月後半の2週間、週末にかけて観音沼森林公園ライトアップ事業が行われました。これは観音沼周辺の紅葉をライトアップしたもので、水面に映る鮮やかな紅葉の景色は神秘的で圧巻でありました。ライトアップは延べ4日間行われ、合計1,150人の観光客が訪れました。

10月29日には、議員の皆様と一緒に第30回在京下郷の集いに参加してまいりました。4年ぶりに開催された交流パーティーには、総勢120名が集い、ふるさとの絆を深め、交流を確かめることができました。

翌30日には中央要望を実施し、会津縦貫南道路の整備促進について、国会議員の方々に要望書の提出をしてまいりました。議員の皆様方には、2日間にわたり大変ご苦勞さまでした。感謝を申し上げます。

11月3日、4日の2日間にわたり、第60回町文化祭及び第5回J A会津よつば農業祭が下郷ふれあいセンターにおいて同時開催されました。町文化祭実行委員会の主催で開催され、会場には保育所や小中学校の児童生徒、老人クラブの皆様による絵画や写真、ハンドメイド作品など多くの作品が展示されました。また、4年ぶりに開催された農業祭においては、新鮮な農産物販売が行われました。2つのイベントは2日間で2,000人が来場し、多くのにぎわいを見せていました。

また、11月19日には第35回福島駅伝が開催されました。白河市総合運動公園陸上競技場から福島県庁までの16区間、96.3キロメートルで53チームが出場しました。下郷町はチーム編成が難しい中、多くの中学生の協力を得て、大会に向け努力を重ねてきました。大会では応援を背に、チーム一丸となってたすきをつなぎ、6時間34分36秒、総合49位で完走いたしました。

同日には、檜原区主催による郷土の偉人の功績に光をとという題材の展示会が開催されました。これは町の未来創生ふるさとまちづくり事業補助金を活用し、旧豊成分校においてそろばんを広めた星伊策氏と、円蔵堰の整備に貢献した弓田円蔵氏の2人の偉人へのしるし、関連する遺品などが展示されたものです。展示会は28日まで続き、町の先人へのしるし、多くの方々が訪れたと伺っております。

11月10日には、倉区が令和5年度豊かなむらづくり全国表彰事業東北ブロックにおいて東北農政局長賞を受賞しました。これは魅力ある農村、漁村づくりや農業振興で顕著な功績のあった団体をたたえるもので、倉区は令和4年度には福島県豊かなむらづくり顕彰事業で最高賞を受賞し、全国表彰に推薦され、昨年に引き続き、むらづくり部門での受賞となりました。なお、倉区民で組織されております倉村ふるさと保存会は、令和3年度福島県多面的機能支払優良活動組織表彰におきましても知事表彰を受賞しております。

11月28日には、日本地域情報コンテンツ大賞2023が行われ、下郷町観光PR動画、春夏総集編が動画部門において優秀賞を受賞しました。このイベントは、地域の魅力再発見につながる情報を動画などにし、優れたメディアを表彰するアワードイベントです。受賞した動画は、既下郷町のPR動画として活用されており、好評を得ているところであります。

また、12月2日には第22回ふくしまふるさとCM大賞において、下郷町の作品、「時をこえろ！しもごうまち」が県知事賞を受賞いたしました。これは江川小学校の5、6年生が町内の魅力的な場所を中心に制作したもので、下郷愛が詰まった作品となっております。誠にうれしい限りであります。

それでは、本会議にご提案いたします議案7件についてのご説明を申し上げます。議案第21号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子育て世代の負担軽減、次世代育成支援の観点から、国民健康保険者で出産する方の産前産後の一定期間、国民健康保険税を減免する規定を新たに設けるため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 下郷町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、近年の社会情勢の変化により、学校種別ごとの貸付額の見直しを行い、また看護師等の人材不足に対応するため、貸付対象に看護師養成所等の区分を新たに追加し、さらに返済時期における負担軽減の対策を講じ、制度及び運用の充実化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

議案第23号 下郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の設定について及び議案第24号 下郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の設定についてでございますが、平成31年総務大臣通知により、人口3万人未満の市区町村においても令和6年度までに集落排水事業及び簡易水道事業等を公営企業会計へ移行する必要があることから、本町の農業集落排水事業及び簡易水道事業について令和6年4月1日から地方公営企業会計へ移行するため、地方公営企業法の規定に基づく本条例の制定についてご提案を申し上げます。

るものでございます。

議案第25号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第4号）でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,475万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億5,774万3,000円とするものであります。

歳入の主なものについてご説明を申し上げます。国庫支出金でございますが、国庫補助金の民生費国庫補助金につきましては、障害者総合支援事業費補助金27万5,000円を計上しております。これは次年度、障害者福祉サービス等の講習会指定に係るシステム改修に伴う補正となっております。

さらに、総務費国庫補助金でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金627万円を計上しております。これはマイナンバーカードにおける氏名のローマ字表記等に係るシステム改修事業費の計上となっております。

県支出金でございますが、県補助金の総務費県補助金につきましては、事業費の確定により、市町村バス運行費県補助金を65万4,000円増額するものであります。

民生費県補助金の社会福祉費補助金につきましては、給付実績に応じ、重度障害者支援事業県補助金309万1,000円を増額計上し、児童福祉費補助金につきましても給付実績に応じ、乳幼児医療費給付事業県補助金29万1,000円、子ども医療費給付補助金366万7,000円を増額計上いたしております。

農林水産業費県補助金につきましては、農業委員会の活動及び成果に応じて交付される農地利用最適化交付金97万8,000円を増額し、また農地中間管理機構を活用し、集積を行った地区への交付される地域集積協力金に係る農地集積・集約化対策事業費補助金1,153万2,000円を計上しております。

寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金100万円を増額補正しております。これは、町内を来訪した観光客が手軽にふるさと納税ができるよう、町内飲食業及び宿泊業者に参入いただける現地決済型の制度を導入し、これによりふるさと納税寄附金の増額が見込まれることから増額計上するものであります。

繰入金でございますが、バス運行委託に係る事業費の確定により、過疎対策基金繰入金240万円を増額するものであります。

町債でございますが、南会津地方広域市町村圏組合における指令システム機能維持更新事業に係る防災対策事業債400万円を計上し、歳出の消防費、非常備消防費におきまして財源内訳の補正をしております。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。なお、原油価格、電気料の高騰により、一部の公共施設において燃料費及び光熱水費の見込額を精査し、増額計上しておりますので、よろしく願いをいたします。

総務費でございますが、一般管理費につきましては、駐在員視察研修事業完了により、予算を整理しております。

企画費及びふるさと応援基金積立金につきましては、歳入でご説明しましたふるさと納税増額見込み分に係る所要額、ふるさと納税者謝礼、ふるさと納税ポータルサイト運営委託料及びふるさと応援基金積立金、合わせて100万円の増額補正となっております。

交通対策費につきましては、会津乗合自動車株式会社のバス運行委託料の事業費確定により303万5,000円を増額補正するものであります。

戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカードにおける氏名ローマ字表記に係るシステム改修委託料627万円の増額補正となっております。

民生費におきましては、障害者福祉費において、給付実績に応じ、重度心身障害者医療費給付金612万2,000円を増額計上しております。

児童福祉総務費におきましては、子宝祝金、入学祝金等完了による予算の整理を行っております。

農林水産業費でございますが、農業委員会費につきましては、地域計画策定に伴う所要額の計上をそれぞれ行っております。

農業振興費につきましては、農用地利用集積推進事業補助金1,593万円の増額補正となっております。これは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、利用権の設定が義務づけられたことにより、大幅に利用権設定の件数が伸び、それに伴う補助金の増額計上をするものであります。地域集積協力金につきましては、歳入で説明いたしましたが、中間管理機構を活用し、集積を行った地区へ交付される協力金1,153万2,000円を計上しております。

商工費でございますが、商工振興費につきましては下郷町公庫・協同組合資金融資利子補給金442万8,000円を増額補正をしております。これは国がコロナ経済対策として行ってきた事業者向けのゼロ金利融資事業3年が満了し、国の新制度はゼロ金利融資ではなく、町の利子補給制度で引き継ぐ形となったため、今回の増額計上となっております。

教育費でございますが、小学校費につきましては小学校教科書全面改訂に伴う教員用指導書について消耗品費1,070万9,000円を計上しております。

社会教育費につきましては、町並み展示館において畳の傷み具合が目立つことから、畳替え修繕を行うため、修繕料55万8,000円を計上しております。

議案第26号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、システム改修に係る委託料を一般管理費において132万円を計上し、予備費により調整するもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

議案第27号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ440万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,671万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、給付事業の見込額の精査に伴う国庫支出金等の補正、職員給与及び事務費等所要額の精算に伴う繰入金等の補正となっております。

歳出につきましては、職員の給与に係る所要額の計上や各事業の給付実績見込みを精査いたしまして、予備費により収支を調整するものであります。

以上、本会議にご提案いたしました議案についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明いたしますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、元税務課職員による税還付金の不適切な事務処理についてござ

いますが、本日の下郷町議会全員協議会においてご報告させていただきますので、よろしく願いをいたします。

日程第5 令和5年度所管事務調査報告

○議長（小玉智和君） 日程第5、令和5年度所管事務調査報告の件を議題といたします。

この件につきましては、会議規則第72条の規定に基づき、別紙のとおり各常任委員会より報告書が提出されておりますので、報告書の写しをもって報告といたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は12月5日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。（午前10時25分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月4日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和5年度下郷町議会12月議会会議録第2号

招集年月日	令和5年12月4日			
本会議の日程	令和5年12月4日から12月8日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和5年12月5日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和5年12月5日	午後2時56分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 室井 哲	参事兼総務課長 湯田 英幸	総合政策課長 玉川 武之
	税務課長兼会計管理者 玉川 清美	町民課長 室井 節夫	健康福祉課長 佐藤 英勝	農林課長 只浦 孝行
	建設課長 猪股 朋弘	教育長 湯田 嘉朗	教育次長 湯田 浩光	農業委員会事務局長 大竹 浩二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井 康貴	書記 室井 徳人	書記 芳賀 沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年度下郷町議会12月会議議事日程（第2号）

期日：令和5年12月5日（火）午前10時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
日程第	2	休会の件
散	会	

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

まず初めに、昨日、執行部の皆様、また各議員の皆様、ご討議大変ご苦労さまでございました。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程に入る前に先立ち、町長より発言を求められておりますので、許可いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。本会議の前に、この場をお借りしまして皆様にご報告をいたします。

昨日、議会全員協議会における私と副町長の給与の減額措置でございますが、皆様方の様々のご意見を踏まえ、内容について再度検討し、8日に追加議案としてご提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号11番の星輝夫でございます。今回も一般質問2点ほどさせていただきます。しかし、今回の一般質問、前回と違いまして1問目が演壇、2項目が自席となりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

1番目、水の確保について。下郷町地域振興株式会社に指定管理料1,250万円が支給されていると思います。ただ、道の駅しもごうでは、土曜、日曜など観光客が増加すると水が足りなくなり、その際町で対応していると町民からお聞きしましたが、これは事実なのかお尋ねをいたします。

また、これが事実であった場合、今年職員等が運んだ回数と、おおよその運んだ水量をお尋ねいたします。

さらに、この水の料金は道の駅からもらっているかをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1点目の水の確保についてでございますが、令和5年度につきましては、これまでに道の駅しもごうから依頼された業者が、役場裏駐車場の消火栓から水を町担当課の了承

の下に使用、給水をさせております。4月29日4回、11月5日3回の計7回を運んでおります。なお、この水不足の対応につきましては、町としての対応ではなく、道の駅が業者へ費用負担等を行っており、消火栓を利用していることから、その都度町へ連絡を受けております。

その水量でございますが、1回目としまして4月29日の土曜日に4トンダンプ、2,000リットル入りで8,000リットルを水源地から、道の駅しもごうの受水槽の間の配管に空気が入り、水の流れが悪くなったことが原因で水不足をし、その水を運んでおります。2回目は、同じく4トンダンプ、2,000リットル入りタンクで、11月の5日、紅葉期の最後となる日曜日、多くの観光客の皆さんの入り込みにより使用水量が増え、受水槽が減水したことにより、3回で6,000リットルを運んでおります。

なお、この道の駅に運んだ水の料金については、道の駅しもごうの目的の一つである休憩機能を維持するため、必要不可欠であることから免除の手続きを行っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、1番目の水の確保について再質問させていただきます。

ただいまの答弁の中で、道の駅に1万4,000リットル運んだと言われておりますけれども、そういった料金というの、普通一般、営業用と分かれております。そこで免除というのは、指定管理料を支払っているからなのか、またそういった指定管理料を払っているそういった会社に対しても免除があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの再質問でございますが、指定管理料と町の財産、要するにいろいろな町で持っている財産、要するに道の駅の建物、水道、水源地だとか、そういうのは町の予算で新築して施設とした財産ですから、町の財産です。ですから、道の駅の運営については指定管理料で運営を行っているわけで、町の造った湧水施設については町の財産ですから、水道法で言っているように、要するに例えば足りなくなった栄富簡水に水を入れた場合に、それは町が水道特別会計でやっていますから、それは自然とそういうお金を使わなくても、町の職員が運んで、町のタンクですから、そこに消火栓から給水して受水槽に入れるということをやっている。ですから、そこにも金額が生じない、町の財産で。そして、湧水というのは国民全体のものなのだ、湧水というのは。だから、それには料金がかかってくる。水道法に基づくものとする、施設管理、人件費だとか、そういうものが水道料の基本料金とメーター器の量で料金を設定していただいているわけですが、それは維持管理のためなのだ。湧水から水を取るというのは、あくまでも国民全体のもの、イコール町民全体のものだから、そのことの料金は発生しないのです。これが水道法に決められているものなのだ。ただ、水道法でないから、ただあそこは町の財産のものだから、業者に頼んで、それを受水槽に入れているということの解釈をしていただければ、当然道の駅で足りなくなれば、町で消火栓から給水して受水

槽に入れるということは、何ら問題がないということで理解していただきたいと思いません。

以上です。

(何事か声あり)

○町長（星學君） 企業とか、あるいは家庭だとか、あらゆる条件の下での免除の扱いはすると思いますから、それはその中身の、内容の問題です。そういうことによって免除手続はすることはあり得るということでお答えしておきます。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、道の駅の隣に県の建物と言われているトイレがあると思うのですが、そこに今回水の確保で補給したのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 道の駅の水不足で非常に困っていたので、私が建設事務所に行って、地下水を利用していただいてポンプアップしてくれということでお願いした結果、県のほうで全部施設を造っていただいて、そして今トイレだけのものの水として使わせていただいているので、今年のように水不足は、あくまでも厨房に使う水だけだった。ですから、それについては補給はしていません。もうどんどん出る地下水ですから。そのようにお答えしておきます。

以上です。間違いありません。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 再質問させていただきます。

今年の8月の26日、軽トラ市あったと思うのです。そのときに町民から言われたのですけれども、役場の後ろから建設課のトラック、荷台にポリタンクをつけて去っていったと聞いております。そのときには、やはり道の駅に運んだのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほどのご質問にお答えします。

8月26日の軽トラ市のときに、あれも建設課のほうで運んでいるものなのですが、あれは栄富簡水のほうの水源のほうというか、あそこは漏水がちょっとありまして、配水池のほうちょっとたまりにくくなってきた状態でしたので、役場の職員が運んだということになっております。

以上です。

○議長（小玉智和君） いいですか、今の答弁で。

11番、星輝夫君、再質問。

○11番（星輝夫君） 再質問はありません。これで1問目を終了させていただきます。

それでは、2番目、国道121号線の大道通の改良工事について質問させていただきます。国道121号大道通地内の交差点の改良工事は、令和6年度から徐々に進めていくと、令和5年10月の29日に福島県から区民へ説明がありました。この道路改良箇所には、用水路や消火栓などがあり、移設工事などが必要となります。工事が始まるに当たって、町や地元地区の費用負担が発生しないように県と町で話をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、大きな2点目の国道121号線大道通改良工事についてでございますが、南会津建設事務所からの情報によりますと、先に土地を提供いただいている箇所については、令和6年度から徐々に工事に着手していくと伺っております。

次に、用水路及び消火栓の移設工事につきましては、以前から南会津建設事務所と協議を行っております。現在、水路の移設工事については、令和4年10月14日付で下郷町と南会津建設事務所において原因者工事施工協定を締結しており、これは水路機能喪失における補償工事を南会津建設事務所で施工するものであり、小野地区及び町に費用負担が発生することはありません。

また、消火栓の移設工事につきましても、令和5年10月6日に南会津建設事務所と協議を行っております。こちらは、現在消火栓の撤去及び移転に向けた用地選定、費用の積算を行っており、引き続き物件補償について南会津建設事務所と協議をしております。なお、消火栓移設につきましては、町が撤去、再設置を施工することになりますので、工事完了後、移設補償費が町に支払われることとなります。このことから、小野地区への費用負担が発生することはありません。

今後も町といたしましては、事業促進に向けて県と協議してまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

そこで、今回改良工事に当たりまして、消火栓の移動があると思うのですが、そこで県のほうから町に対して測量設計図面が来ているのかどうか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほどのご質問ですが、消火栓移転に関するということで図面のほうはまだ頂いておりません。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君）　それで、今年の11月の26日に県から町、町から今度私のところに報告の文書が来ました。そして、その報告の中には、図面を見たかったら県のほうで対応すると。そうしますと、県のほうで地区に来てくれるのか、また地区の方が県のほうに行くしかないのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君）　それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　ただいまの11番の質問については、私のほうでしっかりと建設事務所と話し合っ、地域の人に負担をかけないようにお願いしますので、ご了解ください。これは県の事業で、私のほうにお金が入ってくるもので施工するわけだから、この点についてはしっかりと県のほうと協議して進めたいと思います。

　　以上です。

○議長（小玉智和君）　今の質問の件について、今町長が県単の事業なのでということなので、そのことをご理解お願いいたします。

　　そのほかございますか。

　　11番。

○11番（星輝夫君）　それで、今回用水路の件で、今から約10年前に県のほうで直すという採択になった事例があるのです。そして、そのうちに不採択というか、今回の改良工事があるからかどうかは知らないのですけれども、駄目だったと。そこで、今後やはり改良工事に合わせて、その用水路の採択になるようにひとつ努力をしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君）　それでは、町長、星學君。

○町長（星學君）　この用水路の採択は継続中です。そして、この改良事業が終わればそれが入ることになっておりますので、これはあくまでも用水路についての補償は建設事務所、それから用水路の完全補修というのは農林事務所で採択を受けていますから、これは引き続き県のほうに要望してまいります。何か所もあるのです、採択を受けた場所が。ですから、これ順番よくやるのですけれども、県の予算の関係もございませ。それから、地域の負担が出てきます、これは。ですから、その部分については、十分に農林事務所あるいは建設事務所と協議しながら取り組んでまいりたいと、こう思います。不採択にはなっていません。採択してあります。

○議長（小玉智和君）　再質問ありますか。

　　11番。

○11番（星輝夫君）　再質問ではないのですけれども、お知らせをいたします。

　　そこで、11月の29日に言われたのですけれども、信号機、あれは一応今回仮設の信号機であり、改良工事になって、終わったら正式な信号機ができると言われておりますので、その旨報告いたします。

　　以上でございます。答弁誠にありがとうございました。

○議長（小玉智和君）　答弁漏れはございませんか。

○11番（星輝夫君）　はい。

○議長（小玉智和君）　それでは、これで11番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 議員番号6番、一般質問をさせていただきます。

1番目の質問事項は、疾病予防体制の充実についてということでございます。第6次総合計画で、「乳幼児から高齢者まで生涯を通した健康づくりを支援するため、迅速かつ効果的な保健サービスの提供に努めるとともに、保健・医療・福祉の相互連携の強化に努めます」、総合計画の中でうたっているものでございます。

そこで、疾病予防の観点から、町長に3つの観点からご質問をさせていただきます。1つは、1次予防を重点にした保健事業でもあります特定健康診査の受診者数の推移が、データによりますと平成26年から平成30年までのデータでは減少傾向を示していたが、近年どうなのか。また、高齢者のインフルエンザや肺炎球菌接種の接種率からの課題等があればお示しいただきたい。

次に、最近带状疱疹の患者が増えているという情報を耳にしました。町内の病院でも確認されているようですが、行政はどのように捉えておられるのか伺います。

続いて、全国では多くの自治体がワクチン接種の一部負担を始めています。本町では、この件についてどの程度まで検討が進んでいるのか伺います。また、高齢者にとっては怖い带状疱疹の予防対策事業が必要と思われそうですが、どう考えておられるのかお聞かせください。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えします。

1点目の疾病予防体制の充実についてでございますが、高齢化が進む本町にとって、健康増進事業は重要な施策のため、今後も1次予防、2次予防の推進に努めていきたいと考えております。

なお、議員おただしの詳細につきましては、健康福祉課長より答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えいたします。

特定健康診査は、国民健康保険に加入する40歳から74歳までの方を対象に、身体検査、血圧測定、血液検査などにより、メタボリックシンドロームや高血圧症、糖尿病などの生活習慣病を早期発見し、早期対策に結びつけることを目的に実施しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に健康診査の受診を控える傾向が見られましたが、本町も例外でなく、受診率が低下いたしました。最も受診率が低下した令和2年度は45.8%でしたが、受診の啓発と受診会場での感染症対策の徹底により、令和4年度では49.4%まで回復のほうをしております。生活習慣病は、自覚症状がないまま進行するため、自身の生活習慣を振り返る絶好の機会と捉え、今後も受診しやすい体制づくりと保健指導に努めてまいりたいと考えております。

また、高齢者のインフルエンザ、高齢者肺炎球菌の予防接種の接種率についてでございますが、高齢者のインフルエンザワクチン接種につきましては、65歳以上の方と60歳から64歳までの内臓疾患または呼吸器疾患で身体障害者手帳1級相当の方を対象に、接種費用の一部を助成しております。全国の接種率が令和3年度分までしか公表されておられませんので、令和3年度で比較いたしますと、本町の接種率は66.9%で、全国平均の55.7%と比べると高い接種率となっております。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきましては、65歳の方、もしくは5歳刻みで過去に接種を受けていない方を対象に接種費用の一部を助成しており、こちらも同様に令和3年度で比較いたしますと、接種率は35.7%で、全国平均の37.4%と比較いたしますと若干下回っている状況にありますので、接種率向上に向け、引き続き接種勧奨を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の带状疱疹罹患患者数の増加についてでございますが、带状疱疹は過去に水ぼうそうに罹患した際のウイルスが体内に残り、加齢やストレス、過労により免疫力が低下することにより再活性化し、発症すると考えられております。特に50歳代以降に発症が多く見られ、正式統計のほうはございませんが、高齢化率の上昇により、50歳から70歳までの発症は増加傾向と認識しております。

次に、3点目の带状疱疹ワクチンの接種の一部負担についてでございますが、議員のご指摘のとおり、带状疱疹ワクチンは有効な予防対策の一つだと認識しております。令和5年8月時点で、福島県では带状疱疹ワクチンの接種補助を2町村で実施しております。現在国では、带状疱疹ワクチン任意接種というふうな区分に分類されていることから、今後国の予防接種審議会の動向を注視しながら、検討を重ねてまいりたいと考えております。発症要因でもある免疫力低下を防ぐ対策として、65歳以上の方を対象としたはつらつ教室、80歳以上の方を対象にしたお元気サロン、各地区でのサロン活動の支援等、年齢層やライフスタイルに応じた健康づくり事業の推進に引き続き努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。1つ、疾病予防、これはまさに1次予防の事業の一つだと思います。かつてからインフルエンザ、これは過去歴史が長い。そして、平成26年度だったでしょうか、いわゆる肺炎球菌、ワクチン接種、これもあるわけですが、いわゆる今回全国を下回っているという点があったので、ぜひいろんな形で呼びかけてほしい。これは、希望者だけになるわけですが、私の情報によると、6年度、来年度から65歳になる高齢者のみ肺炎球菌のワクチン接種ができるという情報が、行政のほうはつかんでいらっしゃるのかなと思いますけれども、いわゆる70、80になって、やっていないからって、これやれるわけですが、いろんな料金関係で、来年度から65。これは住民もかなり、私も含めて、認識はあまりないのではないかなと思うのですけれども、ぜひこれらを、接種勧奨という、回答の中にこういう言葉を使っ

ています。ぜひ行政の呼びかけを期待したい。まず、それです。

続いて、再質問のところに入りたいと思うのですが、帯状疱疹、これは私、親戚でなりました。大変怖い病気だというのを実感しています。これはみんな持っているのです、私たち全員。コロナウイルスは感染です。ところが、帯状疱疹はあしたなっても不思議ではない。皇室のほうでも苦しまれた方もかつてあったというふうに聞いておりますけれども、この帯状疱疹について、まさに疾病予防、第1の予防という観点からすると、真剣に行政側も考えていただければ。今国では、認定という言葉なのでしょうか、いわゆるまだ認可されていないですか、補助対象にはなっていない、そういうことなのですが、動向を注視していくと、よく聞かれる国の動きを見ていくと、これが果たして1次予防なのか。国は、施策に組み入れようとしている。間もなくだと思えますけれども、それを待っていない、先取りをしている自治体が全国、先ほど県では私も知った範囲では2つしかないのです。ご存じ隣の三島町。そのほか、飯館だったでしょうか。全国では、かなりの自治体がこの施策を先取りしています。そこをまず町長に伺いたいというふうに思っております。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 玉川邦夫議員の再質問にお答えしたいと思います。まず最初の健康福祉課長から答弁していただいたことについては、理解していただいたと思います。我々も年齢的にいつかかってもおかしくないのが帯状疱疹。しかし、この前私は成人病検診ドック行ってまいりました。ただ、お医者さんからよく管理されていますねと言われた言葉なのです。あと、ドックが終わってから担当医からお聞きして、その言葉を聞いて、ああ、やっぱりお医者さんは大切なのだなという感じを再確認したところでございますが、ただいまの再質問の帯状疱疹については私もかかりました。ひどいです、これは。夜も寝れない、痛くて、かゆくて。そういう経験もしておりますので、これは1回目に答弁した健康福祉課長と、十分なる全国の自治体の補助率、補助関係の自治体、あるいは国の動向を見定めながら検討する必要はあると考えておりますので、この場でやりますという答えはしません。その実態を調査しながら、さて、下郷町においての先取りの方向はどうなのだろうかということをしかりと協議というか、勉強させていただいて、調査させていただきながらその結論を出していきたいと、こう思いますので、この場では再質問の先取りの考え方については、私はこれからの勉強課題としたいと、こう思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 補足は課長からは要らないですね、今の件は。

それでは、再質問どうぞ。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 町長自ら経験されているということで、実感としていろいろ考えているところが多いかと思うのです。医者との連携、これは私の全体の質問の中で連携というのを、健康、医療、福祉の相互連携、今回の帯状疱疹については認識しているとい

う回答ございます。これは、課長さんだけ認識ではなくて、いろんな部署の中で、それからドクターとの連携ということで、ドクターからいろんな情報とか専門的知識などを得る場面がこれに関しては現在あったのか、あるのか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいまの玉川邦夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

带状疱疹に関しまして、医療機関との連携があるかというふうなご質問だったと思いますが、今のところ带状疱疹に関しての、特定の病気も含めての連携等は、今のところ特段の連携する場を設けてはおりません。ただ、その都度、今コロナもそうですし、インフルエンザのほうも流行しておりますので、その都度何か気がついた点があれば、医療機関、各医師のほうから町のほうに個別にご連絡いただくような体制は取っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問。

玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 当然ドクターというのは、私も病院通っている場面はありますけれども、治療医学だけではないですね。いわゆる予防医学というのを今のドクターさんは本当にアドバイスしてくれると、そういう話題をも出してくれるというようなことを最近痛切に感じているわけですが、三島さんが、実態をちょっといただきました。50歳からの、普通は国のあれは65歳というのが大体一般的だそうです、インフルエンザ云々にしても、補助を出すの。高齢者を頭にちょっと描いていただいってもらって、それを50歳から支援しようと、補助を出そうと、そういう自治体なのです。これは医者、あそこには県立宮下病院があるようですが、そのドクターともお話をしている。議員から出たのですかという話ちょっと聞いたのですけれども、いや、もう職員の中で、あそこは町民福祉課、健康課、ちょっと規模が小さい自治体ですので、そこまではつかめませんが、そういった職員の中で意見を出し合って、議案として提出したわけですが、50歳代というのが引っかけたのです、私は。これはなぜか。町長さん、大体予想はつくと思うのですけれども、この回答の中にもありました、50歳代から発症し始めていると。

私考えると、インフルエンザとか、肺炎球菌ワクチンとか考えると、50代、40代って働き盛りで、意外とおろそかにされているのです、補助が。予防接種関係、予防ワクチンと。そういう面では、50代というのはその家にとっても、あるいは我々にとっても、大黒柱の労働力を持っている人たち、そこに目をつけて、これは50代から接種させてあげようと、補助してあげようという、そういう構想があったと私聞きました。これは驚きました。ですから、ドクターからの指示も、アドバイスもあったのかもかもしれません。いろんな形で1次予防と、もう起こってからでは遅いというか、1次予防で、ぜひ部内でそういう会議をして、研修をして深めてほしいなど。そこには町長と副町長を交えて、この带状疱疹、策を練っていただければなというふうに思っております。

最後に質問です。50代とありました。あとは、なぜ踏み切れたのか。まだまだ何かあるのではないかと思うのですけれども、そこを町長、それだけでなく、やっぱり踏み込む要因、国の政策が動かないと、でも大変な怖い病気であると、踏み込んだ理由などをもし構想の中であれば、ちょっとお話しいただけますか。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 玉川邦夫議員の再質問にお答えしますが、私も先ほど答弁したように、お医者さんと患者さんのコミュニケーションがあれば、お医者さんはいろいろ指導をしていただいて守ってくれるなという再確認はしましたけれども、今回の三島町の調査を玉川議員で調べていただいたことについては、感謝申し上げたいと思います。私も帯状疱疹にかかった実際の本人ですから、それは分かります。過労からきているということが原因で、書類を帯状疱疹について見ると、やっぱり過労が一番原因ではないのかなと私は思いました。

そんなところをすると、やっぱり50代からこういう対応をしていったという町については、大変命の貴さを考えた施策でないかと私は感心します。しかし、先ほども申し上げたように、下郷町として対応すべきかどうかについては、いろいろな勉強をさせていただいて、国の動向も見据えながらこれは考えていくべきだし、やはり患者、患者ってお医者さんにかかる場合のアドバイスは、常に常に私は受けておりますので、そうしたことのお互いの、お医者さんと本人と、自分ということで行くならば、そういう体調管理もしっかりとするのではないかと、こう私も考えておりますので、帯状疱疹の予防接種についての検討というか、その踏み込んだことについては、もう一度その内容についての勉強をさせていただきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） いいですか、今の答弁で。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。最後に、確認も込めてお話ししますけれども、今町長が言われたように、原因はとにかく全部皆さん菌持っている、50代あたりからそろそろ始めるという。かなりこの接種は、金は2万円、3万円というふうに、今開発されているけれども、高い接種料金にもなると。そんなことで、本当に公の、行政の支援が必要になるわけです。原因としては過労、あといろいろ職場ではあります。ストレス、それから長い間の食生活というふうに言われています、確かに。やはりこれを早めに、検討これからスタートさせるというお話を聞きました。できるだけ早く、やはりそういうことで、導入先取りしていただければなど。1か月でも2か月でも、国より先に導入したらいいだろうなというふうに思っております。50歳代、年齢もさらに検討しなければならない。あと、これはプロから言われています。1回かかると治療費としては6万円ぐらいかかると。これが長引いたり、後遺症を持って重症になるとその倍に、12万円。これを一切、こういうのが増えると、町にとっても医療費というのがあります。大変な支出にもなるわけで、だから早い段階で予防として食い止められれば、住民は喜ぶだろうし、財政のほうも逼迫しないというような面もあるかと思えます。

最後ですけれども、町長、もう一度、できるだけ早い検討をお約束したいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 玉川邦夫議員の言葉については十分に理解して、町としての考えを今後検討させていただきたいと思います。いずれにしても、国保会計、要するに社保、社会保険の関係でいろいろ分かれてきますから、その辺の整理をしないと、一概にこの部分でやりますとか、国保だけやりますというわけにもいかないのです。これは、町民が全体の保険に入っているわけですから、いろいろ。だから、この仕分がなかなか大変ではないかと思しますので、そこは理解していただかないと。これは会計機関が違うのですから、国保だけにしましたらば、これも不公平になるのです。そんなところもやっぱり勉強しないと、やっぱりできない。三島町さんのやつは、まだ私はどんな内容でやっているのだから分からないけれども、それについての個人負担で全部やっているのか、特別会計のほうでやっているのか、それは一般的にやっている、そこの辺は十分聞かないと、国保だと特会ですから、そういうところからお金を出すのか、あるいは一般会計から出していくのかということになりますので、その辺はやっぱり勉強してみないと分からないのです。そういうことですので、ここでははっきりと申し上げることはできない。再質問に対しての答えは、ここでやりますとか、やらないとかという答えは控えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 6番、玉川邦夫君、再質問ありますか。

○6番（玉川邦夫君） ありません。

それでは、大きな2番について質問いたします。大きな2つ目は、健全育成に必須の体験活動ということであります。地域活動や公民館事業などの世代間交流事業を通して小中学生を育成し、少年期における人格形成や郷土愛の精神を育む生涯学習の場を提供するという狙いの中で、次世代の子供たち対象の事業が行われています。しかし、年々参加する子供たちが減少し、次年度継続すべきかどうかといった課題にまで迫られています。

そこで、実は数年前、公民館の親子で挑戦隊事業と、民間のわくわく探検し隊活動を合同で行ってきた経緯もあり、お互いに大きな成果を収めてきました。子供たちの健全育成に体験活動はなくてはならない事業です。こうした本町ならではの特色ある公民館の取組を大事にしていきたいが、町長の考えを伺います。

さらに、小中学生を対象にした公民館事業には、安全管理面からもスタッフが足りません。企画、運営面でのさらなる工夫、改善が図られるよう検討してはどうでしょうか。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、6番、玉川議員の健全育成に資する体験活動についてでございます。少年期の公民館教室は、人格形成や人材育成の観点から必要なものであり、生

涯学習社会を形成する上でも大変重要であると考えております。

今回の質問については、開催形態などの運用内容でございますので、まずは教育長より答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 初めに、子供たちの健全育成のための公民館の取組としてでございますが、現在少年教育における公民館の事業としましては、小学生及びその保護者を対象とした親子で挑戦隊及び家庭教育学級の2つの事業を実施しております。親子で挑戦隊事業につきましては、今年度は五色沼自然探勝路及び新年に向けたたこ作りの2回の学級を計画し、五色沼自然探勝路活動は、既に玉川邦夫議員主催のわくわく探検し隊と合同で7月15日に実施しております。講師を含め14名の参加があり、自然散策などを通して裏磐梯地域の歴史への理解を図り、さらには親子の絆や交流を深める活動に取り組んでまいりました。また、家庭教育学級事業では、7月22日に親子でピザ作り教室を開催し、食の楽しさや栄養について学習し、ピザ作りを通して親子のコミュニケーションづくりや調理の技術習得に取り組んでおります。

これまでの親子挑戦隊事業では、土曜日を利用して実施してきた経緯がございます。平成4年度から導入された完全学校週5日制の実施に伴いまして、子供たちの土曜日の過ごし方を支援するため、この事業をスタートしております。当時はおもしろ公民館やおもしろ学校スポーツ塾など、子供たちの土曜日の居場所づくりも兼ねて、多くの学級や教室が開かれておりました。現在までこの流れを受け継ぎながら開催しているところであります。しかしながら、年々進んでいく少子化の中で、習い事やスポーツ少年団活動など、ほぼ休日は毎週のように活動する子供たちが増え、土曜日を利用しての公民館活動への参加が残念ながら参加者の低年齢化が進み、さらには減少するという傾向となっております。

公民館活動につきましては、社会教育法第20条に実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると規定されております。この目的を達成するための社会教育施設として、また地域の生涯学習の拠点として、公民館では地域住民のニーズに対応した学級講座や講演会、展示会等を実施しております。また、公民館は趣味、教養としての知識や技能を高めるだけでなく、グループ活動や愛好会等を通して学び、教え、集う場所でもあります。さらには、私たちの身の回りで日々発生している社会問題等について学び、それらの課題に対する正しい知識を習得し、町民自ら解決していくことを支援するという重要な役割もございます。

ただ、本町におきましては、まちづくりや高齢者福祉など、多様な行政部局が関係施策を実施しております。このことから、生涯学習社会の基本理念が浸透している表れであり、さらには、地域における人材育成の重要性も高まりを見せていることから、町民の学びの支援のため、関係団体や機関との連携の必要性も十分に認識しているところであります。第6次総合計画に位置づけられている少年教育の分野の施策にもありますように、町を担う次世代の少年期における人格形成、郷土愛の精神の醸成、そして生涯学

習、芸術文化のまちづくりのため、今後も体験活動や社会体験などを学校教育以外でも、子供たちの様々な体験や機会を推進していく考えに変わりはありません。自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性を持つ力、いわゆる生きる力を育むため、継続し事業を実施していく考えでございます。また、社会教育団体や文化活動団体の育成と充実を図ることも公民館事業の充実、強化につながるものと認識しております。限られた予算の中ではございますが、十分な費用対効果が得られるよう努力していく次第であります。今後とも青少年の健全育成のため、より魅力的、より特色的な事業とするため、事業内容につきましては町民からの多様なニーズを踏まえながら、工夫、検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の小中学生を対象とした事業におけるスタッフ不足の問題でございますが、限られた人員で公民館事業の企画や運営のほか、施設の管理も行っております。ただ、文化祭や芸能祭など大きな催事につきましては、実行委員役員会、さらには教育委員会事務局職員はじめ、庁舎内の職員にも協力していただき、比較的スムーズな運営を行っているところであります。企画や運営面につきましても、限られた人員と予算の中で活動しており、講座内容によっては、地域の指導者や外部の団体との共同作業によりプログラムを作成し、活動を行っている事業もでございます。公民館事業の中で、議員おただしの小中学生を対象とした学級講座活動では、特に安全管理が強く求められていることは十分理解しております。これまでも公民館職員だけでなく、地域のスタッフなどにもご協力をいただき、大きな事故やトラブルもなく実施してまいりました。年々参加者は少なくなっておりますが、より多くの子供たちや保護者が参加しやすい環境づくりや、より魅力的な事業にするため、様々な課題の解決を図りながら、今後とも安全管理に努め、事業を実施する所存でございます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。長くなりました。

○議長（小玉智和君） 再々質問。

玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 完璧に細かく触れられたので、私質問するところがなくなったような大変細部にわたって、ただ現在のを見ていて、私は大きくここで2つ、もう一度確認になるかと思うのですけれども、質問になるのではないかと思うのですけれども、2つなのです。

1つは公民館の行事、私は青少年、特に小中学生の行事は念頭に置いての質問になっているのですけれども、一般成人のは8つか9つあるのです、すばらしい講座。私もお世話になっております。子供たちのは実際には1つ、自由意思で。ただ、学校を支援している事業はあるという、それは聞いております。承知してはいますけれども、実際はここにも具体的に書いてある親子で挑戦隊、私もよく存じております。そして、私たち7人で行っているのはわくわく探検隊と、これ民間。ここでいわゆるこの2つがタイアップしているというか、まず活動の支援をしていくような構想をもう少しきちっと持っていたらと、非常にこれはよその隣の町村にもない、公民館と民間、民間という言い方ですかね、非常に実情に応じてやっているのだから、非常に目玉になるのです。で

すから、この特色ある公民館の取組というところを大事にしていきたいのですけれども、町長、そこは教育長さん、よろしいかと思うのですけれども、いただきたい。いわゆる予算化が絡んでくると思うのです。細かくは、もうちょっと切りがなくなるのですけれども。

もう一つの中身としては、スタッフが少ない。これはみんな協力すればいい。それより、公民館のスタッフが少ないのです、部屋に行くと。館長さんもいらっしゃるのですけれども、館長さんは除いてというのですか、本当にスタッフ1、あるいは臨時でやるから2、これで企画し、そして運営していくというのは大変だなというふうに常々私は思っていましたので、来年はこの子供講座、参加人数今年はなかったので、廃部にしようかみたいなお話もしたりして、何とか事業をやるために集めたという経緯が今年に限ってはあったのです。それではかえって今度逆に恥ずかしい。子供の事業がない。私は、私のところもどんだん子供は少なくて、今は8人、9人なのです。いわゆる希望を取って、できるだけ体験活動をしよう、できるだけ外に出ないで町の中でやろう、そんなことで歴史街道を歩いたり、ピザもうちらも同じようにやりました。そして、サイクリングもやったという実績もあるのですけれども、ですから、ちょっとごちゃごちゃになりましたけれども、スタッフの増員は考えていないのかという、非常勤でも何でもいから、そういう公民館のあのスタッフではちょっと大変だなということ、これ2つ目に挙げられる。

その2つの件についてちょっと、教育長、お願いいたします。

○議長（小玉智和君） 残りあと5分切りました。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるようよろしくお願いいたします。

それでは、答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまのご質問の中での2点ございました。

まず、第1点でございますが、子供たちに対しての事業ということでありますが、今のところさらに参加いただけるような事業、こういうものも検討しながら、子供たちの参加を推進するといえますか、そのように努力はしていきたいと、こんなふうに考えております。ただ、先ほど申し上げましたように、子供たち自身が土曜等の休日の日にいろんなところへ参加しているということで、なかなか希望を取っても集まらないということが現状であります。そんなことだけ申し上げるわけにはいきませんので、さらに子供たちが参加しやすいようなことも検討してまいりたいと、このように思います。

次に、2点目でございますが、公民館の職員が足りないではないかということでもあります。確かに多くの人員が配置されればこれにこしたことはない、こんなふうに考えておりますが、町全体の人員というものを考えていただきながら、検討はお願いしていきたいと、こんなふうには考えておりますが、限られた人員ではございますが、しっかり努力をしてまいりたいと、このように思います。なお、公民館だけでなく、社会教育係のほうでのいろいろな主催する事業もございますので、それらも含めながら、子供たちがいろんな場面で活躍できる場面を設定していきたいと、こんなふうに考えております。

ご理解ください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁、町長、星學君。

○町長（星學君） では、端的に。2番目のスタッフの問題ですが、これは公民館職員のスタッフではなくて、私は教育長が答弁した地域の指導者、団体、この組織をやっぱりつくって、支援していただくということをこれから検討しなければならない。ぜひ議員もそのところを理解して、協力いただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。個人的になりますけれども、民間のあれとしてもなくさないで、けんかをしないで、陣取りやるのではなくて、年に三、四回ぐらいのイベントなのです。ですから、時には一緒にやるとか、そんなアイデアと、あと協力体制もそんなふうにしていきたいなど。

あと、やっぱり人材を、バンクではないですけども、そういう人材、スキーとか山とか、私もいろいろ知り合いが増えたものですから、そういうのもやっぱり有効に、子供たちの健全育成のために向けていきたいなというふうに、私どもも頑張りたいなというふうに思っています。回答ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○6番（玉川邦夫君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。（午前11時04分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時15分）

次に、10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） 10番議席、星能哲です。一般質問を行います。

1、農林業の振興について。令和5年6月会議で、農業法人化で一般質問し、鋭意検討中との回答であったが、その進捗状況の説明を求めるとともに、県内他町村の農業法人化の状況を把握すると、隣村西郷村農業公社、湯川村農業公社、最近では西会津町農業公社が発足し、農業振興に果敢に取り組んでおります。湯川村農業公社においては、JA会津よつば農協とタイアップして農業の振興に心血を注ぎ、ふるさと納税でも多くの成果を上げていることは、あまたの人の知るところであります。また、西郷村農業公社の西郷館の農産物の販売は活況を呈し、下郷町道の駅の農産物直売所の売上げにも影響を与えていると聞いています。このように、平成の大合併では全国に1,741市町村が誕生し、自治体間の熾烈な競争が行われていることは深く認識して、下郷町の揺るぎない持続的な発展を願うところであります。

林業については、太平洋戦争後荒廃した国土をいち早く復興しようと盛んに植林が行われて、その多くの山林が伐採期を迎えており、町内林業の振興と発展に官民を挙げての取組を強く求められております。

以上、農林業の取組について質問します。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星能哲議員のご質問にお答えします。

1点目の農林業の振興についてでございますが、農業法人設立につきましては、6月の一般質問答弁において、冬期間の雇用の問題やコロナ禍などによる情勢の変化により、現時点での農業法人設立は困難であると考えられるが、基本構想の検証は行っていきたくないと答弁させていただきました。基本構想の検証に向けては、これまで県内外農業法人の情報収集や視察を通して、まずは農林課内部での検討を実施しております。12月中には、西会津町農業公社の設立までの経過等について視察を受け入れていただくよう調整を行っております。その後、視察の結果を基に検討委員会を開催したいと考えております。また、町農業振興を図る上で重要な計画となっております地域農業の実情や将来の在り方を決める地域計画につきましても、法人設立に向けた大きな検討材料となることから、現在作成に向け意向調査の取りまとめを行うなど、事務を進めております。

なお、本年10月には、大松川地区において基盤整備を見越した集落営農組織、農事組合法人大松川ファームが設立され、水稻の大規模栽培やネギ、アスパラガスの作付を計画しているところでございまして、地域の農地は自分たちで守っていこうという取組も見られておりますので、町農業振興のためにも、こういった地域の支援も引き続き継続していく所存でございます。

町としましては、基幹産業である農業の維持は重要なものであると認識しており、これまでも町や町農業再生協議会が主体となり、新規就農者向けの支援、地域の特産となる作物栽培への支援、農地の拡大に向けた支援、直売所の支援、耕作放棄地解消のための支援など、数多くの支援制度を実施しており、本年度も昨年度に引き続き肥料高騰へ対応すべく、町独自に支援体制を展開するなど、農業者への支援を数多く行っております。さらには、遊休農地を地区外の大規模農業者や農業法人にあっせんすることによる集積の推進を図るなど、農地維持につながる取組も実施しております。こちらにつきましても一定の成果が得られております。そのほか、鳥獣被害に対応すべく、町鳥獣被害防止対策協議会では、鳥獣被害防止対策資材の支給や助成、個体数を減少するための捕獲強化、緩衝帯の整備にも取り組んでおり、農業者の様々なニーズに応えるべく事業を展開しているところであります。

次に、2点目の町内林業に関するおただしにつきましてお答えいたします。まず、平成18年度から創設され、第4期となります福島県森林環境税を活用して、水源の涵養機能や山地災害防止機能の高いものを対象とした森林整備事業を実施し、令和4年度末時点で約1,244ヘクタールを整備しております。これらは、町内における私有林、人工林面積の約42%となっております。これに加えまして、国の補助事業であります森林環境保全直接支援事業により、広葉樹を含む約146ヘクタールを整備しております。なお、令和元年度に創設されました国の森林環境譲与税を活用し、国補助事業へのかさ上げや林業従事者の確保に向けた人材育成事業を新たに創設したことによる6名の林業従事者の

確保につながっております。今後も福島県森林環境税につきましては、公益的機能の高い箇所の森林整備に加え、森林環境学習の推進や住民参加による森林づくり等により、次世代を担う世代教育と町民の普及啓発につながるよう進めてまいります。

また、令和6年度より本格的に譲与となります国の森林環境譲与税につきましても、公有林等の整備や林業事業体への支援、未利用材の新たな付加価値の創出に向けた取組を行い、当町が誇る魅力的な森林づくりに尽力してまいります。

このような様々な農林業振興策を展開しておりますが、依然として農林業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、この状況を打破するためにも、新たな農林業振興策の立案も視野に入れながら、今後も検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） 今、町長より農業全般についての今後の下郷町の農政の在り方の説明がありましたが、基本的にはやはり受皿となる核が必要だと思います。やはり農政は、国を挙げて全般的に本当厳しい状況にありますので、下郷町としてはその核にある農業振興公社なりをやはり設立していただいて、そこから少しでもいいから、町の遊休農地の解消に向けて努力していただきたいと思います。そんなことでお願いしたいのですが、それからやはり他町村からの農業法人の下郷農地の耕作についてもありますけれども、これは私も以前に税務課にもおりましたときに、やはり農業所得の関係も出てくるわけで、農地が荒れない、他町村から来て、農業法人化で耕作させていただくことができるにそれはこしたことないのですけれども、それに対する農業所得については、下郷町に納税をできないという場合もあるわけです。他町村のほうで農業所得の課税権がありまして、そして納税するということになる、やはり下郷町の財政面でもいろいろ考えていかななくてはならないですから、やはり下郷町内における方が農業法人を頑張ってつくっていただいて、そして下郷町のほうに農業所得納税していただく、これも一つのやっぱり観点ではないかと思います。

そういういろいろ、もろもろの観点から、やはり農業法人会社、基本はそこからつくって、組織がないとなかなか動きができませんから、基本、農業公社が不完全であってもやはり立ち上げるということが、農業基本構想では令和5年度に公社を立ち上げて、そして下郷の農政の活性化に向けて努力するというところでうたっておりますので、確かにこれは、農政問題は本当に厳しいですが、やはり下郷の観光面からもいろいろ併せて、どうしてもやっぱり下郷町の景観をよくして、そして魅力あるまちにして、多くの観光客を呼び寄せる。ですから、大内宿の場合は、私もいろいろちょっと少し勉強したのですが、内発的発展論ということから考えて、やはりどうしても……

○議長（小玉智和君） 10番、星能哲君、通告外の質問は分かりませんから。

○10番（星能哲君） そんなことで、基本的には農業公社の設立を切に願うところであります。

以上。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、星能哲議員の再質問にお答えしますけれども、大変意義のある質問をいただきまして、ありがとうございます。それで、町でも農業法人に関しての設立基本構想というものの結果について、私が頂いたのです。このことは以前議会でも申し上げましたけれども、この結果報告を読んでもみると、簡単ではない。これ書いてあるとおりのことです。可能な限り長期的な採算性を図った上で事業を開始する必要があると。こうたわわしていると、この可能な限りというと、農業政策というか、農業の収入と、それから販売だとかということを見ると、なかなか難しいのが現状ではないかと思っていますのです、私も。そのために再生協議会等で補助事業を実施し、そしてあるいは直売所の売上げに対しての5%の還元、これは農協さんあたりが手数料を取られるところのことを考えれば、それを売上げの5%を補助したり、いろいろなことをやっておりますので、この基本構想の結果を読んだだけでは私は、ちょっともう少しいろいろな町村の視察をしたり、これまでの設立の経過と、今後の法人の進め方というものをもう少し掘り下げて視察しないと、ただその文書に載ったものだけ見てきたでは、これは全然分からないです。その文書の中の中身をちょっと教えていただいて、今後の5年、10年、3年スパンでもいい、どういう方向で進んでいくのかということ研修のために勉強していただくと。視察へ行くときもそのようなことで、目的をはっきりしていただいて、そして視察した結果をみんなが今度また再検討していただいて、その結果を踏まえて基本構想をまず再提出してもらおうということを考えておりますので、いろいろご提言いただきましたけれども、よろしくお願ひします。

なお、町の民間における農業法人は8者ございます。大松川も含めて8者になりました。いろいろな他町村から来ている場合もありますけれども、ぜひ頑張ってください、農業収入を上げていただいて、法人税でもいっぱい納めていただくような方法を取っていただければと私は考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再々質問ありませんか。

それでは、星能哲君。

○10番（星能哲君） 質問しましたけれども、町長もいろいろ広範的な考え方でこの事業を推進するように今話を聞いて分かりましたので、そのような方向でひとつ高齢化社会における下郷町の再活性化に向けて、ご尽力賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 林業関係はないですね。

○10番（星能哲君） 林業については、ここに昨今の林業の価格の動向を見ますと、海外の外材が高騰しています。価格の高騰というようなことで、国内の林業が見直されてきているということですので、そういう意味で国内、町内山林の利益を上げるためにも、いろいろな諸情勢を勘案しながら、町の林業が盛んになるように、ひとつそういう施策を町からもしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） あと、今の件についての答弁もいいですね。それでいいですね。1番目はこれでいいですね。

○10番（星能哲君） ええ、1番いいです。

○議長（小玉智和君） それでは、2番目やってください。

○10番（星能哲君） 2番目の町内小学校の統合についてですが、全国的な人口動態は、少子高齢化により人口減少が顕著になってきており、これと比例して我が町も少子高齢化及び過疎化のダブルパンチで、厳しい局面を迎えていることは周知のとおりであります。現在、我が町の人口も年々減少し、5,000人を割り、2018年度以降出生数は20人以下と、厳しい局面を迎えていることは皆さんもご存じだと思います。このような状況の中で、最近下郷町の教育を考える有識者がアンケート調査を実施して、町民の明日の下郷町の教育に対するもろもろの意見の調査結果が出たようであります。したがって、町当局も町民の熱き教育に対する思い入れを真摯に受け止め、総合的に行政各般にわたって精査し、町の将来の教育の望ましい在り方を検討して、よりよい結果を出していただくと切に望むものです。町当局の対策及び対応をお聞かせ願いたいと思います。よろしく願います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、大きな2点目の町内小学校の統合についてでございますが、私が9月会議の一般質問でご答弁いたしましたとおり、10年後、20年後の本町の教育を見据え、町の政策及び学校教育に携わる方々と、それぞれの立場で未来を担う子供のたちのためにできることは何かと考え、よりよい方向性を見定めていくことが大切なことではないかと指示をしているところでございます。これからも地域と学校のつながりを進め、地域の未来や、学校活動や、よりよい教育環境の在り方について検討していく考えには変わりはありません。ご理解を願います。

なお、対策及び対応につきましては教育長より答弁させますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 10番、星能哲議員の質問にお答えいたします。

議会9月会議の一般質問でも答弁しましたように、児童生徒の減少問題につきましては本町のみならず、隣接する市町村、さらには県、全国的に見ましても、出生率は低下傾向にございます。喫緊の課題と理解しております。令和5年度の本町の児童数は159名であります。この後、令和9年度には123名の見込みとなっております。町内の3つの小学校におきましては、学校施設の老朽化や児童生徒数の急激な減少等を勘案しますと、小学校の統合問題については町としても重要な政策課題と認識しております。私たちは、常に本町の子供たち一人一人の豊かな学びを後押しし、これからの時代を生きる力を育むため、学校教育はどうあるべきかを常に考えていかなければならないと十分に認知しているところでございます。

議員おただしの町内3小学校の統合についての対策と対応については、繰り返しのようになりますが、現在第6次総合計画に基づいた施策や事業が進められております。これからより多くの情報、ご意見を収集し、今後の下郷町の教育の在り方や、統合についてのメリットやデメリット及び課題等を共有し、子供たちがよりよい教育環境の中で学ぶことができるよう、話し合いを進めていくことが重要であると考えております。ご理解をお願い申し上げます。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） いろいろ説明をしていただきました。ありがとうございます。それで、今後、いろいろな町民の有識者からアンケートを取られたようですから、町としても教育懇談会の開催などを検討しているのかどうか、そしてまた小中一貫校の先進地視察なども今後とも考えているのか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまご指摘いただきましたように、先ほども申し上げましたが、いろいろな情報を収集するという中には、統合をした自治体であったり、あとその統合するに当たり、いろんな課題が出てきたのだらうと思います。そういうところの視察、あるいは資料等を集めながら、これから方向性を探っていくというふうに進めていきたいと、こんなふうを考えているところでございます。

また、教育懇談会ということですが、昨年度は教育懇談会ではなく、下郷町の学校運営協議会というものが設置されました。そこで、昨年度末には学校運営協議会の委員の方々と教育懇談会を開催いたしました。今年度につきましても、教育懇談会、これを開催していきたいと、こんなふうを考えているところでございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありますか。

10番、星能哲君。

○10番（星能哲君） 今、湯田教育長から今後の統合に向けてのいろいろな諸施策について話がありましたが、いろいろこれから下郷町の優位な人材を育成するために、学校教育は本当に大事ですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

これで質問を一応終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○10番（星能哲君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで10番、星能哲君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩いたします。（午前11時40分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 1時00分）

次に、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 議席番号4番、山名田久美子、一般質問いたします。

第1点目、高齢化し、人手が足りない地区について。町内各地で若者が減り、高齢者が増え、地区での取組がままならないようです。道路沿いの草は生い茂り、農地は荒れ、

地区によっては登山道の草刈りを町から依頼されるも対応ができないなど、深刻に悩んでいる地区が多数あります。これまで地区でやるのが当たり前であったことができる人がいなくなってきていることは、地区にとっても町にとっても大きな問題です。早急に解決策を図らなければならないと考えます。

そこで、高齢化し、人手が足りない地区が多数ありますが、この問題にどのように取り組む考えなのかを町長に伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

1点目の高齢化し、人手が足りない地区でございますが、これまで行政区のご理解により、町道や農道、登山道の草刈り等を実施いただいているところでございます。また、農地の荒廃については、下郷町農業再生協議会の事業により、耕作放棄地解消等の農地条件改善支援に取り組んでいるところでございます。議員おただしのとおり、町内の高齢化率は10月末現時点で46.72%、60%を超える行政区は10地区あり、行政区の活動が難しくなっている地区が出てきていることは、町でも承知しているところでございます。国道や県道においては、県が道路管理を業者に委託し、実施しているところでございますが、町道においては多岐にわたり、現実的に財政的にも難しい現状もございます。また、農道や登山道に関しても、共有地や財産区所有となっているところが大半であるため、町が直接管理することは利害関係に大きく影響するため、難しいと考えております。

しかし、町といたしましては、地域の暮らしを守るためにも、町民の皆様が元気で活力あるうちは引き続き活動をお願いしたいと考えておりますが、今後活動が難しいことは現実であることから、地域運営組織の立ち上げの検討が必要かと考えます。このことについても慎重に議論していく必要があると思っております。いずれにしましても、今後過疎化高齢化が進む現況を考えますと、人手不足となる地区は増加することが予想されます。町といたしましては、引き続き地区の声に耳を傾けながら、町と行政区が課題を共有しながらさらなる検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問、山名田久美子君。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 答弁ありがとうございます。今、地域運営組織の立ち上げが有効というふうに町長がおっしゃられました。その中で、慎重な議論が必要であるということですが、これ慎重にということになると、どのようなことが危惧されるのか、現在でどのように考えているのか、その点お聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 慎重に議論する必要があるということをお答えいたしました。これは、住民の主体の組織になると。そして、町、要するに行政区に対しての財政支援ということ

が上がってくると思います。そうすると、その財政支援のパーセントはどうかという、まるっきり100%ということにはいかないと思うのです。そこは、やっぱり慎重にしなければならない。それから、町の重点事業の要望は毎年行っておりますので、そうした重点要望の中に入れていただいて、これは地域的に無理があるねという判断をすれば、行政区と町が協議して、そしてその活動が難しいところについては手当てをしていくという考えですので、その立ち上げについてはやはりもっと議論が必要だと。これは煮詰めなければならない。要するに負担割合の関係が出てくる。それから、行政区が不公平にならないようにしなければならない。そういう決め方をひとつ考えていく必要があるのではないかと。まだまだ設立するまでにはちょっと時間がかかるし、中身の内容を勉強していかないと、不公平が生まれる場合がありますので、その辺をご理解いただきたいと思います。そのことが慎重にということですよ。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、再々質問。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 例えば下郷町でも以前シルバー人材センターがあったというふうには聞くのですが、これは町主体ではなく、何か個人で立ち上げ、その後依頼も少なく、やめたというような経緯を聞いてはいるのですが、そういったことが起きるのではないかとということだと思っております。危惧される件というのは。やはり本当に行政区の中でやるべきこと、それからあとは、各団体で請け負って草刈りとかはやっていることもあるわけです。そういったときに、やはりなかなか地元の団体でも出れる人が限られてくる、そういったことになると、各地域の人たちにもお願いしたりしながらやっているというのが現状なのです、登山道の草刈りとかは。ですから、そういったときにこういうシルバー人材センター的なものというのがあれば、だから町長がおっしゃる地域運営組織ですね。それが半公共なのか、本当に私的なものなのか、その辺は一緒に考えなければいけないと思うのですが、やはりこういったところの協議に関して、具体的に個々の区とか団体とかとの協議が必要だということなのですけれども、これは各個々にやるのか、それともそういった個々の区、それから団体全てを集めて協議をするのか、その辺はどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問につきましては、人材センターの過去の関係だとか、団体、それから地元をお願いしている登山道の整備だとかというものを地域運営の組織としてどう考えているのかということだと思っておりますけれども、いずれにしても、人材センターを設立したときには民間の方が事務局になってやっておりました。そのときにはやはり仕事がなく、受注する仕事がなく、運営できなくなって解散してしまったという経過がございます。それから、団体でやっていただいているのは、あれは青年会だとかで落合の登山道の整備だとかについてはやっていただいている。地元でやっていただいているのは、大内の登山道、小野の登山道というようなことでやっています。音

金も三倉山の登山道をやっていた。そういうことですので、これから行政区で難しいところがあれば、重点要望にこのようにやってほしいということをはっきりと要望書に書いていただいて、これが年次計画でやるものなのか、やれないものか、あるいは1年間でできるものか、できないものかということ判断して、その対策に講じてまいりたい。あらゆる重点要望については、可能な限り実施しておりますので、そういうことを非常に重要視して取り組んでいきたい。

里山整備、要するに緩衝帯なんていうのは何か所もやっているのですが、要望書もまだまだ周知徹底がされていないせいか、希望する行政区が少ないということは現実です。かえって我々のほうでどうですかというような問いかけをしながら、その緩衝帯、要するに里山整備をしている場所もございますので、ぜひこうした難しい行政区、要するに活動が難しい地区であれば、この部分についてはそういう事業でやりましょうというようなことも実行できますから、ぜひ行政区の皆さんで話し合った結果を踏まえて要望書に出していただければ、対応できるものについては対応していきたいと、実行していくものについてはすぐに実行したいという考えを持っていますので、その辺は行政区の皆さんと一緒に、38行政区全部要望を聞いておりますから、そういうことについての要望書に書いていただければ、解決できるものについては解決できると、こう考えております。ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小玉智和君） それでは、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 行政区のほうの要望があればということでしたので、それはやはり、私たちもこれで質問しまして、いただいた回答、これはまた広報のほうにも載せて、やはり周知徹底させるということは本当に重要だと思うのです。それは私たち議員の立場からも、行政の立場からも、そういったことは各行政区にどんどんと宣伝していただいて、やはり要望として上げていただくというのをやっていく必要性あるかと思えますので、その点はやっぱり考えていただきたい。

私は、町内に限らず、やっぱり手伝っていただける、参加できる、登録、運営できる、そういう人を集めた下郷を助け隊、これは私が勝手に考えた仮称の団体なのですが、こういったものを立ち上げて、隣の町にはシルバー人材センター、会津若松にもありますし、そういったところをやはり見学し、勉強して、一緒にどうやったらやっていけるのかというのを行政だけではなく、一般の町民、それからそういうのに関われる人たちを含めて、こういったものができていければなというふうに考えております。その点、やはり一緒にシルバー人材センターとか、どうやったらやっていけるのかというのをきちんと一緒に考えていきたいと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大変貴重な意見だと思っておりますが、シルバー人材センターの登録は、それはいいのです。しかし、人材センターの登録者はやっぱり65歳以上が多くなってきている。退職した人で、今再雇用というのが65歳までは働いていただける状態になっておりますけれども、以前は60歳で定年ですと、あとはそれはいろいろなシルバー人材セ

ンターに登録してやると。しかし、これは簡易な仕事なのです。だから、例えば我々の行政区の中で、65歳以上60%の箇所になれば10か所ありますよと、高齢化ですが、そういうところの作業は急斜面、急勾配、そういう場所なので、そうしたバンクに登録した人がやる場所ではないのです。実際はそれが困っているのです、各行政区。だから、それをどのようにするかということになると、やっぱり町の財政、あるいは区の負担の財政も考えながら、重点要望の中でやっている。できる限りのことはやっていきますので、その率の改正だとか、そういうもの、補助事業でやるものについては補助事業でやっています。町単でやるものは町単でやっていますから、その辺はやっぱり行政区と話し合っただけでやっていくべきである。

ただ、勉強のために行く必要はあります、勉強のために。やっぱりやる仕事が簡易な仕事で、危険性のないところでやっているのです。だから、これはあんまりお勧めできないので、それはどうしても、活動で困っている地区はいろいろな危険な場所がいっぱいあるのです。それを解決するには、やっぱり業者以外にないのです。ですから、その辺はご理解で、ただ勉強することはいいですよ、勉強は。勉強することはいいですから、そうした研修なんか必要です。登録制についても、そうしたものに限ってやるならばいいのですが、これは運営できないというふうな実証が以前にあったわけですから、その辺の考えを持っていくと、やっぱり行政で手当てをしていくと、協力し合っただけでやっていくということが、これからのことについてもそのほうがいいのではないかと私は考えておりますけれども、どうでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 確かに本当そうなのです。ただ今65歳といっても、まだまだ元気な人もいます。町民から言われるのです。まだまだ元気だから、やりたいのだと。そういうときに、こういう組織があったらなというのは言われるのですけれども、確かに危険なところというのがどうしても多いということは分かりますので、これは今後の本当に課題として我々も考えていかななくてはいけないので、一緒にこれは考えていきたいと思っておりますので、お願いいたします。1問目についてはこれで終わります。

では、2問目について質問いたします。大川ふるさと公園の利用についてでございます。大川ふるさと公園の利用について、教育長にお伺いいたします。以前、当公園を利用してイベントを開催した際、屋外での飲食は認められず、やむを得ずコミュニティセンター内で実施したようです。また、町外から多くの参加者があるイベントであったため、地場産品などの土産販売についても、事例がないからと許可されなかったようです。そこで、これらのことが町の条例、規則、要綱などの何で規定されているのか伺います。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

2点目の大川ふるさと公園の利用についてでございますが、まず初めに山名田議員のほうからご質問がありました、屋外での飲食は認められず、やむを得ずコミュニティセンター内での実施したようだというご質問でございますが、この点は訂正させていただきたいと思っております。公園内での飲食は、特に認めないというような規定はございません。それでは、実は、その際のところもまたお話ししますが、大川ふるさと公園の利用についてでございますが、大川ふるさと公園は町民の生活環境の向上とコミュニティ活性化及びスポーツ、レクリエーションのために整備されている公園でございます。現行の下郷町公園条例においては、基本的には体育利用を想定した料金体系となっており、イベント開催を想定しているものではないことから、その利用料及び設備使用料の設定、使用した際の取決め事が未整備となっております。議員おただしの件につきましては、営利的使用の規定がアリーナ内にしか設定されていないことから、アリーナ内での飲食の販売です。飲食ではなく、飲食物の販売をお願いした経緯がございます。また、他のイベントでの物販についても同様に、屋外でのイベント開催であったことからご遠慮いただいたところでございます。

大川ふるさと公園及びコミュニティセンターの利用については、下郷町公園条例、下郷町コミュニティセンター管理規則で定められております。また、未整備となっている事項につきましては、利用料の改定を含め、イベント利用の手引、公園行為許可基準等の整備が必要と考えております。イベント開催については、他の団体や利用者等との調整も必要となってくることから、事前に教育委員会のほうにご相談させていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

また、都市公園等では、今後インフラのストック効果が期待されております。下郷町においても、さらなる公園の利活用及びスポーツツーリズム等も併せながら、公園の管理、整備に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、4番、山名田久美子君、質問ありますね。

○4番（山名田久美子君） ありがとうございます。今、アリーナ内のみ飲食というか、そういう販売は……

（「飲食ではなく、販売なんです」の声あり）

○4番（山名田久美子君） 販売は認めるということなのですね。飲食は駄目なのですか。

○議長（小玉智和君） それでは、教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） コミュニティセンターの中のアリーナ内の飲食は駄目でございます。観覧席等ございますね。そこでの飲食は認めてはいるということでもあります。なお、この際、先ほども申し上げましたように、過去の例ですと、外にキッチンカーを持ち込みたい等々の依頼が突然参りました。その際に、公園内でのそういうものの規定がなかったということで、販売する場合はアリーナ内のところをお願いいたしますということでもございました。その後、たしかサイクルロゲイングでしょうか、その際にも、外の行事ということもございまして、物販の販売については、前回の例が直前にあったものですから、こちらで許可しないでこっちで許可するとは何だということもあろうかと思ひまして、申し訳なかったのですが、お断りさせていただいたと。ただし、物販、サイ

クルロゲイニングの際には、各それぞれ行かれたところでの注文といたしますか、買われたものをゴールしたところで受渡しできるような対応を取ってくださいますかということをお願いした経緯がございます。これからその辺についても整備をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 例えばふるさと祭りのときには、あそこに販売可能でしたよね。あれというのは、町が主催というか、関わっているからなのですか。いわゆる個人で申し込んだときには、アリーナ内で例えば販売をしたとしても、上、観覧席で食べるのはオーケー、例えばそれを外に持ち込んで食べてもオーケーという、そういう考え方だったわけですよね。そうすると、ふるさと祭りは実際商工会が請け負ってやるような形でしたけれども、町から補助金をいただいてふるさと祭りをやっていたわけで、それは可能で、それはもう大分前からやっていることではあったのですけれども、やはりこの間、そういったやりたいという、というのは、あれだけの公園があつて施設があるというのは、町外の人からするとすごく羨ましがられているのです。キャンプ場もありますし、芝生もあつて、いろんなイベントをやりたいという思いはいろんなところであるようなのです。ただ、やっぱりそれが許可されないということになると、どうしても使い勝手が悪くなるというようなこともあつて、敬遠されているというところもあるのかなと思うのですが、やはりこれ、ふるさと祭りだからオーケーになったのかってなると、やはりそのところはきちんと、どこが主催であれ関係なく使えるような規則というか、条例をつくっていくべきだと思うのです。これからやるということではあるのですけれども、やはり今、これから冬に入って、3か月、4か月ありますけれども、やっぱり来年4月以降、またそこを利用したいという方が増えるわけですから、そういったことを考えると、もう早急にこれ改正していかないと、来年度以降使う人誰もいなくなってしまうのではないかって思うのです。そうすると、やっぱりもったいないというのがあつて、

ホームページを見ても、建設の中の公園条例はありますけれども、やはりこういったところにふるさと公園の宣伝と言うとおかしいのですけれども、結構、パークゴルフがあつて、テニスコートがあつて、いろいろあるわけですね。あれだけの施設があつて、確かにスポーツには特化しています。ただ、やはりそういうイベントを開きたいというのもありますので、その辺を考えたときに、もういつ頃規約とか規則とか、そういったものをつくって考えていくのか伺います。

○議長（小玉智和君） それでは、この件については町長、星學君。

○町長（星學君） 大川ふるさと公園の利用の件ですが、先ほど教育長も1回目の答弁で、イベント利用の手引、公園行為許可基準、こういうことを整備していくということを回答していますから、これに基づいて基準あるいは手引をつくっていくことは、3月まではできると思います。そういう私の考えです。教育委員会の管轄ですから、それは教育長さんにまた再度お聞きしたらいいのではないかと思うのですが、ふるさと祭りの実行委員会組織ですから、町が入っている。町が入ったり、商工会が入ったり、団体が入っ

ての実行委員会の組織ですので、それは実施できるのです、実行委員会で。それは町でなくて、不特定多数ではないのだから、要するに補助事業で行っている場所は、目的外使用は絶対駄目なのだ。そうすると、やっぱり実行委員会を組織してやりましょうということが基本になって、条例がつくられたのではないかと私は思います。ですから、この利用改定を含めて、利用料も含めて、要するに手引、それから基準、これをつくって、実行する団体と協議して、どういうものなら許可されます、どういうものは駄目ですよということをちゃんと基準、それから手引をつくって、その実行に移したらどうですかと思いますので、よろしくご理解ください。

それから、一つの例を挙げますと、やっぱり後片づけは大切ですよ。やっぱり後片づけをしないでそのままにしていくと、公園で働いている人たちが苦情を私に言うのです。苦情。全然やっていないのではないのかということも言われました。いや、大変だったよというようなことも言われますが、それは守ってもらわないかぬ。これだけはやっぱり手引、基準の中にちゃんと入れて、教育長さんの教育委員会のほうで要綱と手引をつくっていただければいいと思いますので、よろしくご理解ください。

○議長（小玉智和君） 教育長のほうからは何かありますか、その前に。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 今、町長さんのほうからもご答弁がございました。他の市町村の都市公園の活用状況ですか、そういうことも調査しながら進めてまいりたいと、こんなふうを考えております。

なお、いろんなイベントということでございますが、イベントそのものについては特に禁止とか、そういうことはないわけでございます。その際に飲食物の販売であるとか、そういうものが伴う場合に、さあ、どうなるのだろうという、そのあたりもよく他の市町村の例などを鑑みながら検討してまいりたいと、このように考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 今町長のほうから、教育委員会が考えれば3月までにはできるだろうということですので、それを期待しながら、やはり来年度以降、せっかく造ったふるさと公園でもありますので、それを利用していただけるように持っていければと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはございませんか。

○4番（山名田久美子君） はい。

○議長（小玉智和君） それでは、これで4番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議席番号2番、小椋淑孝、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

第1問目に、町道湯野上中山線についてでございます。町道湯野上中山線は、全国にも名をとどろかせている町一番の観光地でもある大内宿へのアクセス道路でもありま

す。何より大沢地区唯一の生活道路であるとともに、中山地区住民の多くが利用する重要路線であります。それにもかかわらず1車線で、対面通行ができず、特に大沢地区から中山地区の間では、狭小崖地により危険な箇所が多々あり、通行車両に支障を来しております。過去にも一般質問で当路線の拡幅改良について質問をしましたが、その際には落合音金線の道路改良が終わったら、当路線の改良に着手するよう進めていくとの回答がありましたが、町長の拡幅改良の考えはどうかお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

1点目の町道湯野上中山線についてでございますが、本町道は国道121号湯野上地内から大沢地区を通り、県道下郷会津本郷線、中山地区を結ぶ重要な2級町道であります。平成17年度以降は、大沢集落から中山地区までの区間は砂利道でありましたが、平成20年度までに全線舗装工事と一部現道を使った待避所設置の工事を行いました。しかし、観光シーズンには、県道湯野上会津高田線の一部が渋滞しているため、町道湯野上中山線を利用して大内宿や中山地区へ行き来する車両が増えております。平成28年6月及び12月の定例会において、町道落合音金線の事業完了後に町道湯野上中山線の事業着手に向けて進めていく旨を説明しておりましたが、令和元年度に発生しました台風19号の影響により町道湯野上中山線の一部が崩落したため、災害復旧を最優先にして行い、令和3年度に復旧工事が完了しました。この災害復旧工事中、町では大沢集落から中山地区までの狭隘区間の規制区域等について調査を行い、国有林や保安林指定区域、さらには砂防指定区域などの様々な制限があることを確認いたしました。地形は急峻であり、拡幅改良を実施するにはこれらの制限をクリアすることに加えて、地形上の関係から莫大な整備費が必要となり、大変困難な事業となることから、令和4年度に待避所設置の予備設計を行い、2か所設置可能との調査結果となりました。このため、本年度は2か所の待避所設置設計を行っており、来年度から工事に着手する予定でありますので、ご理解のほどをよろしくお願ひします。なお、工事期間中は通行止めが予想されますので、ご協力をお願いします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 調査期間を経て、ようやく2か所設置可能というふうにご答弁いただきました。これはうれしいことです。本当に先ほど町長からもありましたように、私が平成28年、議員になった年にこの道路について改良の質問をしまして、落合音金線、何年かかるか分からないが、終わり次第そこに振り向けて考えているという答弁いただきました。ようやく、時間はかかりましたが、終わったということでこっちに来たということで、喜ばしいことです。

一応避難所、待機所というところですが、コロナ禍で確かに交通量は減っていました。しかし、コロナ禍前、今年5月以降、5月の連休も5類になる前でありましたが、やは

り大内宿、観光地であります。それで、一般車両、県外ナンバーの人が湯野上温泉から上がってくるタクシーを見たり、地元の人の道路を通っている通行車両を見たりしてこの道は通れるのだと、やはり車両は今年からまた増えてきます。今、広田タクシーさんが大内宿、湯野上駅間でマイクロバスを走らせております。観光シーズンになりますと、平日は1台で運行しているものが3台に増えます。その際、やはり大内宿から湯野上地区に下りてくるところ、出口で渋滞が発生し、支障があるので、台数を増やして、ちょうど湯野上中山線をこのマイクロバスが上がってくる。勝手に広田さんのほうで対応して、一方通行でマイクロバスを巡回させているのです。その際、我々中山地区住民は、大内宿は混むから、やはり町道湯野上中山線を通って下に用足しに行くときには使う。その際にマイクロバスが上がってくると、道路がやはり狭くて通行できない。それで、今回退避所できるのは大変うれしいですが、道路全体を見たときに、大沢地区の人はやはりこの道路を上って、下って、自宅に戻る、そういうことをしているのです。そうなったときに、やはり代替路線というよりも、この道1本しかないわけですから、全体の拡幅改良については、町長、考えているのかお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほどの1回目の答弁で、落合音金線のことを詳しく話せばよかったのですが、あのおとき28年のときに答弁したように、その道路計画は過疎地域持続的発展計画にも入れてあります。落合音金線は、延長が2,011メートルです。ただ、執行率が58.9%で、まだまだやらなければならない。ただ、そこにだけ投入するわけにはいかないということで、重点事業など要望で何回も出ているのですけれども、抑えている状態であって、58.9。これを徐々に進めていって、100%になった場合の、時期的な問題になるとなかなかこれ今ここでお答えすることできない。ただし、この湯野上中山線については、今1回目の答弁もしたように、待避所をまずつくって、なるだけ多くつくるようにして、今観光シーズンに広田タクシーさんが上がっていくときには支障のないように、地区路線として、生活路線として支障のないようにこれからはやっていくことが大事ではないかと、こう思っていますので、その辺については十分に認識しながら事業を進めていきたいと思えます。とにかく町の生活していく路線をまず優先的にやるぞということを前提にして予算計上してまいりたいと、こう思っていますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 私、先ほども言いましたが、大沢地区の人にとっては生活道路はこの道路しかないのです。ってなると、落合音金線も分かりますが、確かに今回大沢地区から中山地区の間、狭いので、そこに2か所待避所できるのはいいことです。でも、その下、やはり大沢地区の皆さんが通っている分に関したって、大沢地区の人が中山の人にも通るような交通量増えて、ちょっとびっくりするのだという話を言われたことがあります。そうなったときに、これ観光シーズンにかかわらず、やはり抜けている道路、私の知り合い、東京の人たちも魚釣りに来る際に、羽鳥湖に別荘を持っている方なんかは

中山に来る際、やはりこの町道湯野上中山線を使って上がってきます。そうなったときに、道路がやはり狭いから、怖い。大沢地区行くまでもっと広いといいねという話を受けます。そうなった場合に、大沢地区から中山地区の間には待避所をつくっていただけ。でも、大沢から湯野上間にしても改良はしなくてはいけないと思うのです。確かに一度にはできないと思いますが、大沢地区の人にとっても重要路線、本当一番の路線でありますので、その辺を踏まえて町長のお考え、お願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 誠にそのとおりだと思う。大沢地区は生活道路ですから、あの道路を改築するということは私も必要であると考えています。大沢地区の道路なのだけれども、湯野上の所有者でもあるところもあるので、かなり、ですからそういうところと、やはり急カーブというか、鍋弦のようになっているようなところをまずどのようにしていくかということも必要だし、大沢の集落と湯野上の入り口のところの待避所もまた必要であると。ですから、そうしたことも踏まえながら、大沢中山間も待避所、それから湯野上大沢間も待避所が必要だと、取りあえずはそういうところから解決していくことも必要ではないかと。そうした協力していただける箇所があれば、ぜひそれに組み込んでいきたいと、こう思いますので、ご了解いただきたいと。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 本当この質問を私がしたときに、町長も覚えていらっしゃると思いますが、傍聴席が満席で座り切れず、パイプ椅子を出して三十二、三名の方だったと思うのですが、入って聞いております。そのとき中山区長であった人が、やはり私が議員となって、傍聴しに来ていただいた。その他支持者の方もいっぱい来て、本当に傍聴席が座れないなんて初めてだったということも聞きました。そういうときにお話しした質問で、今回ようやく待避所ができる、その先も町長は覚えていらっしゃるということなので、確かに一度にできないのは当然でございます。でも、少しながらでもいいので、進めていくという考えでいいのか、その辺だけお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） だと思います。できる限り予算の確保をして、狭隘区間の部分の待避所はやっぱりつくっていかなくてはならぬということでご理解いただければと。いずれにしてもこの持続発展の計画にはちゃんと言っていますから、起債事業をしてでもやっていきたいと。なかなか起債事業を、県内全域にわたっての起債事業、過疎債の該当する自治体がありますから、これなかなか枠決めが、県で枠決めして、これはちょっと駄目だよなんていう、数字的に減らされる場合もあるのです。また、町の財政的なことも考えなければならぬ。しかし、やっぱり生活していく以上の生活環境は最優先していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと、思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） この問題については、町長も今後考えていただけてというので、よろしくお願いします。

2番目の質問に入ります。2番目の質問については、町内企業についてでございます。9月会議で報告されました令和4年度の事務報告書で、企業への訪問はコロナ禍の影響で中止したとありました。当時の感染状況を考慮しますと、やむを得ないものと思っております。しかし、今年5月、コロナ感染症が第5類に移行し、通常の生活に戻りつつあり、町の業務、事業も通常に戻ってきたと思われそうですが、これまで中止されてきた企業への訪問、また企業からの聞き取りなどは実施されたのかどうかお伺いします。

また、町内ではここ数年で廃止、撤退した企業が多数あり、これにより職を失った町民が多数おります。国道などの道路事情が便利になり、会津若松市や白河地方、那須高原へ通勤する町民も多数おりますが、今のご時世、交通費がまともに支給される企業はごく僅かであり、町民の負担が大きいと聞いております。そのため、町内で働く場所があることは、町民にとって何より喜ばしいものであり、現在町内にある企業を大事にしていくことは非常に大切と考えておりますが、町長の企業支援に対する考えをお伺いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、大きな2点目の町内企業についてでございます。本年5月に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行しましたが、町内でも夏場にコロナ感染者が一時的に増加したこともあり、本年度はまだ企業訪問を実施していない状況でございます。ただし、この間、11月2日には町内工場を有する企業の代表者に来庁していただき、意見交換や企業社員との現地踏査や企画提案など、話し合いを行ったところであります。また、11月10日には福島県東京事務所に赴き、会津縦貫南道路や国道289号八十里越の開通を見据えた企業誘致に関する意見の交換や協力をお願いしたところであります。なお、町内の企業訪問については、今後年明けにも計画しているところでございます。

次に、議員おただしのおり、新しい企業の誘致はもちろんのこと、これまで町内に事業所を構えていただいた企業を大事にしていくことは、大変重要なことだと思っております。町には、若者の雇用奨励金、労働環境整備補助金など、その内容に特化した企業支援補助金がございます。これまで以上ご活用いただきますよう周知を努めていきたいと考えておるところであります。また、企業訪問等で意見交換により、可能な限り企業の要望とマッチングした支援が展開できるように今後検討してまいりたいと考えている所存です。よろしくご理解願います。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 年明けにも企業訪問を計画しているということで、ぜひこれは行っていただきたいと思えます。香精さんが撤退して空いた場所、あそこの地区は、やはり企業いなくなったから、ちょっと今土地が荒れてきています。やはりそういうこともありますし、私ちょっと耳にしたところ、コトブキさんが何か撤退を考えているのだなんていう話もちょっと聞きまして、こういう質問をさせていただいています。やはり町内

に働く場があって、働ける人がいるのであれば、働いてもらったほうがいいと思いますし、やはり今企業、確かに勤める人がやりたい仕事、やりたくない仕事、これは多々あると思うのですが、先ほどのお話で、やはり高齢になっても働きたい人がいっぱいいる。そういった人との本当この先ほど言ったマッチングした支援というのは、町独自としてやはりやっていかなくてはいけないと思います。その辺について、マッチングするに当たって町としては本当どういうふうな考えなのか、もう一度お聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 進出企業については、AIテクノロジー、セコニック、コトブキ、暁精機、そのほか発電所関係では昭和電工、三峰川電力というような、大きな企業ですとJ-POWERというものはありますけれども、ここでは何か香精さんの事業については、やっぱり社長とお話ししましたけれども、採算性が取れないということが一番影響しているようです。というのは、輸送料がかかってしまう。そして、大企業で利用する場合の漬物屋なんかはやっぱり叩かれてしまって、利益が上がらないということで非常に困っているということで、どうしてもやっぱり採算が合わないので、撤退するというようなことになりまして、それは仕方がないのかなということで私は伺っておりますけれども、そうした残地については、その隣にあります農業法人の方がお借りしてやっていきたいというようなことでしたので、それは了承しました。いずれにしても、先ほども農業振興のことでお話ししましたけれども、頑張ってください、そして法人税を上げてもらうような、マイナスでは駄目ですから、やっぱり頑張ってもらって法人税を、基本的な料金ばかりではなくて、所得を上げてもらうような企業になってほしいなと思います。

また、コトブキさんの話は、議員から聞いて初めて知りましたが、今のコトブキさんで製造しているのはベンチの座るところの材料なのです。そうすると、ベンチというのは壊れないのだよね、木ではないから。非常に丈夫で、役場でももらっているけれども、非常にそれはいいことなのだ。だけれども、これが全体にそうなった場合に、やっぱり需要はなくなるのではないかと思います、私は。だから、そうしたことによって撤退というようなことも考えられているのかなと。これ正式には私聞いていません。しかし、それはやっぱり確認しなくてはならない。しかし、コトブキさんとのつながりは、このベンチの材料ばかりではなくて、公園整備のときだとか、そういうものも使わせて利用されております。そうしたことで発注をしていますので、その辺はご理解いただければと思いますので、ぜひ継続的にそういう事業も展開できるような工場であってほしいなと、こう考えておりますので、ぜひその支援については私も考えておりますので、よろしくお願ひします。

なお、AIテクノロジーさんが来ていただいた。わざわざ来ますということで、いろいろな現地踏査をしていただきました。そして、いろいろ提案をしたいというようなことも考えていまして、ぜひそういうのを待っているのだけれども、こういう忙しい世の中ですから、なかなか来てもらう、来ますということの話でしたけれども、まだ返事も

らっていませんので、ぜひもう一度来ていただいて、企画、立案、提言をしていただければと思います。これは、東京事務所に行っても私は説明してきたのです、所長と。やはりこういう条件のところはなかなかないので、2024年から運送業の仕事の中身が変わってくると、非常に立地条件もいいよと、そういうことをぜひ事務所の所長さんは宣伝してくださいということを話ししてきましたけれども、機会があればまた事務所に行つてそうした話を進めていく、また企業訪問もいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 東京事務所のほうに行つて交通の便がよくなる、その辺お話ししてきた、まさに町長、そのとおりなのです。今度国道289号線が只見町から新潟に抜ける。そうなったときに、289号線は中通りとの玄関口であるこの下郷を通る。まして新潟からもつながるといふルートになると、本当に交通の便はすごくよくなります。会津縦貫道ができれば、これは会津若松からのルートも、まだ途中決まっていないところはありますけれども、また便がよくなります。ましてこれが将来的に栃木県のほうまでつながるようになれば、本当に交通の便がよくなり、ここは本当中間ポイントとして、利活用はすごくできる場所なのではないかなと思うので、本当に今からこの会津縦貫道完成する前、今の段階でやはり企業誘致に関して東京事務所行って、お話しして頼んできたのはすごくいいことだと思います。そのときに、町でまた企業が来たときにどういう対策、対応できるのか、そういうPRポイントが大事だと思うのですが、その辺はどうお考えになっているのかお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） PRポイントは、やはりこのインターチェンジができる周辺と、大内宿という江戸の宿場町をPRするためには、やっぱりここで降りていただいて中山通っていくということが一番理想の形になると思って、この前は本郷線について、要望でもそのようなちょっと考え方を示してはいたけれども、とにかくポイントはやっぱり縦貫南道路のインターができることです。その条件は、今農地であっても、これを開発行為、農地転用の事業化を進めて、やはり道路ができないと、あれなかなか農林事務所って認めてくれないので。例えば塩生5号線造ったときに、右と左、あれ外してもらった。ですから、スムーズにうちを建てることができました。だから、新しい道路を造ったときに外してくださいということを申請すれば、農林事務所でも、ではそれはいい考えだということなのだけれども、全体で外すとなると、全部調査して出すになる。それが今遅れているので、なかなか宅地化が難しい。

ただし、今2024のときに運輸関係の仕事が変わってくるのです。そうすると、中間地点、要するに4時間働いて、そして4時間戻ってくると、4時間来て4時間戻っていくというと、自宅に帰らないのです。そういう制度になっている。だから、ここが一番条件としていい。新潟、山形、それからもちろん県南、いわき、これからするとやっぱり一番いい条件。だから、これがPRポイントということをぜひ企業訪問のときに、企業

はAIテクノロジーはまた職種が違ふし、セコニックも職種も違ふと、暁さんも違ふので、そういう関係にダイレクトメールでも出して、現地を見ていただくという手もそれは一つだと思って私は考えておりますので、そうした事業展開を図ってやっていくということがこれからの下郷町に大切なことだと私は思っています。

以上です。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 確かに運送業界は大変な発展して、今改革しているところで大変ですが、今町長がおっしゃったように、私も中間ポイントとしてはすごくいい場所だと思っています。まして佐川さんだったりヤマトさんは、南会津町に拠点があります。でも、日通さんですとやっぱり会津若松にありますから、その中間ポイントとしてもPRするべきだと思いますので、この辺は町長に頑張ってもらいたいし、私のほうも知っている限りお声がけはしたいと思ひますので、2問目の質問はこれで終了いたします。

3問目の質問に移らせていただきます。3問目は、地域景観についてでございます。国の地球温暖化対策、新エネルギー策により、太陽光発電施設が全国的に多く見られ、町内でも幾つかあるようです。そのような中、福島市の吾妻山に大規模な太陽光発電施設が設置され、景観を損ねていると問題になり、福島市では今後太陽光発電の施設設置には制限をかける旨の動きがあるようです。また、町内でも農業リタイアや町外在住の相続者が多数いることから、太陽光発電施設の設置が乱発し、これまで守られてきた自然景観や農村風景が壊される可能性が大きいです。実際そのような動きがあることを何回か耳にもしております。新エネルギーに推進は大事であります、下郷町にとっても自然景観や農村風景を守ることは、最も大切なものではないかと考えます。そのためにも、太陽光発電施設のような景観を破壊するようなものの規制を早急に行う必要があると考えますが、町の考えを伺います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、大きな3点目の地域景観についてでございますが、自然景観の保全とエネルギー施策の推進に関しまして、第6次下郷町総合計画では、自然環境の保全を図りながら、省エネルギーの対策の一層の推進や自然エネルギーの利用拡大を図ることによって、自然と人が共生できる持続的な強靱なエネルギー社会の構築が重要としております。福島県においても、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、それに続く東京電力福島第一原子力発電所事故以降、復興ビジョンや福島県再生可能エネルギー推進ビジョンにおいて、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを基本例理念に掲げ、再生可能エネルギーの推進に取り組んでおります。

規制につきましては、当町におきましても、さきに国土利用計画法、景観法、福島県景観条例などの各種法令に基づき、事前届出や福島県からの意見照会と措置が講じられておりますが、それらの法令は許可制ではなく、届出制によるため、規制の効果が乏しい側面がございます。一方で、当町では、自然公園法や福島県立自然公園条例に基づく許可制により規制を強化している日光国立公園、県立自然公園などの地域もございます

ので、今後も国や県との連携を図りながら、自然景観の保全に努めてまいりたいと考えております。いずれにしましても、町としましては、下郷町の自然景観や農村風景を守ることにもさることながら、新エネルギー施策を推進することも、東京電力第一原子力発電所事故の影響を受けた町長としまして同様に重要なことであると考えており、自然景観の保全、エネルギーの施策推進の調和を図られた町を目指したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ここに付け加えさせていただきますが、東北電力の送電量は満杯です。実際のところ、家庭用にやるそうしたものは小さくていいのです。実際の風力発電だとか太陽光パネル、これはちょっと無理です。小水力発電もようやく入れてもらったのです。隙間、隙間を狙って、それはその前から計画したのだから、東北電力さん、認めてくださいと言って、それは通してもらった。だけれども、今そういうことで事業をすると、送電線は自分で建てなさいと、町でやるのですかって言われるのです、逆に。ですから、これは私は自然景観を守るという見方でなくて、そのこと、事業そのものがないのです、これは。容量にもよるけれども、小水力発電の容量は少ないですから、だから大きな容量は送電できない。送電するためには、あなたたちで送電線を造りなさいって言われるのです。これが今現実です。ですから、地域景観を守りながら、そうしたこともやっぱり頭に入れて企業では考えないとまずいのではないかと、失敗してしまうこともあるので、注意するようには、職員からいろいろな内容を聞いたときには、それを私は言っているのです。そうでないと、それが読めないようでは駄目になってしまうと。ペアになるのです。それは県にでも言ってくださいと。県が窓口であるならば、県の職員が分からないと駄目なのです、実態が。私は、小水力発電のときにそのように言われたので、それはちゃんと契約書を出してもう何年もたっているのだから、これは通してもらわないと駄目だということを論破して、ようやく認めてもらった経過がございます。今ここで太陽光パネル、風力発電所は無理です。私が今思っている限りでは無理だと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 私も勉強不足で、町長に教えていただかなければそれは本当分らなかったです。私これ言ったのは、太陽光発電パネル、やっぱり全国各地、その辺でやっております。これを質問したのは、町内で、皆さんもご存じのとおり、旭橋の手前に今できました。あれができたときに、町民の人から何であんなの造らせたのだからやっぱり言う人がいたのです。そうなったときに、今音金にも自分の土地でやっている人もいます。それは自分の土地ですから、何とも町でも言えないのも重々分かっております。これがやはり町外の人が、もうこちらにいないので、あの当時何とかしたいから、ああいうのを建てたいのだなんていう話を聞いたものですから、その際、うちのほうだったら山の中だから、見えないからいいかなんていうのも思います。でも、これが町内走っていたときに、この田園風景が広がるところにまた変なのができたら、やっぱり景観的に申し訳ないというか、お客様が来たときに、えっ、これ何でこんなのあるのなんていうふうに思うと思うのです。そうなったときに、やはり町としてもここだったらいい

よ、ここなら駄目ですというのをはっきりしておいたほうがいいと思ってこういう質問をしたのですが、この辺だけもう一回町長の答弁をお願いします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 実を言うと、役場庁舎から見えて、非常に私は不愉快になっている。何だろうと。しかし、それは国が認めたのだ。高さを保って、そこに作物を植えたならば許可しますよと。これ、脱法以外の何物でもない、農地に。これは、やっぱり政治的なものが動いたのだね。私はそう考えている。だから、それは何とも、我々地方自治体の長、町民が騒いでも、これは駄目なのだ。国のほうで通達、通知なんか出してよこすのだから。それがあって初めてできたのです、音金。だから、その豊後海のところもできた。そういうような、私にとってはあんまり思わしくないなど、議員と同じ考えです。ですから、区分するというのではなくて、あくまでもそこは個人がやることだから、これ我々がストップするというわけにいかないのだ。ここに、農地だから、高さ保てばいいのだということだから、それを止めることはできないのです。だから、これは私も面白くないのだけれども、これは何とも止めようがないというのが現実でありまして、非常にエネルギーが不足して、電気料が高くなっていることは事実なのです。しかし、もっと国でやるべきことをやっていただくということに私は考えるのだけれども、あんまり大げさなことは言えませんので、この辺でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 町長おっしゃるように、国から許可が下りれば市町村長の長が言ってもどうしようもない、確かです。私もこれはやはり景観上、町民の人だったり、やっぱりこういう声があったので、この議会の場で発言させていただきました。本当に今後、確かに個人的な土地の問題で、建てるとなった場合止めようないのもしようがないと思うのですが、町としてもなるべくこういう景観にそぐわない場所であったときには、やはり何かしらの処置ができるようなことがある、そういうのを考えていただければと思いますので、町長も考えていらっしゃるの、今後そのようなときには対応のほうをお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○2番（小椋淑孝君） なし。

○議長（小玉智和君） これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

ただいまから休憩いたします。（午後 2時08分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午後 2時20分）

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、星和志、一般質問を行います。

1つ目、道路整備と振興計画。今年9月会議における一般質問におきまして、町長よ

り様々な地域振興を図る上で、まずは道路整備が最優先との回答がありました。しかし、地域振興につなげるためには、インターチェンジ出入口の活性化、景観整備、そこから観光地までの誘導策等の振興策がいろいろ必要と考えられます。地域振興策は、道路ができてからでは遅く、着手段階で振興策も持ち合わせている必要があると考えますが、町長は任期残りの期間、どのような振興策を行うと考えているのか伺います。

また、現在国や県では、会津縦貫南道路の整備が着々と進められておりますが、本町で整備、着手をした地域振興策の箇所をお示しく下さい。

1つ目は以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

1点目の道路整備と振興計画についてでございますが、町内には幹線道路として国道118号、121号、平成20年に開通した甲子道路289号があり、それぞれ若松方面、県中、県南方面への主要道路となっております。また、ご承知のとおり、現在会津縦貫南道路の整備が図られており、本町内におきましても高規格道路といたしまして、福島県事業、小沼崎バイパス1.5キロメートル、国直轄事業、湯野上バイパス8.3キロメートル、さらに県事業として、下郷田島バイパス11.1キロメートルが鋭意進められておるところでございます。なお、観光地までの誘導策の一つといたしまして、令和5年度内の供用開始が発表されております会津縦貫南道路、小沼崎バイパスにつきましては、南会津建設事務事務所におきまして、現在バイパスの案内や観光地の案内標識設置を検討中、実施する予定になっております。町では、会津縦貫南道路の開通はもとより、町内国県道のアクセス改善や県道高峠田島線、県道下郷会津本郷線、県道戸赤栄富線など狭隘区間の改良、既設渋滞箇所解消などの必要があり、これらの道路整備は、地域の生活用道路としてのみならず、観光振興の一つとして重要な役割を担っていることから、国、県に強く道路改良の要望をするなどして、関係機関の協力を得ながら着実に進められるよう努めているところであります。

また、町道の工事としては19か所の整備をしているところです。さらに、会津縦貫南道路を見据え、これまでの観光誘客事業の受入れ態勢の整備として、湯野上温泉駅前の整備事業や、県のサポート事業を活用した新たな観光資源の発掘、強化事業など、観音沼森林公園のライトアップの事業や観光PR動画の制作、大峠周辺の観光トレッキング事業、日暮滝の見晴らし台の整備など、直近の事業として進めているところでありますが、今後も開通へ向け様々な施策を講じてまいりたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

議員おただしの振興策という意味であれば、住宅の改修事業、新築工事などをはじめ、道路事業をはじめとしたハード事業のみならず、私の任期中に進めてまいりました各種振興事業、農業関連ですと夢ある農業担い手育成支援事業、農林業機械等購入貸付育成制度、農用地利用集積推進事業など各種農業者への支援事業、またコロナ禍でございましたが、観光関連施設等の改修事業、しもごろーポイントカード事業、地域振興プレミ

アム商品券事業、町内循環型経済対策支援事業、ウェルカムしもごう観光誘客促進事業など、商工観光関連事業などを実施してまいりました。さらには、若者の定住関連といたしましても、子育て支援を中心に保育料の無料化、出産、子育ての応援交付金、入学祝金、学校給食費無料化事業など、地域振興策としてみらい創生ふるさとまちづくりの支援事業などを、こちらもきめ細かく町独自で継続支援してきたところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君、再質問ありますか。

1番。

○1番（星和志君） 振興策としまして、新たな観光資源の発掘などをして対応すると、そして、町内の支援もきめ細やかにしているとのことでしたが、それはいいことですが、道路ができることによってストロー現象が起きると思いますが、その対策としましては、インターチェンジからインターチェンジの間の小売店や商店街、商店街はないですけども、飲食店とかに対する支援とございますか、対策とかは何か案があるのか、ないのかお聞きします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員がおっしゃるとおり、ストロー現象が起きるのではないかと甲子道路が開通する前の話、町民の方々からお聞きしました。全くそのとおりでございます。ただし、観光交流人口というのは、1日平均すると3,200人来ていることになるのです。単純に119万人が来ているのです、令和4年1月から12月。それを365日で割ると3,200人ちょっと、こえるのではないかと思いますけれども、そして部分的に繁盛していると思う。例えば食堂や何かは、毎日のように自動車止まっていますね。そういうのはいいのだけれども、小売業はちょっと困ってしまうのだと。要するに人口がストロー現象が起きていってしまうと、そういうことで非常に困っているのです。ただ、それを食い止めるということはなかなか難しい、どこの行政区、自治体でも。一極集中と今言われていますけれども、そのとおりなのです。東京にだけ、ざっと。しかし、やっぱり残りたいという人もいるわけだから、それをちゃんとフォローしてやると、それが私の考え。それから、Uターン、Iターンしてくれる人も必ずいるはずだということだから、それもフォローするという考えを持っていて、具体的にこれをどうしようかという手は、今のところはございませんけれども、受入れ態勢はしっかりと今後計画に入れてやっていきたいと、こう私は思っています。そのためには、やはり次のステップ、第7次の関係では、受入れ態勢の充実をどのようにしてやっていくかということが一番肝腎ではないかと思っております。残りたい人の関係もそうです。ですから、そこを何とかするということが、これから課せられた町の振興策ではないかと。これを黙って見ているわけにいかないです、私だって。ストロー現象はストロー現象です。交流人口で来た3,000人以上の人のやはり食事だとか、泊まるだとか、そういう設備を、その環境整備をすることによって、その地域の生活環境も守られると、雇用も生まれると、こういうことで、ぜひそういう考えの下で町の振興策を考えていきたいと、こう思

いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、1番、星和志君、再質問ありますか。

星和志君。

○1番（星和志君） 受入れ態勢の充実を次の段階で図っていくとのことで、頼もしいです。そして、これからはちょっと提案、提言になるのですが、この観光資源の発掘や強化をして、これだけではお金は生まれないわけなのです。これをどうお金に落とししていくかというのは、それもこれからの課題だと思われませんが、やっぱりお金を観光者が落としやすいのは食と遊びだと考えます。そして、なぜか知らないのですが、下郷町って飲食店が多くておいしいのです。それをもっと打ち出していけたらいいなと思いついて、そしてこの強化事業で自然をPRして、すごい可能性のある町だと考えるのですが、私はこの食と遊びと産業、この広報をちょっと提案したいのですが、食に関しましては下郷町の独自のレシピとか、コンテストなどを開くや、遊びと産業を一緒にしまして、音楽フェスやアドベンチャーツーリズム、今インバウンドでは都市のほうに旅行ではなく、地方都市に体験しに行くというのがはやっているらしいので、そういったのにも対応できるような、大内宿の客を取りこぼさないような策も必要ではないのかと考えました。そして、広報に関しては、SNSのインフルエンサーなどを活用して、安く広く世界に広報していけば、なるべくお金をかけずに、今までの広報の仕方や施策のつくり方を変えろというか、今の力も借りつつ、施策をつくっていただきたいと考えました。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、答弁ありますか。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今、1番、星和志議員の内容については、そのとおりだと私は思います。これからの観光だとか商工業の振興策については、こういうものを基本に、ベースにしてやっていくことが重要であるし、やらなくてはならないのだ。ただ今までのことでやれば、今までのことになってしまう。大内は別ですよ。大内は、あれは保存地区だから、変えることできない。ただ、大内の中で何かをやるという体験はできると思うのだ、インバウンドに対しても。だから、その辺を考える施策を商工観光なり、観光協会なり、観光公社なり、これタイアップしてやっぱりやるべきだ。これをやっぱり進めていくことが私の責任だと思いますので、その辺はご理解いただいて、進めるべく対応策を今後各課を通じて、1人の課ばかりではない、1人の係ばかりではない、1人の職員ばかりではなくて、大いにやっぱりそれを意見を出していただいて、そういうことを企画するということが大切な仕事の一つだと思う。これが町の振興策につながっていくということです。せつかく3,200名も来ているのだから、大内の雪まつりなんて3,200名どころではないです、少なくとも。何万人という数字ではないかと私は考えているのだけれども、あの1つのイベントだけだって違う。やっぱりいろいろな音楽だとか、食事のレシピコンテストだとか、そういうものやることによって人が集まる。町の食材を使ってそういうものを作ってPRするとかというのは、やっぱりやっていただくようにこれから、一応商工会にも助成金として出しているのだけれども、なかなか進まない

ころがあるのですが、これもちょっと後ろから教えて、企画、アイデアというものをどんどんやっていただくと。失敗しなければ成功しないのだから、何でも。そういう気持ちで、チャレンジャーの気持ちでやらないと、挑戦する気持ちでやらないと何事もできないと思っていますので、そういう考えの下で、星和志議員のおっしゃっていることも十分に理解しながら、これから進めていくことが大切なまちづくりだと思っていますので、ひとつご協力をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 1 番、星和志君、再質問ありますか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） ぜひともよろしくお願いします。

それで、2 番目に移りたいと思います。民間力の活用方法。民間の活力、現場での経験、専門力、これらを行政に生かせれば、非常に有効で即効性のある施策が可能になると考えます。町民の声を町政に反映させるのは議員の仕事ですが、今まで町民や民間の方が企画提案を直接されてきたこともあると思いますが、その後の処理、活用法はどのように行ってきたのかお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、大きな2 点目の民間力の活用方法でございますが、議員おただしのとおり、民間の活力や経験、専門性、または見識を行政運営の一つとして生かすことが重要なことになってきていることは承知しております。活用の方法としましては、P F I 方式や第三セクター方式など、また指定管理者制度など様々ございますが、いろいろな形で企業からご提案を受ける中で、これまでも実施可能なところを検討してきたところです。いわゆる官民連携事業でやる、要するに三峰川電力の小水力発電などはその一例ではないかと思っています。一方、行政に任せられないために、民間でできる事業は民間で実施していただき、地方自治体で実施すべき事業はそれぞれ地域性を生かしながら実施していくという事業のすみ分けも必要ではないかと考えております。

また、第6 次振興計画、第5 章、まちづくり人づくりの協働推進でも述べておりますが、まちづくりを行うに当たっては、行政のみならず、町民の皆さんや町議会との協働が求められているところであり、まちづくりの基本は人づくりと昔から言われているように、自発的に、積極的に、多くの町民の皆さんが自分のこととして、本町のまちづくり、地域づくりに関わっていただけるように努めてまいりたいと考えております。いわゆる行政運営の中では、様々な会議などで町民の皆さんの個人の多様な意見や提案、町への熱い思いなどをご指摘いただく場合や、個人または企業が事業の提案をなされる場合など様々ございます。さらには、観光協会や商工会、農業再生協議会など、町の関係機関に携わる町民の皆様からご意見、提案をいただくこともあると思います。いずれにしても、提案いただいた中で、担当する課において事業の内容等を確認し、行政で実施するための公共性があるかどうか、また予算の措置が必要なものなのか、さらには国や県などの関係法令、条例との整合が必要なものはそれぞれ検討しながら事業化を図

っていくなど、様々なケースがあると思われま

行政機関である町には、町民の生命、財産を未来永劫守り続ける責任がございます。全国的な過去の事例を見てみますと、当時は有効とされた施策が将来には負の遺産となってしまう事例も多々ございます。町といたしましても、事業の実施に当たっては、将来にわたりどのような影響を与えるか、公共性や財政的な面からも慎重に十分に検討しなければならないと考えております。いずれにしましても、行政として気づかない発想や考え方を民間の方がお持ちである場合もございます。継続して広報しもうや町のホームページなどで各地の行政情報の提供を行い、町民の皆さんと情報の共有を図りながら、多くの町民の皆様様の行政参画を推進、若者のアイデアや高齢者の経験と見識、また女性の皆様のご意見に真摯に耳を傾けながら、政策として展開できるように力を注いでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いします。

なお、1番、和志議員がおっしゃっているそういう企業の企画があったのかどうか、あるいは現実的にそれをどのようにしていったのかということになりますと、3年前頃かな、時間的にはちょっと記憶に、水素を作りたいと。水素、要するに山の木を利用しながら。雇用300人。うち左走地区に説明があって、左走地区の人たちは賛成したのだけれども、実際的には落合の人の土地も入っていた。そうした事業の企画はあったのだけれども、3年前、4年前から、300人どこから集めるのか。それから、その水素の量がどのくらいを必要なのかとすると、山の木を切る人がいないのです。いや、それはそれでやるというようなことをちょっと聞きましたけれども、これは無理です、実際。山の木を切って、左走地内に工場を造って、水素を発生して送電すると、売電するということは無理な企画です。商店のスーパーみたいのができるということについては、土地を持っている人が貸せばいいのだ。

大体そういう企業というのは、単純にここの土地が広くて、高速道路を造る、将来的には土地が値上がりするのだろうって、そういう片隅にあったとすれば、そういう企業は駄目です。実際撤退します。一過性の問題です。一過性で撤退されたら町が困る。従業員が困ってしまう。そういうことのないように、やっぱり農業の振興、観光業の振興をしていかなければ、この町は振興策につながらない。民間の活力は必要ですよ。しかし、これはバックに大きな企業があると、要するに三峰川電力みたいに、丸紅のようなばんと構えているというような企業だったら、それは大いに来てもらってどんどんやってくださいと、調査してどんどん造ってくださいと。固定資産税も年間20万円とか30万円上がるわけだから、施設を造れば。そういうことはぜひやっていただきたいと思いますがただただ出ただけでは、町は信用できません、その企業に対して。ただ、企業本人でなくて、中に入っている人が来るのだから、それではちょっと信用は私はできないので、私は一旦それは、議会開催中でもあるので、それはちょっと日程調整はできませんというのを総務課長から言ってもらって、そして今後またそういう話があったとしても、やっぱりその実態が分からないと、はい、協力してやりましょうなんていうことにはいかない。

ただ、地域の方が優先に話を聞きながらやってしまうと、土地なんて売ってしまいま

すよ、それは。そういうふうにならないように、私はそういうことを以前の、3年前、4年前の話になりますけれども、そのときにはそういうふうと言って、地区の人も理解して、説明会やったときにそのことを追及したらば、会社はあるけどどこにいたのだと、どの番地、名刺のところにあっただけでも、そこにいるのかと言われて、それで駄目になったということではないけれども、進まなかったということもあります。そういうことが今後、この道路を改築して行って、新設する高規格道路ができると、そういう話がぼんぼん、ぼんぼん来ます。だから、そういうことには、確実に根拠のある、信頼性のある企業が来て、そしてやっていきましょうという紳士的な話合いでないと駄目。私はそう思っている。そういうことで、来ている話は今のところはございません。ただ、電話でそういう私に会いたいということ、会いたって、話したいというようなのはありますけれども、それは今のところはお断りしております。そういうことですから、ひとつ、そういう内容ですから、そのほかにあればまた教えてください。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） この質問をした理由が、私の知り合いが数年前に企画書を作って、ある課に企画書を持っていった結果、何も変わらないというか、持っていったけれども、どうなったのかなという疑問を投げかけられてこの質問に至ったのですが、そんな一個人の意見を通すなんていうことは全然無理、さっきの予算の措置や公共性などを踏まえて施策を決めるので、それは無理なことではあるのですが、そういったもっと、町長が言ったことという小さな町民の声とか、民間のお話はどのように、町長まで行っていないのか、それをどう施策に反映できる環境があるのか。それなければ、意見箱を作るなどできたらいいなと考えて質問しました。そのところは、現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（小玉智和君） 答弁できますか、町長。

町長、星學君。

○町長（星學君） 今の質問ですけれども、この企画書については、私の記憶違いだとすればあれなのですが、私は見ていませんと答えるほかないのだけれども、どういう企画書であったかというのは、何年か前、それは以前という話でしたけれども、いつの、ただ私は書類的にそういう大事なものはすぐに机にしまって、ちゃんと封筒に書いて保存しておいて、それを見ながらやっていますけれども、そういうことがあったならば、ぜひその企画書も見たいのなど。見ているか見ていないか、ちょっとここでお答えすることできません。ただ、民間の提案、あるいは民間の情報、これは意見箱でなくても、やっぱりそれは真摯に受け止めて、どういうものなのか。先ほど言った水素の関係だと、やっぱりそれなりの図面は描いて持ってきたけれども、現実的に材出し、山を切ってといたって、簡単にいかないです、これ。国の山もありますし、個人の山も共有地もあるし。だから、そういうことになるとちょっと疑問符というほかないけれども、民間のいい情報、提案があればぜひ伺って、どういう内容であるか、やっぱり私の責任として

は内容を精査してみたいな、こう感じていますけれども、ぜひ企画書があったならばそういうものをお願いしたいし、今後もそういうものについては広く受け付けておりますので、ぜひ相談に来ていただければと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 1番、再質問ありますか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） やはりこの役場の組織には、外部の意見というのは、常に第三者の目というのは光らせておかないと、施策も中だるみをしてしまうような、あんまり身の入らない施策になってしまうと考えるのですが、現在第三者とか民間とかの入り方というかは、どのような頻度でというか、活用法をしているのでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） いろいろな町の団体、あるいは振興計画、あるいはいろいろな計画書作りには民間の方が入っていただいて、第6次振興計画もそういうふうにやっています。それは民間の人に限らず、公務員の人もあれば、そうした県の人でもあったり、いろいろな方が入っていただいてやっていることは事実なのです。そして、計画書をずっとやっていただいていると。今後もその件については、第三者というか、民間で、そういう人が入っていただいてやっていくのが当然だと。そうしたことをぜひ入ってやっていきたい、やって協力したいという人がいればぜひ紹介していただいて、今度の第7次総合計画の中でのグループの考え方の、どういう部分のどこに入っていただくと、そういうものについては、やっぱり入っていただいて意見を述べてもらうということが大切ではないかと思っていますので、ぜひそういう人がいればお願いしたい。役場組織云々ではなくて、そういう計画書、企画書を作るためには、そういう考え方を話していただいて参考にしないと、いいものがない。そういう意味から、ぜひ参画していただいて、ぜひ町の振興のために協力していただきたいと、こう考えておりますので、ご理解いただければと思います。答弁としては、また質問があれば答えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（小玉智和君） いいですか、1番、星和志君。質問ありますか。

○1番（星和志君） ありがとうございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんね。

○1番（星和志君） はい。

○議長（小玉智和君） これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2 休会の件

○議長（小玉智和君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日12月6日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、明日12月6日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は12月8日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(小玉智和君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。(午後 2時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月5日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和5年度下郷町議会12月議会会議録第3号

招集年月日	令和5年12月4日			
本会議の日程	令和5年12月4日から12月8日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和5年12月8日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和5年12月8日	午後1時34分	議長 小玉智和
応招議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	湯 田 純 朗
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	星 輝 夫	12番	小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	湯 田 純 朗
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	星 輝 夫	12番	小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	7番	佐 藤 盛 雄	8番	湯 田 純 朗
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	玉 川 清 美	町民課長	室 井 節 夫
	健康福祉課長	佐 藤 英 勝	農 林 課 長	只 浦 孝 行
	建設課長	猪 股 朋 弘	教 育 長	湯 田 嘉 朗
	教育次長	湯 田 浩 光	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	芳 賀 沼 崇 正		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和5年度下郷町議会12月会議議事日程（第3号）

期日：令和5年12月8日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 議案第21号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 2 議案第22号 下郷町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 3 議案第23号 下郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の設定について
- 日程第 4 議案第24号 下郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の設定について
- 日程第 5 議案第25号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第26号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第27号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 追加日程第 1 議員提出議案第5号 監査請求に関する決議
- 追加日程第 2 町長提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案第28号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について
- 追加日程第 4 議案第29号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第5号）
- 散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

12月議会は本日で終了でございます。各議案の質疑、答弁については、簡潔明瞭にてお願いいたします。

町長から議案に係る追加資料の提出がありましたので、お手元に配付してあるとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 議案第21号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第1、議案第21号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） おはようございます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第21号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴いまして、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。改正の内容でございますが、国民健康保険税の減額の内容と、それに伴います届出の内容を条文に加えるものでございます。

それでは、議案書の2ページと新旧対照表の1ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたします。見出しの「国民健康保険税の減額」に第23条第3項、「国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする」。1号、「国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」、2号、「国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき

第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」、3号、「国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」、第4号、「国民健康保険の出産費保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」、第5号、「国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」。

2ページをお開きください。6号、「国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額」。

見出しの「出産被保険者に係る届出」、第24条の3第1項、「国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。」、1号、「納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」、2号、「出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号」、3号、「出産の予定日」、4号、「単胎妊娠又は多胎妊娠の別」、第5号、「その他町長が必要と認める事項」。2項、「前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。」、1号、「出産の予定日を明らかにすることができる書類」、2号、「多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類」、3号、「出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類」。3項、「第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる」。4項、「第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。」という第23条の第3項と第24条の3を条文に加えるという今回の改正の内容でございます。

以上、下郷町国民健康保険税の一部を改正する条例の設定についてご説明いたしました。なお、今回の条例改正につきましては、去る11月24日開催の第3回下郷町国民保険事業の運営に関する協議会におきまして、適当である旨の答申をいただいておりますの

で、申し添えて説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 今の説明、ご苦労さまでした。非常に分かりづらい。もしこれ、国民健康保険税の減額ということなのだけれども、中に12分の1とありますけれども、簡単に言うと何ですか。例えばでもいいですから簡単に。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） 減額は、12分の1というのは1年間の数字を出しまして、それで、単胎妊娠でしたら4か月、多胎妊娠でしたら6か月分を減額するという内容でございます。よろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） そう言ってもらえると、質問しなかったのです。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第22号 下郷町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第2、議案第22号 下郷町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） おはようございます。

議案書の4ページでございます。議案第22号 下郷町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。今回の条例改正案につきましては、経済的な理由により就学が困難と認められる学生等に対し、教育機会の均等及び人材育

成の観点から、貸付額や返還期間等の見直しを行い、制度及び運用の充実化を進めるものであります。特に今回の改正では、地域社会で活躍することができる人材の育成につながることを目的といたしまして、育英資金を活用した学生等が将来下郷町に戻ってきて、町内または近隣市町村の事業所等に就業した場合、育英資金の全部または一部を免除する規定を新たに追加したものであります。以上、本条例におきまして所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書の5ページと新旧対照表の3ページをお開きください。新旧対照表でご説明申し上げますと、左側の表が改正後、右側の表が改正前で、下線の箇所が今回改定する内容となっております。

初めに、第3条におきまして、これまでの学校区分のほか、新たに看護師養成所または看護系学校に在学し、教育委員会が必要と認めた者に対しましても新たに貸付対象の規定を追加いたしました。こちらの案件につきましては、健康福祉課所管の下郷町保健師、助産師養成奨学資金貸与条例の廃止に伴い、育英資金貸付基金条例における貸付対象者に設定することで、保健師や看護師等の人材育成にも対応するものでございます。

次に、第5条の貸付金額でございますが、社会情勢の変化に伴いまして、学校種別における授業料等を参考に、貸付額の見直しを行いました。第1号では、高等学校在学者が月額1万3,000円以内から月額1万5,000円以内に、第2号の高等専門学校在学者が月額1万6,000円以内から月額2万円以内に、第3号の大学校等在学者が月額2万円以内から月額2万5,000円以内に、第4号の大学在学者が月額3万5,000円以内から月額4万円以内に、それぞれ貸付額の見直しを行いました。さらに、先ほど申しました看護師養成所や看護系学校の区分を新たに設定したことにより、看護師養成所等在学者につきましては年額60万円以内とし、引き続き人材の育成を進める内容といたしました。

また、第7条の育英資金の返還につきましては、貸付金の増額に伴い、これまで卒業後の6か月後から6年以内に返還しなければならないとした規定を、卒業後の12か月後から、その金額を月割りで8年以内に返還しなければならないと改正し、返済時における奨学生の経済的な負担軽減を図ることといたしました。一方、前項における月割りの金額、下限額でございますが、これまでの2,000円から5,000円と見直しました。育英資金の返還意識についての関与を進めるもので、教育的効果も期待されることから改正するものであります。

そして、第8条における返還免除の規定でございますが、初めに第2項におきましては、「又は幼稚園」の規定を削除いたしました。町立の幼稚園は既に廃止されていることから、条文を整理するものであります。また、第3項として、育英資金の貸付けを受けていた者が卒業後、町内に住所を有し、居住実態がある場合で、町内または近隣市町村で就業した者については、育英資金の全部または一部の返還を特別免除できるとの規定を新たに追加いたしました。育英資金を活用した学生等の就職に係る支援強化並びに若者の地元定着を推進することなどを目的とし、新たな政策として取り組む規定でございます。なお、具体的な内容につきましては、教育委員会定例会や総合教育会議等で実施要綱案を策定審議した後、実施する方向で考えております。

なお、議案書の5ページの附則でございますが、1、施行期日として、この条例は公布の日から施行する。さらに、2、経過措置として、この条例による改正後の下郷町育英資金貸付基金条例の規定は、この条例の施行日以後に貸与の決定をする者から適用し、同日前に貸与を決定した者については、なお従前の例によるといたしました。さらに、3、下郷町保健師、助産師養成奨学資金貸与条例につきましては、今回の条例見直しにより廃止することといたしました。

以上が今回の改正案の内容でございます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、星昌彦君。

○5番（星昌彦君） 5番ですが、ちょっと教育委員会にお聞きしたいと思います。

私、令和3年12月の定例会で奨学金の返還の補助金、一般質問させていただいたのですが、大変に子育て世帯にありがたいことで、また今日のテレビで、2年後には子供3人持つ世帯は大学3人とも免除するというような報道がなされました。本当に子育て世帯にありがたい内容だなと思います。

それで、金額も増えていきますし、看護師養成所も増えて年額60万円。それから、私の子供も利用しましたが、就職4月にしても10月から返還をしなければならないものが、1年後ということで、大変助かると思います。

そこで、8条の第3号、育英資金の貸付けを受けていた者が卒業後町内に住所を有し云々とありますが、先ほど要綱、規則等で決めてくのだというようなお話でしたが、もし今現段階でどのような免除を考えているのか、お聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 5番、星昌彦議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、教育委員の定例会等で何度か協議しております。実際、奨学金の返還に関しましては1年間の猶予期間を設け、その後8年間にわたって返済を行うという流れでございます。その間、学生等が下郷町に戻ってきて、町内あるいは近隣の市町村に就業した場合に、返還することになるのですが、その免除規定は、原則として毎年必要な書類を教育委員会に提出いただいて、審査して決定したいというふうには考えております。今後、ほかの町村の事例も参考にしまして、できるだけ活用しやすい、そういった中身にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 前にも返還未納者というのですか、そういう方がいらっしゃるといふふうに話聞きましたけれども、これどういう状況なのか。

それから、例えば第5条の大学在学者は月4万円お借りできるとなりまして、下のほうで最低5,000円を下回ってはならないと。例えば5,000円ずつだとすると、何十年もかかるのです、8年ではなくて。5,000円だと大体……月4万円か、そうすると48万円、1年に。それ4年間。すると、5,000円ずつ払った場合に8年間では返還できないのです。

そういう最低、もし苦しい場合に最低のことを考えると、8年間でいいのかどうか。8年間払った後、払うことないのかと、こういうふうな。

それから、今、育英資金、毎年毎年、子供を持っている親御さんは大変でしょうけれども、これの返済額の平均はどのくらいですか。平均、大体で結構ですから教えてください。

あと最後に、8条で、一部または全額云々というのは、2項にある小学校の教育、2年間勤務したとか、そういったものはあるけれども、具体的に例としてどのくらいでうなってというの分かれば教えてください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 8番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

初めに、育英資金の未納者、滞納者の状況についてでございますが、直近の数字で申しますと、現在4名の方が滞納となっております。金額に申しますと、全部で88万2,500円となっております。滞納者につきましては、定期的に納めていただく、返還していただいている方もいらっしゃいますので、引き続き返還については努力していきたいと考えております。

それから、最低5,000円ずつ納めるということでございますが、この件につきましては、基本的には高等学校で奨学金を借り入れた場合、3年間で54万円になるかと思われれます。それを8年間で返済していくと、1か月当たり5,625円ということで、その辺の5,000円の設定をさせていただきました。なお、こちらにつきましては、あくまで返済額は本人の希望とかにもよって調整しているところがございます。ですので、必ず5,000円ずつ納めなければならないというわけではなく、場合によっては、大学生の場合ですと現在は月々2万3,000円返還をさせていただいているということでございます。

それから、平均の返済の状況でございますが、高校生の場合ですと6,000円から7,000円、月々の返済、それから大学生の場合ですと2万3,000円から2万5,000円の月々の返済となっております。

それから、返還免除の第2項です。教員として2年以上勤務したとき、その期間を経過した日から、返還明細書に残余の育英資金の全部または一部返還を特別免除することができるとの規定がございますが、私の知っている限りはこの免除規定に該当された教員はいないのかなというふうに理解しておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 2年間勤務という、その条件、これ人事は県でやるわけですから、2年間あるから下郷は2年間置いてくれるわけにいかないでしょう。それは冗談です。

それで、1つは、今社会的に問題になっているのは、大学卒業生が就職して、この返済が容易でなくて自己破産を宣告する学生いっぱいいるのです。それで、もう仕事辞めて、フリーター、こういう社会現象がかなり多いのです。そういう例は下郷にはないのでしょうか。そこら辺お聞きします。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 8番、湯田純朗議員の再質問にお答えいたします。

大学等を卒業しまして、そういった自己破産ですとか、そういった方については現在のところ把握しておりません。ほとんどの方が返済を行っていただいているというふうな状況でございますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） いろいろご答弁いただいたのですが、例えば教員になった場合、町内の小中学校に2年以上ということなのですが、ただ新任の場合は、要するに配置先というのは町内、特に大学終わって初期の最初の赴任先というのは地元に戻るってほとんど100%ないのです。ですから、町内の小学校に2年以上勤務したという文言、これ該当するというのはよほどでないといふのです。ですから、例えばほかの町村に、南会津教育事務所管内であれば該当するとか、あるいは会津教育事務所管内なら該当するとか、そういうような。町内だけに限定すると、今言ったように町内に赴任するという人はなかなか少ない。ですから、幾らこういう文言を入れても、該当するというのは難しいと思うのです。ですから、その辺のやっぱり検討が必要かなと思っております。ですから、例えば町内ではなくて、同じ南会津管内でも田島とか檜枝岐といった場合、これ該当しないのです。ですから、そういうことも含めて、もう少し広義に捉えて、あるいは南会津教育事務所管内、会津教育事務所管内、もしくは西郷村の教育事務所とか近隣、要するにその下にある近隣市町村ということの解釈に広義に解釈できないのかどうか。それが1点です。

それから、今言った3番目、第8条の3番目、町内もしくは近隣市町村に就職した、近隣市町村というのはどこまで想定している。要するに下郷と境をしている町村なのか、今言ったように西郷、白河を含めての広域の圏まで入っているのか、その辺どういうふうに想定しているのかどうか。

それから、今ほど8番議員からあった滞納関係出ましたが、金額アップしますね。町の育英資金借りるだけではなくて、日本育英会とかその他の育英資金を借りて大学まで行くという人はかなりおるのです。ですから、下郷町の教育資金だけですと金額もあれなのですけれども、育英会も含めると相当な金額になって、大学終わっても働いたばかり、給料安いものですから、ですからその返済が大変だという声は聞いております。ですから、例えば今、保証人というのは1人ですよね。2人か。2人ね。2人いたら、あれかな。ただ、要するに返済逃れで行方不明者もいたということありますが、そういうことのないような保証人というのをもうちょっと。2人なら3人にするとか、何か……その辺もよく考えたらいかがでしょうか。

あと、国の子育て関係の予算も今後、大きく取り上げております。ですから、例えば看護師の養成学校関係の育英資金、こういうものに対して今後、やっぱり国あたりの交付税算定で入ってくるとか、あるいは国の補助金に該当するとか、そういったこともこれから将来考えられます。そんなことも含めて国の補助金とかを考えるべきだと思うの

ですが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまの佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、先ほど人事のほうで初任者の場合、地元には最初は来ないというお話であったのですが、実は県のほうではちょっと方針が変わりまして、極力出身地に近いところに初任者は配置していこうというような動きになっておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、下郷町だけでなく、会津管内等々ということでしたが、今回の8条の3項に、返還免除の規定がございますが、下郷町に居住しているということが要件になっております。ですから、若松であったり、白河であったり、西郷であったり、そちらに例えば勤務していたとしても、教員であってもほかの職業でも構わないのですが、町に居住しているということであれば、この返還のほうに該当するということになりますので、そこについてはよろしくお願ひしたいと。ただ、教員についてだけ、この近隣管内、県中、県南、全てというのは果たしてどうかと。ただ、町に居住していれば、返還の免除の該当になるということがございます。よろしくお願ひいたします。

あと、細かいところについては次長のほうから説明いたします。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

日本学生支援機構の奨学金制度につきましては、結構ご利用されている方もいらっしゃると思うのですが、町といたしましては県の奨学金の制度を準用して制度を運用しております。それで、県のほうでは、併願の奨学金、制度併願というのは基本的には禁止しているということがございますので、町といたしましてもほかの奨学金制度あった場合は、それでは遠慮していただくというふうなことで考えております。

それから、先ほど保証人の関係でございますが、町といたしましては連帯保証人が1名、それから保証人が1名ということで、2名の保証人を、こちらの方を選任いただいて、町のほうに書類を提出していただいております。保証人につきましては、もし可能であれば今後3人とかに、連帯保証人を増やすなどして対応していくことも検討していきたいと考えております。

さらには財源でございますが、これ国のほうでは特別交付税措置としてそういったことがあると、財政のほうから調べによりますとそういうふうになっております。ただ、特別交付税措置でございますが、例えばまち・ひと・しごと創生法に基づく地方版の総合戦略に位置づけていることが条件であるとか、そういったことが多々ありますので、今後できるだけ財源確保に向けては国の動向を注視しながら検討していきたいと、積極的に検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ありがとうございます。本当に県の教育委員会の方針が変わって、

そういう方向になれば、やはりなかなか教員というのは地元に来るの、南会津管内も地区出身の教員が少なくなるということで、いいことだと思っております。

それから、新任で来なくても、途中で何年か後に下郷の教員に赴任された場合には、それから以降もそれは該当するのですよね。今、返済途中であった場合には、それも該当するというふうに解釈してよろしいかどうか。

あと、保証人についてですが、確かなかなか保証人3人にもなってしまうと大変だと思っておりますが、今、代位弁済やっている方というのはいるのかどうか。該当者、今いるのかどうか。

あと、それから、国の子育て関係の関連の法案等も国で整備して、多分こういったものに対する国の特交措置とか、あるいは交付税措置、あるいは補助金とか、これは大きくなってくると思うのです。こういうものをやっぱり先取りして、研究して、今後対応していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 7番、佐藤盛雄議員の再質問にお答えいたします。

初めに、年度途中での異動にあった場合の対応でございますが、返済期間は8年でございます。その期間に異動があつて、例えば下郷町に住民票を持ってきて、そこから勤務、通うことができるというような場合は、審査しまして基本的に該当になるのかなとは考えておりますので、年度途中からの申請も可能であるというふうに考えております。

それから、保証人による代位弁済でございますが、現在のところはそういった例はございません。全て対象者本人から口座引き落としということで対応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 2点、ちょっとお伺いします。

今の保証人と連帯保証人、その区分けの中身を教えてください。

それから、今の第8条の3項の中で、この役場の中にも高卒、大卒、いっぱいいるわけですが、そういう方が返済該当している方がいらっしゃるのか。

そして、それから、そういう方はここで、全部または一部返還を免除すると、こういうふう書いてあります。そういう方がいらっしゃるのか、そこら辺教えてください。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 8番、湯田純朗議員のご質問にお答えいたします。

初めに、保証人と連帯保証人の区分でございますが、一般的には連帯保証人のほうがより強い効力を持つというふうに理解しております。したがって、奨学資金を借りて本人が返済できない場合は、連帯保証人の方に請求することが可能かなとは思っております。

それから、2点目の役場の方でそういった育英資金を活用している方でございますが、現在1名の職員の方が返済しているということでございます。1名の方でございます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 湯田純朗君、前に質問していますので、1人持ち時間3回なので、よろしくお願ひ。今1回は許可しましたけれども、そういうことでございますからよろしくお願ひいたします。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 看護師養成所の年額60万円というのが新しくなりましたけれども、これ何で、ほかは月額なのですが、看護師養成のほうは年額。これは、毎月幾らかではなくて、一遍に借りられるという理解でよろしいのでしょうか。そこだけお聞きします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

今回の看護師養成所等の対象者が年額60万円以内というふうに規定をいたしました。その根拠でございますが、こちらはモデルとして公益財団法人会津若松医師会附属の会津准看護高等専修学校の授業料、それから教材、さらには実習費等を参考に算出いたしました。この専修学校の場合ですと、2年間で約120万円ほどの経費がかかるということで、1年間にしますと60万円というふうにいたしました。こちら2年の専修学校となっておりますので、まとめて年額といたしております。1か月に直しますと約5万円程度というふうな貸付額になるかと思ひます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号 下郷町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第23号 下郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第3、議案第23号 下郷町農業集落排水事業の設置等に関する

条例の設定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 説明の前に、これ議案23号、24号、関連してございますので、一括で説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） 一応議案のほうは別々で作成していますので、別々でお願いします。

○建設課長（猪股朋弘君） では、議案第23号につきましてご説明させていただきます。

議案第23号 下郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の設定についてでございますが、議案書並びに別添の議案第23・24号資料によりご説明させていただきます。議案書の6ページから8ページまでが23号の説明に関するものとなっております。こちらにつきましては、今の下郷町の農業集落排水事業に関しまして、現行の特別会計条例から移行しまして事業を運営するために必要な地方公営企業法の財務規定等を適用させる事業を設置するための条例でありますので、設置目的であります第1条の全条分と第2条から第8条第3項までの条文におきましては、事業名や条例名等以外の文が……すみません、失礼しました。これは、23と24が同一であることを説明するものでした。申し訳ありません。

今回議案上程に至った経緯でございますが、別添の資料を御覧いただきまして、資料1ページ上段の地方公営企業法適用化の背景におきまして、下水道事業、本町におきましては農業集落排水事業で、平成27年1月に総務省より発出された人口3万人以上の自治体におきまして平成31年度までに公営企業会計に移行するよう要請されました。その際に、本町のような人口3万人未満の自治体におきましてはできる限り移行するようにとのことでしたが、平成31年度までに人口3万人以上の自治体が大幅に取り組む中、人口3万人未満の自治体では取組の進捗に差異が見られたことから、資料の3ページから4ページに示します平成31年1月25日付、総財公第9号にて総務大臣通知により、人口3万人の自治体においても重点的に取り組むよう、資料2ページに示します公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップが示されました。これによりますと、図の中ほどにございます赤の破線で囲みました簡易水道・下水道、3万人未満、下水道（集排・浄化槽）におきまして、平成31年度から平成35年度までの期間で移行するということとなりました。本町におきましては、これらの総務大臣通知等を踏まえまして、令和2年度から令和5年度までの当初予算に関しまして、予算特別委員会におきましてもご説明しましたように、業務委託予算を計上し、執行して取り組んでまいりました。今年度までの業務委託により、令和6年度、令和6年4月に地方公営企業会計に移行する準備が整ってきたことから、本会議におきまして議案第23号として上程したものでございます。

内容につきましては、第1条におきまして事業の設置、第2条におきまして法の財務規定等の適用、第3条におきまして経営の基本、第4条におきまして重要な資産の取得及び処分、第5条におきまして議会の同意を要する賠償責任の免除、第6条におきまして会計事務の処理、第7条におきまして議会の議決を要する負担つきの寄附の受領等、

第8条におきまして業務状況説明書類の作成を示しております。事業運営のために必要な詳細部分につきましては現在整備中でございます規則により定めてまいります。なお、今回設定の議案23号につきましては、附則において令和6年4月1日から施行する旨を示しております。

以上、議案第23号 下郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の設定についてのご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 質問というか、議長、これ次の議案24号も、資料で示している下水道事業及び簡易水道事業で、2つ一緒なのです。そうしますと、課長は多分同じ説明をもう一回しなくてはいけないのです。多分話す内容一緒なのです。ということで、これやっぱり一括して説明というふうに捉えたほうがいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（小玉智和君） 休憩いたします。（午前10時53分）

○議長（小玉智和君） それでは、再開をいたします。（午前10時59分）

それでは、23号を議題とする旨宣告し、説明を行っており、議事進行しておりますので、ご了承よろしくお願いたします。

それでは、ご質疑ありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 今まで官庁会計方式で、来年度から公営企業会計とするようなのですが、この場合って予算審議や決算のときはどういった形で審議されるのかという点と、あとちょっとお聞きしたいのが、「財務規定等のみを適用する一部適用」と書いてあるのですが、これもうちょっと分かりやすく範囲を教えてくださいとありがたいです。

○議長（小玉智和君） それでは、説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今の星和志議員のご質問にお答えいたします。

予算審議、決算等につきましては、今までと同じでございます。決算というか、年度が4月1日から3月31日までの打切り決算という形になります。その上で決算しながら、その事前に、次年度の予算と言われているもの、今でいう予算という形なのですけれども、そちらのほうを通常どおり計上していくような形になっておりまして、それが特別会計から地方公営企業会計という形の収支決算という形、収支のものを計上させていただいて、ご審議いただくようになります。

○議長（小玉智和君） 総務課長。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問に補足させていただきます。

財務規則上という今質問出ているのですけれども、細かいこととお話するよりも、概要というか、変わることによってどういうイメージになってくるかということの説明したほうがよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1つは、今ほど建設課長からご説明ありましたように、打切り決算という形になります。これは今までと何が違うかという、出納閉鎖期間がなくなるということでございます。3月31日をもって、4月1日からは、今までは4月、5月、出納整理期間というふうに置いていたのですけれども、それがなくなるので、翌年の4月1日からは、例えば支払いとか収入がされていないものがあれば、未収入、未払いとして、もう翌年に繰越しになります。そういう形で会計がまず行われるということでございます。

もう一つ、単独会計になりますので、原資、元金がないと運営できないのです。ですから、4月1日付からもう元金を保有していないと運転資金が回らない形になりますので、会計が回っていかないということで、その辺がちょっと今までと違う形になっていくかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 今、建設課長並びに総務課長から説明あったのですが、いいですか、1番。

それでは、星和志君。

○1番（星和志君） 予算委員会や決算のとき、今までと変わらないということですが、提出書類も同じ様式なのでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほどのご質問ですけれども、会計自体が変わりますので、様式そのもの全て変わっていきます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 1番、星和志君。

○1番（星和志君） 複式簿記を理解できる方たちが全員とは限らないのですが、そのときの対処法というか、勉強会などというのは何か設けられるのでしょうか。それとも、自分たちで勉強して臨めということでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほどのご質問ですけれども、当然今まで役場職員としては経験していないことが始まるということで、勉強も大事なのですが、次年度の事業始まっていく上で、簡易水道もひっくるめての話になってくるのですけれども、一部委託を考えてございます。そちらでサポートできるものを設けた上で事業を進めていって、職員のほうが、慣れてくるとい言い方も変なのですけれども、対応できるようになってくるまでは、ちょっとその辺専門的な人にサポートしていただくようなことも考えている状況です。

以上です。

○議長（小玉智和君） いいですか。1番、3回目なので、一応。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、大変失礼しました。1番、答弁漏れはありますか。

○1番（星和志君） 職員の方たちの理解ではなくて、審議する側、議員の審議のときの理解はどのように。議員のための勉強会などは設けてくれたりはするのでしょうかという

意味合いでした。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問でございますが、現時点においては予定はしておりませんでした。要望に応じて議会事務局のほうと協議しながら今後進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） なお、一応確認しますが、一応こういう質疑については3回でございます。それで、最後に答弁漏れがあった場合には答弁漏れの議題を出してください。よろしく願いします。

5番、星昌彦君。

○5番（星昌彦君） 今1番議員からも質問ありましたが、ちょっと教えていただきたいのですが、現金主義から発生主義、それから複式簿記に変わる。会計年度も3月31日まで、今現在特別会計でやっている4月、5月がもうなくなってそういうふうが決まるという内容ですが、複式簿記を取り入れて公営企業会計にすることに当たって一番大きく変わる点、メリット、例えば一般会計からの繰入れがなくなるとか、少なくなるとか、あと財産の状況が明確に分かってくるとか、いろいろあると思うのですが、その辺をちょっと教えていただければ何点かお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問なのですが、私が認識している範囲では、今5番議員が触れられました財産等の公表等は行われますので、今までよりそういう部分の明確化は明らかになるはず。一般企業が行う決算に基づくようなイメージになりますので、株式会社等が行うような決算公表になりますので、その辺は明確になっていくと思います。

○議長（小玉智和君） 5番、いいですか。

○5番（星昌彦君） 了解です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 官公庁方式から一般企業会計に移行ということで、今ほど5番おっしゃったように複式簿記による企業会計に移行する。そうすると、今までの資産ありますよね。それ算定するというのはかなり大変なことだと思うのです。次に出てくる簡易水道も含めて、今まで投資した資産に対してそれを幾らで算定して、そして資本金も当然必要なのですね、資本金幾らにするのかと。それから、貸借対照表も作らなければならないし、毎月の財務諸表も作らなければならない。大変な労力で、これ今までの職員が経験したことないような会計処理も必要です。ですから、専門に、税理士にこれ委託する必要があるのですが、まず専任の税理士に委託するのでしょうか。

それから、要するに企業会計でございますので、要するに毎年決算が出てくるわけです。決算の内容が赤字であれば、それにこのあれですと独立採算ですから、赤字の場合

は要するに収入に転嫁しなければならない。そうすると、いろいろ問題になっているのは、決算によっては農業集落排水の利用している人の利用料金、これにかなり跳ね返ってくる。物すごい何倍もなるという場合も想定されるという話でございますので、そういったところの今後の考え方、どういうふうになるか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員の言うとおり、これ切り替えるわけだ、今までのやり方と、公営企業法で基づいてやるので。これは、やっぱり会計事務所に一回委託をして、そして書類を作ってもらってやると。それから、財産の問題もあるでしょう。だから、その評価もあるのです。だから、そういうこともやっぱり専門家に評価してもらわないと、職員では評価できないのです。だから、そういうことで了解してください。とにかくこの総務大臣通達でやるということなので、手落ちのないようにやりますから、ぜひご理解ください。そうでないと、今までの議論についてのやっぱり結論としては、そういう会計事務所に頼んでから書類を整理して進めるようにしたいと思しますので、ご理解ください。

○議長（小玉智和君） いいですか、7番、佐藤盛雄君。

7番。

○7番（佐藤盛雄君） 1回目の答弁の漏れている点。要するに決算の状況に応じて、要するに企業会計であれば、赤字では駄目なのです。赤字で、その赤字を補填するために一般会計繰り入れてできるのかも含めて。そうすると、やはり単独会計で、要するにやった場合には利用料に跳ね返る。その辺の考え方ってどういうふうに今のところ考えていますか。それ1回目の質問で。

○議長（小玉智和君） それでは、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほどの7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えいたします。

もちろん地方公営企業会計ということで、独立採算というのが一つの基本となりますが、一応一般会計からの繰入れというものに関しては見込んだ形で今これから事業のほうを進めていくということで考えてございます。事業の内容があまりにも大きくなっていきますと、一般会計繰入れの金額というのも当然大きくなるということも考えられますので、その辺もし、初年度からという話にはなってくるのですが、そちらのほうももし大きくなる、やらなくてはならないという事業がもし拡大していくようであれば、当然その料金収入的なものにも影響が出てくるのかなというふうには考えてございます。ただ、今現在の段階で細かい幾らぐらいとか、何倍とか、そういったところは突き詰めてございませんので、今後進めていく中でどういうふうにしていくかということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（小玉智和君） いいですか。

それでは、再質問ですね。7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 今までやったことのない企業会計でいくことは大変だと思います。

それで、要するに利用者の受益者負担というのが大幅に増えないような仕組み。もう決算で大赤字ついてしまったから皆さん受益者が負担してくださいってなってしまった場合には、大変なことになる。それを極力抑える方法というのを知恵絞ってやっていただきたいと思っています。

それから、7ページの第5条の職員の賠償責任という件が出てきたのですが、職員の責任というの、ここで賠償責任の賠償額が100万円以上でということで、要するに公務員がやった場合には、職務上やった場合には賠償責任って普通は出ないのですけれども、企業会計になった場合にこういうことが想定される。その賠償責任ってどういうことが想定されるのかなど。まずその辺。果たして、今度賠償責任あるのなら、職員の、俺はそんなところ行きたくないとか、いろんな問題出てきますよね。ですから、その辺はどんなふうなことを考えてこの条例の中に文言を入れたなどをお聞きます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 今ほどのご質問にお答えいたします。

こちらのほう、個別の想定というのは12月の段階では考えてございませんでした。各企業会計から移行されました事案を基に一応想定金額のほう等入れさせていただいたわけなのですけれども、損害賠償の件でどのようなことが想定されるかというところまではちょっと言及してございません。申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、答弁漏れありませんか。そのほかございますか。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員の心配されることはよく分かります。大きな市は、3万人以上の場合、もう既に出発していますので、そういうところのやり方について参考にしながら、その件については詳しく説明できると思いますから、もう少し研修というか勉強の場を与えていただくようお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） いいですね、7番、今町長からの答弁で。

それでは、4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 1点だけ。第8条に、町長は云々かんぬんあるのです。第1回、4月1日から9月30日、その後10月1日から3月31日、状況の説明をする書類を作成しなければならぬって書いてあるのですが、この作成したものはどこにか報告とか、そういうことはございますか。その点だけちょっとお聞かせください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） こういった法人などで中間報告ってあるのです。中間報告を必ずやらなければならない。それを報告するのは、やっぱり組織の中ですから、公営企業法であろうとも議会にまず報告する。報告いつもしていますね、ほかの一般財団、公営企業でやっている公社だとか。というふうのなどと同じで、報告はしなければならない。これは当然なのです。そういうことでご理解いただければ。あと、建設課長が今考えていると

どうか、構想というか、部分について、条例ですから、それについては答えていただきたいと思います。

○議長（小玉智和君） それでは、補足説明、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 時期的な話ですけれども、一応作成しなければならないという条例に基づきまして、その後報告事項という形で説明させていただくようになります。その時期が、結局作成後という形になりますので、いつまでという期日の話はちょっとできないのですけれども、もちろん、私のほうから説明のほうはさせていただきます。以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 下郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第24号 下郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第24号 下郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の設定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） それでは、議案第24号 下郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

説明資料としまして議案書、新旧対照表、別添の議案第23・24号資料によりご説明申し上げます。先ほど議案第23号 下郷町農業集落排水事業の設置等に関するということと説明させていただいた部分につきましては、同一部分ですので割愛させていただきます。今回簡易水道事業に係る部分のほうの条例設定に係る部分のものについてのみ、今回説明させていただくようにします。

係っている部分の中で変更となってきております部分、違うものにつきましては、附則に関する部分になります。最初の施行に関する部分につきましては、令和6年4月1日から施行するという旨を示してございます。

議案書11ページにあります附則の2におきましては、下郷町特別会計条例は廃止するというものいたしました。こちらのほうは、特別会計のほうから公営企業会計のほうの部分に移りますということで、今回同時に廃止という形のものを取らせていただいております。

同じく附則の3におきまして、下郷町簡易水道事業基金条例の一部を改正してございます。これにつきましては、新旧対照表の4ページの第2条におきまして、条文中の「歳出予算」を「支出予算」に、第4条におきまして、条文中の「簡易水道事業特別会計歳入歳出予算」を「簡易水道事業会計収入支出予算」にそれぞれ改正いたしまして、第5条におきましては、条文中の「歳計現金に」を削除するものでございます。改正となります文言につきましては、それぞれ地方公営企業法の財務適用の移行に伴って改正されるものでございます。削除した歳計現金につきましては、地方自治法（第235条の4第1項）で定義された用語でございまして、地方公営企業法には該当する用語がないので、全国的な事例を調査した結果、「歳計現金に」を単純に削った事例があることと、またその文意が通じるということから削除してございます。

以上、議案第24号 下郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の設定についてご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号 下郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、ただいまより休憩いたします。（午前11時26分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時35分）

日程第5 議案第25号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第4号）

日程第6 議案第26号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第7 議案第27号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第25号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第4

号) から日程第7、議案第27号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第2号) までの3件を一括議題といたします。

本案について、議案の説明を求めます。議案第25号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第26号につきましては町民課長、室井節夫君、議案第27号につきましては健康福祉課長、佐藤英勝君、順次説明を求めます。

それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) それでは、私のほうからは、議案第25号についてご説明させていただきます。

議案書12ページを御覧ください。議案第25号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第4号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,475万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億5,774万3,000円とするものであります。

19ページを御覧ください。歳入の主なものについてご説明を申し上げます。国庫支出金でございますが、国庫補助金の民生費国庫補助金につきましては、障害者総合支援事業費補助金27万5,000円を計上しております。これは、次年度障害者福祉サービス等の報酬改定に係るシステム改修に伴う補正となっております。

さらに、総務費国庫補助金でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金627万円を計上しております。これは、マイナンバーカードにおける氏名のローマ字表記等に係るシステム改修事業費の計上となっております。

県支出金でございますが、県補助金の総務費県補助金につきましては、事業費の確定により、市町村バス運行費県補助金を65万4,000円増額するものであります。民生費県補助金の社会福祉費補助金につきましては、給付実績に応じ、重度障害者支援事業県補助金309万1,000円を増額計上し、児童福祉費補助金につきましても、給付実績に応じ、乳幼児医療費給付事業県補助金29万1,000円、子ども医療費給付補助金366万7,000円を増額計上いたしております。

農林水産業費県補助金につきましては、農業委員会の活動及び成果に応じて交付される農地利用最適化交付金97万8,000円を増額し、また農地中間管理機構を活用し集積を行った地区へ交付される地域集積協力金に係る農地集積・集約化対策事業費補助金1,153万2,000円を計上しております。

寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金100万円を増額補正しております。これは、町内を来訪した観光客が手軽にふるさと納税ができるよう、町内飲食業及び宿泊業者等に参入いただける現地決済型の制度を導入し、これによりふるさと納税寄附金の増額が見込まれることから、増額計上するものであります。なお、この制度の説明は、後ほど担当課長がご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

繰入金でございますが、バス運行委託に係る事業費の確定により、過疎対策基金繰入金240万円を増額するものであります。

議案書20ページ、町債でございますが、南会津地方広域市町村圏組合における指令システム機能維持更新事業に係る防災対策事業債400万円を計上し、歳出の消防費、非常備消防費におきまして財源内訳の補正をしております。

21ページを御覧ください。次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。なお、原油価格、電気料の高騰により、一部の公共施設において燃料費及び光熱費の見込額を、また人件費につきましては人事異動等により増額計上しておりますので、よろしくお願いたします。

総務費でございますが、一般管理費につきましては、駐在員視察研修事業完了により、予算を整理しております。

企画費及びふるさと応援基金積立金につきましては、歳入でご説明しましたふるさと納税増額見込み分に係る所要額、ふるさと納税者謝礼、ふるさと納税ポータルサイト運営委託料及びふるさと応援基金積立金、合わせて100万円の増額補正となっております。

交通対策費につきましては、会津乗合自動車株式会社へのバス運行委託料の事業費確定により、303万5,000円を増額補正するものであります。

22ページを御覧ください。戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカードにおける氏名ローマ字表記等に係るシステム改修委託料627万円の増額補正となっております。

民生費におきましては、障害者福祉費において、受診実績に応じ重度心身障害者医療費給付金612万2,000円を増額計上しております。

児童福祉費、児童福祉総務費におきましては、子宝祝金、入学祝金事業完了による予算の整理を行っております。

24ページをお開きください。農林水産業費でございますが、農業委員会費につきましては、地域計画策定に伴う所要額の計上をそれぞれ行っております。

農業振興費につきましては、農用地利用集積推進事業補助金1,593万円の増額補正となっております。これは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い利用権の設定が義務づけられたことにより、大幅に利用権設定の件数が伸び、それに伴う補助金の増額計上をするものであります。地域集積協力金につきましては、歳入でご説明いたしましたが、中間管理機構を活用し集積を行った地区へ交付される協力金1,153万2,000円を計上しております。

25ページ、商工費でございますが、商工振興費につきましては、下郷町公庫・協同組合資金融資利子補給金442万8,000円を増額補正しております。これは、国がコロナ経済対策として行ってきた事業者向けのゼロ金利融資事業3年が満了し、国の指針、制度がゼロ金利融資ではなく町の利子補給制度で引き継ぐ形となったため、今回の増額補正となっております。

26ページをお開きください。教育費でございますが、小学校費につきましては、小学校教科書全面改訂に伴う教員用指導書について、消耗品1,070万9,000円を計上しております。

社会教育費につきましては、町並み展示館において畳の傷み具合が目立つことから、畳替え修繕を行うため、修繕料55万8,000円を計上いたしております。

私の説明に関しましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ただいま総務課長より議案第25号一般会計につきましてご説明ございましたが、私のほうからふるさと応援基金事業につきまして、お手元にお配りさせていただきました資料に基づきまして説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

概要でございますが、今ほどございましたが、観光やビジネスで下郷町を訪れた町外の方が、町内の店舗、宿泊施設及び飲食店でふるさと納税に申込みいただきまして、即時発行の電子クーポンで支払うことができる仕組み、いわゆる現地決済型のふるさと納税という形で今呼ばれております。お手元の、皆さんお持ちかと思いますが、スマートフォンを利用した現地決済型という形になっております。

実施期間でございますが、令和5年の11月上旬からということで、既に説明会は2回ほど開かせていただきました。今後も、ご要望いただきましたらば赴きまして、説明会開催する予定になっております。登録につきましては、現在まで9店舗が登録申請があるというような内容になってございます。

返礼品でございますが、30%でございます。申込みの最低金額は5,000円からという形にしておりますので、5,000円の納税していただきますと、30%の1,500円がいわゆるふるさと納税の返礼品としてのポイントというふうに考えております。

有効期限ですが、発行から180日間、6か月ということで、システムの自動制限するような形になってございます。

利用可能な店舗ということで、宿泊施設及び飲食店、いわゆる役務のサービス提供店舗ということで考えてございます。

委託の事業者でございますが、株式会社DMC a i z uということで、猪苗代町にございます会社でございます。

8番、補正の金額でございますが、歳入につきましては寄附金の17款におきまして、ふるさと応援寄附金ということで、見込額の100万円増額補正しているところでございます。歳出につきましては、総務費、2款におきまして、ふるさと納税に関する経費ということで、いわゆる100万円の30%の電子クーポン、報償費ということで30万円計上してございます。また、委託料ということでございまして、寄附額の15%、プラス税ということで、16万5,000円を計上させていただいているところでございます。

利用の内容でございますが、簡単に申し上げたいと思います。1番ということで、加盟店、これ登録店になりますが、登録店にお客様利用申込用のQRスタンド及び決済QRスタンドを設置していただくこととなります。それで、利用者、お客様は、設置されたQRコードを読み込みまして、まず利用者登録していただくこととなります。3番、利用者は、支払いの際、決済QRコードを読み込み、電子クーポンで支払うという形になってまいります。店舗側では支払いの画面を確認という形です。月末締めになっておりますので、翌月、クーポンの利用代金が毎月1回、事業者から、これはDMCになりますが、各店舗の登録口座へ振込という形になっておりまして、換金の手数料及び振込の手数料は、事業者のDMC a i z uが負担となりますので、登録事業者のご負担はないということでございます。

10番、加盟店の申込みにつきましては、今ほども随時受付はしておりますが、応募フォームからのオンライン電子申請、またはファクス、または郵送という形で受け付けているところでございます。

次のページ、概要図つけさせていただきました。ちょっと簡単にご説明いたしますが、左上から寄附者の方は利用者の登録していただきまして、寄附、ふるさと納税を行っていただきます。登録に関しましては、クレジットカードという形でございます。DMC a i z uさんからは、専用サイトにおきまして電子クーポン券、寄附額の30%相当が発行されます。その左下になりますが、これを受けまして寄附者と加盟事業者、宿泊飲食店でございますが、いわゆる役務のサービスということで、現地役務、いわゆるふるさと納税に関わる現地役務の提供を行うという形になってございます。

これを受けまして、寄附者の方は、4番になりますが、クーポンで即日QR決済することが可能でございます。

5番、今度は右側に移りますが、これを受けまして、DMC a i z uさんから、月末締めということで寄附額が町に翌月に支払われる予定になってございます。

6番ですが、これを受けまして、町はクーポン相当額、いわゆる30%分と委託金、寄附金の15%になりますが、委託料でございます。プラス税ということで、DMC a i z uさんに支払いを行うということでございまして、DMC a i z uを通しまして、7番ですが、クーポン決済分の金額が加盟事業者様にお支払いされるというような内容でございます。加盟事業者さんにつきましては、クーポンの換金、また手数料等、振込手数料等はかかりませんので、ぜひ多くの皆様に登録いただきまして、この事業を活用していただいて、経営の、利用の増加にぜひ役立てていただければなというふうに考えておるところでございます。

以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして町民課長、室井節夫君。

○町民課長（室井節夫君） それでは、議案書の28ページをお開きください。

議案第26号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。事業勘定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。今回の補正につきましては、国民健康保険税の産前産後の減額によりますシステム改修の補正となります。

次に、32ページをお願いします。それでは、ご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料でございますが、システム改修委託料といたしまして132万円増額するものでございます。

8款予備費につきましては、財源調整のため132万円を減額するものでございます。

以上、議案第26号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明でございます。なお、こちらの補正予算につきましても、先日11月24日に開催の第3回下郷町の国民健康保険事業の運営に関する協議会において適当である旨の答申をいただいておりますので、申し添えて説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案書の33ページを御覧いただきたいと思います。

議案第27号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ440万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,671万2,000円とするものでございます。34ページから38ページまでは総括でございますので、省略のほうをさせていただきますきたいと思います。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。議案書の41ページをお開きいただきたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、12節委託料でございますが、1点目の計画策定業務委託料につきましては、事業費確定に伴い52万8,000円の減額計上、2点目のシステム改修委託料につきましては、介護報酬改定に伴いましてシステム改修委託料が必要になりまして、121万円を増額計上いたしまして、合算で68万2,000円を増額計上するものでございます。

次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、3目地域密着型サービス費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、認知症対応型共同生活介護、地域密着型通所介護等に係る保険給付費で、利用者増が見込まれるため、490万8,000円を増額計上するものでございます。

次に、7款地域包括支援センター事業費、1項地域包括支援センター運営費、1目地域包括支援センター運営費、3節職員手当等につきましては、職員の扶養親族の増に伴いまして18万円を増額計上するものでございます。

次に、10款予備費につきましては、財源調整のため136万2,000円を減額計上するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。議案書39ページにお戻りをいただきたいと思います。初めに、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました地域密着型サービスの増額計上に伴いまして国庫負担金98万1,000円を増額計上するものでございます。

次に、3款国庫支出金、2項国庫補助金、7目介護保険事業費補助金につきましては、こちらも先ほど歳出でご説明いたしました介護報酬改定に伴いますシステム改修委託料の増額計上、こちらに係る国庫補助金60万4,000円を増額計上するものでございます。

次に、同じく8目災害臨時特例補助金につきましては、東日本大震災により被災した被保険者の減免措置とした介護保険料に対する国庫補助金1万5,000円を増額計上するものでございます。

次に、4款支払基金交付金132万5,000円、5款県支出金61万3,000円、7款繰入金のうち1目介護給付費繰入金61万3,000円につきましては、こちらも先ほど歳出でご説明をさせていただきます地域密着型サービス費の増額計上に伴いまして、それぞれ増額計上するものでございます。

次に、7款繰入金、5目その他一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明

いたしました計画策定業務委託料の事業費確定に伴います減額計上、介護報酬改定に伴いますシステム改修委託料の増額計上に伴いまして、合算で7万7,000円を増額計上するものでございます。

次に、同じく6目地域包括支援センター運営費繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました職員の扶養親族増に伴います増額計上により18万円を増額計上するものでございます。

以上、議案第27号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力よろしくお願いたします。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議案書24ページの農業振興費なのですが、その中の補助金の農用地利用集積推進事業補助金と地域集積協力金なのですが、こちらは具体的にどういった方々が交付されるのかお聞きしたいのと、利用権設定が大幅に増加したためと説明の中にありましたが、その要因とは何だったのでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、説明を求めます。

農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） ただいま1番、星和志議員からのご質問にお答えいたします。

まず、農用地利用集積推進事業補助金ですが、こちら町単費となっております。1,593万円の増額ということでございます。こちらにつきましては、農林課と農業委員会の座談会でもご説明はしておりますが、こちら遊休農地の解消を早急に図ることということで、利用調整活動ということで、農用地の利用集積のために、その実績に応じて助成金を交付することということで、119の調整団体、各地区に119の団体がございまして、こちらにつきまして施設数、面積に応じましてそれぞれ交付金を交付するものでございます。全て合わせてこちら119組合ありまして、こちらの1組合が3名程度でございます。集積面積が全体で128.9ヘクタールということで、こちらの1,593万円を増額しまして、全体としましては、予算の全体額としましては1,992万9,434円という金額になってございます。

それから、その下の地域集積協力金でございます。こちらにつきましては、座談会でも皆さんのほうにご説明しておきましたが、農地中間管理機構を通して集積を行いまして、貸手、借手の集積を行いまして、今まで無届けで貸し借りのことをやっております、座談会のほうで説明いたしまして、必ず届出をしなくてはならないということで根気よく説明した結果、こちらにつきましても集積ということで、こちら国の補助になりますが、こちらにつきましては3地区の集積協力金、それから経営転換協力金ということで、合わせて1,153万2,000円の金額になってございます。こちらにつきましては、集積の面積がこの後の確定が見込まれるということで、こちら大松川、小松川、それから倉水地区の集積協力金、それから経営転換協力金の合計金額になってございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） そのほか、もう一つあった。全部答弁していないよね。

それでは、農林課長。

○農林課長（只浦孝行君） こちらの地域集積協力金、こちら補助事業につきましては、機構の集積協力金ということで、農地中間管理機構、こちら県のほうにあるのですが、こちらを通して集積を行った場合に出る協力金ということで、こちらにつきましては地域のほうに交付される金額ということでございます。それから、経営転換協力金ということにつきましては、農地をリタイアするというので、中間管理機構を通してこちらも貸付けをした場合に協力金、こちらについては貸手のほうなのですが、協力金が交付される事業ということで、2つに分かれております。集積協力金につきましては3地区…すみません、失礼しました。増えた理由でございますが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして利用権の設定が義務づけられたということで、無届けで今まで貸し借りのやっていた分につきまして、座談会を通して必ず、貸出しの場合、賃貸契約を結ばなくてはならないということで、そちらのほうに利用権の設定ということで義務づけられたということに伴いましてこちら交付される補助金ということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 星和志君、再質問ありますか。なしね。

（「はい」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

現在この24ページ、私も1番議員と同じなのですが、3地区とありましたが、これは地区がまとまって申請すればまだ利用可能なのか、何年ぐらい、単年度なのか何年度ぐらいやっているものかをちょっとお聞かせ願いたいのと、これ個人ではやっぱり駄目なのか。団体というふううたっているのですが、その辺はどうなのか。まだこれ補助金は何を基準で出ているのか、単価なんかは幾らぐらいなのか、分ければ教えていただきたいです。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） ただいま2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えいたします。

3地区、こちらの補助事業に関しましては、大松川地区の圃場整備、現在打合せ、それから説明会を行っております。それから、小松川地区につきましては、こちらにつきましてはもう着手という形で行っている状況です。倉水地区につきましては、こちらも行っている状況ということで、何年度単位ということになりますと、こちらにつきましては……すみません、期間につきましてはちょっと手元に資料がございませんでした。

○議長（小玉智和君） 今ちょっと手元に資料がないということなのだけれども、どうですか、2番。休憩して調べてもらいますか、それとも後で。

○農林課長（只浦孝行君） すみません、後ほどご説明させていただきます。失礼しました。

○議長（小玉智和君） ただいまの説明で。それでは、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） では今、課長、資料がないということで、後で、この地区は今後ほかの地区もやって可能なかどうかと、やるに当たってその基準だったり何があるのかわかるか。この補助金だったりする単価だったりというのが分かれば後で教えていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） 大変失礼いたしました。後ほどまとめた資料をお渡ししますので、よろしく願いいたします。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） 今、農業委員会事務局長、大竹浩二君から手が挙がりましてので、説明させます。

○農業委員会事務局長（大竹浩二君） この農地利用集積に関しましては、町から諮問審査を受けて農業委員会のほうでも把握している行為でございまして、利用権設定の周知徹底のほう農業委員会で臨んでおりまして、この辺の情報も周知しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

ただいまご質問のありました地区の補助金、こちらにつきましては、この予算書で申し上げます地域集積協力金、国庫補助の部分でございまして、地区の農地面積の、これその都度県のほうで基準は変えてくるのですが、1割以上とか2割以上、3割以上という基準を集積面積、貸し借りの面積がクリアした場合に出される補助金でございまして。今回、今、農林課長からお話がありましたように、大松川地区は圃場整備をやっていまして、圃場整備やるには全て農地を農地中間管理機構に貸出ししなければならないということで、地区の大部分の面積が農地中間管理機構に預けられたということで今回補助金の対象になったところでございまして。

あと、小松川地区と倉水地区につきましても、2ヘクタールもしくは3ヘクタール程度の利用権設定が一気に行われました。これによりまして県の補助基準をクリアしたことから、補助金が交付される予定となっております。

あと、この地域集積協力金の中には、ただいまの地区補助金のほかに、農業をリタイアした場合、農業をリタイアし、農地中間管理機構に自身の全ての農地を貸出しした場合に農地所有者に交付される補助金もございまして。こちらにつきましては、残念ながら今年度限定事業でございまして、農地中間管理機構の審査、そして町の公告期間を考えますと、既に申請が終わっているもの、11月末時点で申請があった方のものまでが交付対象となります。来年度からこの事業がなくなりますので、ご理解いただければと思います。

あと、地区のほうに下りる地域集積協力金はまだ継続されますので、地区がまとまって中間管理機構に貸出しをすれば可能となっております。

あと、予算書にあります農用地利用集積推進事業補助金、こちらにつきましては町単独事業で、耕作者側のほうに補助されるものでございまして。こちらは、集積の単価、いわゆる補助金の単価につきましては、新規の場合、それから更新の場合で異なってまいります。さらに、こちらは細かく一覧表で分かれていますのでございまして、5年貸し

出した場合、6年貸し出した場合、10年貸し出した場合で異なってまいります。

そして、もう一点が、この利用権設定、先ほど来説明で、国の法律が改正されたという中で、これまで2通りの利用権設定がございましたが、この2通りと申し上げますのは個人間で貸し借りの契約をして利用権設定を結ぶ行為と、先ほど来から話が出ている農地中間管理機構を通して貸し借りをする、2通りがございましたが、今回の法改正で利用権設定を結ぶ場合は農地中間管理機構を通さなければならないというふうに改正がなされました。さらに、要因としましての法律改正と同時に、農地台帳、今まで農業委員会のほうで単独で管理していたものが、国管理になってしまいました。いわゆるDX化で電子システムで国管理になりまして、国のほうでも透明性、しかも公表性を持ったものでございます。ですので、もともと農地の貸し借り、利用権設定というのは法律で定められておりまして、従来から義務化されておりましたが、届出をせずに貸し借りをやっていた場合、農地所有者が耕作しているというふうなのが明らかになってまいりますので、必ず利用権設定をやってくださいよということで農業委員会のほうで周知徹底を行った結果、今回利用者が増になったというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 今農業委員会事務局長のご説明あったのですが、いいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（小玉智和君） 4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） まず、26ページ、教育振興費の消耗品のところで、説明、今回あったのでしたでしょうか、いわゆる教員用指導書ということで、結構これ高いのですね、1,000万円かかるというのにはちょっとびっくりするのですが、これは何年ごとに変更されるのか。その辺って、そういうあるのかどうか。これについて、一応一般財源となっていますが、地方交付税とかそういった措置はあるのかどうか。その点お聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど総合政策課長からありましたふるさと応援寄附金のクーポンの件なのですけれども、資料の中に利用内容で、加盟店はQRスタンド及び決済QRスタンドの設置が必要。この設置費用というのはいくら負担するのか教えてください。これは、多分Wi-Fiとかがないとできないものですか。そういった場合のそういう利用の金額というのは誰が払うのか、その点をお聞きします。

先ほど9件ほど始めているということなのですが、これまだ始まったばかりなので、そんなには件数入っていても利用があったかどうか分からないのですが、もし利用とかがあったなら教えていただけますでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） ただいま4番の山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、QRスタンド、決済QRスタンドの設置に係る費用でございますが、こちらに

つきましては事業者さんの負担になっておりますので、いわゆる店舗側からのご負担というものはございません。加盟店申込みございますが、加盟申込みをされた後、審査を経まして、1週間から10日程度で店舗用キットが送付されるというような内容になっておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、Wi-Fi環境につきましては、恐らくWi-Fiなくても直接、携帯でございますので、つながるかと思いますが、当然Wi-Fiをお持ちの店舗であれば、そちらを通してというのも可能なのかなというふうに考えております。

あと、実績でございますが、月締めで次の月に利用内容が来るというふうになっておりますが、まだ少ない部分もございますので、ちょっと今のところその情報、うちのほうに来てございません。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 教育次長、湯田浩光君。

○教育次長（湯田浩光君） 4番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

教科書改訂につきましては、小学校、中学校とも4年に1度となっております。そのため、指導書につきましても4年に1遍、新しいものに更新するという手続が必要となります。小学校の場合ですと、来年、令和6年度から9年度までの4年間、中学校ですと令和7年度から10年度までの4年間と予定しております。

それから、指導書に係る財源措置、交付税措置があるのかというご質問についてですが、こちらのほうで、大変申し訳ございません、基準財政需要額にその項目があるかどうか、ちょっと把握していませんので、その件については、申し訳ありませんが、総務課のほうからお答え願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 私の認識では対象になるものはないというふうに認識しておりますが、なおまた訂正がありましたら後ほど報告したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか、山名田久美子君。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 教科書の件は分かりました。あと、後ほどもし交付税の関係ありましたらお教え願いたいと思います。

あと、電子クーポンのほうなのですけれども、これ例えばQRスタンドなんかも事業者が負担してくれるということなのですが、これは今申し込まなくても、後から申し込んでも、これ1年、2年たってから申し込んでも、それは変わらないですか、事業者が負担してくれるというのは。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 今のこの制度で始まっておるところなのですが、当然この制度は現地決済型という形で今進めていますので、負担に関してはそのまま、このような制度を移行しながらいくと思いますので、5年後、10年後までと言われるとちょっと、恐縮なのですが、当然それは個々進んでいくと思いますので、よろしくご理解のほどお

願います。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 3点ばかりお伺いいたします。

一般会計の補正の21ページの歳出からまず。一般管理費の中で区長の研修旅費で120万4,000円、要するに当初予算に計上した額からするとかなりの金額が減額になる。何でこんなに減額になったのか。それで、視察研修に参加したメンバー、何人で、もう少し詳しく教えていただきます。減額になった要因と。

それから、8目の交通対策費で、地方路線バスの運行委託が303万5,000円増額となっております。これの増額になった要因。乗車率が悪くなったのか、あるいは燃料等の経費等でアップしたのか、その辺の積算の根拠というものをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

それから、23ページの民生費の中で、1目の児童福祉総務費の中で子宝祝金が160万円減額になっています。今年の出生数が何人で、当初予算幾らで、出生者が幾らで、何人の減額になったのか。同じく入学祝金9万円の減額。これも具体的な数字だけ挙げてみてください。

あと、25ページ、商工費の中で、下郷町公庫・協同組合資金融資利子補給金、これ数年前、コロナ禍で国のゼロ金利政策ということで、今年3か年経過して、これは返済が迫られる。その中で、企業の経営もなかなか好転しなくても、資金の返済が難しい場合には要するに返済できない。そうした返済できない場合の救済策としてこれをやっているのかどうか。そして、今回該当する442万8,000円、これ何件あったのか。その辺をお示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 7番、佐藤盛雄議員の質問の中の一つであります研修旅費、こちらにつきましては各行政区の区長さんの視察研修となっております。予算編成時は2泊3日38名で組んでおりますが、実際行われましたのは1泊2日で17名の出席の下、行われたということで、このような対応になっておりますので、了解ください。

○議長（小玉智和君） 総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、バスに関わる経費の増加ということで、今回補正させていただいている内容でございますが、こちらはバスの収支の関係がございまして、会津バスさんから資料を若干頂いた中での説明になりますが、今回増えている理由の中で、まず歳入自体が減ってございます。会津バスの歳入が減ってございます。減った要因ですが、会津バスさんで経営上の雇用調整助成金等の補助金を活用されていたようですが、それが終わってしまっただけということで、歳入上の欠損が出て、減額が出てございます。なお、歳出につきましても、中身を拝見しますと、いわゆる人件費の増や物価高騰による輸送費の増ということで、通常経費、こちらが増加しておりますので、いわゆる収支の差額分が委託料に

なっております。そちらの足りない303万5,000円を新たに増額補正したというような内容でございます。

続いて、商工費における利子補給金の関係でございますが、こちらは皆様ご承知のとおり、コロナが始まりました令和2年度の臨時議会、これ第3回の臨時議会になります。公庫・協同組合の資金の利子補給金ということで、町のほうで拡大していくというような中身をご説明させていただいた経緯がございます。その中で、まず3年間は支払った利子の全額、4年目以降につきましては利子の2分の1というような拡大の内容でございます。なおかつ各政策金融公庫や特別資金ということで、その資金の名称を上げさせていただいたところです。当然国のほうでゼロゼロ融資ということで、3年間は国の利子補給金が支払われておりますので、3年目が終わった段階で、4年目以降につきましては町の利子補給の2分の1という形で出てきたところでございます。一部結果を申し上げますと、途中、国のほうでも伴走型の新しい資金運用制度ということで今年度出てまいりましたが、その中では利子補給の延長という部分はないので、当然町のほうで引き継ぐというような内容でございます。

件数でございますが、利子補給金並びに信用保証料の補給金の内容もでございます。2つございますが、それぞれ件数の総額ということで申し上げますと、融資件数の合計が延べで125件になっております。当然重なっている方もいらっしゃるかもしれませんが、これは12月末、来年度になりますと、商工会さんのほうから補助金の申請が上がってくる段階で内容は分かってくるのかなという状況でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員からの子宝、入学、両祝金についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、子宝祝金につきましては、当初予算のほうでは第1子から第3子以降の方、合計で20名の出生数を見込んでおりましたが、今年につきましては12月1日現在で8名の出生数となっております。うち、半分の4名の方に給付のほうは既に終わっているような状況となっております。

次に、入学祝金につきましては、当初予算で79名を見込みまして、こちらも入学時に振込のほうをさせていただいておりますが、小学校の入学で24名、中学校の入学で52名の方に振込をさせていただきまして、合計76名の給付というふうな形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 商工費の中で、先ほど課長からありましたが、件数は125人ということで、要するに3年の借入れ、政策金融公庫ですか、とか国民金融公庫を通じて紹介して借入れしているのですけれども、その中で3年で返済終わって何人で、要するにあとその返済はなくて借換えという例もあると思うのです。その中身というのは分かっていないのですか。だから、なかなかゼロ金利の中で、では返済できるかと、景気が上向い

てそれだけの返済能力がアップしなければ返済できないです。その辺の景気の動向の参考にしたいので、借換え、返済終わったの何人で、借換え何人、その辺つかんでいますか。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

当然コロナで2年から2、3、4ということで、3年続きました。この間は2年、経過措置の中で、利子の全額といたしましても、それは国の補給のほうで無利子型という形になっておりますので、ありました。今現在も物価高騰ということで、中小事業者さん大変厳しい状況に置かれているのはご承知かと思えます。この中の資金の運用につきましては、どのような形でお返ししているのか、その辺の形態についてはちょっとうちのほうでは何とも分かりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小玉智和君） いいですか、7番、佐藤盛雄君。そのほかございますか。

それでは、8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 21ページの交通対策費ですか、会津バス、私もいつも、町民の方も私も毎日見ているのですけれども、空バスです。ドラマにあるのは猫バス、これ空バスです。それで、かなり古いのです、煙出したり。そういうものまでも赤字をプラスで補填して、こういうふうに払わなければ。これが最良かもしれませんけれども、もし考えないと。土曜日なんか学校休み、それでも来るのです、バス、どんどん、どんどん。平常どおりに来ますから。これらはいいのです。その他の収入がなければ町に請求すればいいのです。まず一般の人ほとんど乗っていません。たまに見かけるのは下郷中学校から帰っていくバスに、あそこのプールの前のベンチ座って、月1回か2回、多分乗っているのです。ほとんどスクールバスなのです。スクールバスの生活バスではなくて。でも、それはいいとしても、これあの寒い場所で煙をたくさん出したり。それだけ燃費が悪いわけです。私も担当しましたが、よく知っているのですけれども、まず学生が定期買って乗って、それであと一般の方を乗せて、足りない分云々といったとき、ほとんど多分1本の収入ないはずですよ。これこのままずっと5,000万円も6,000万円も払って毎年続けるのですか。ある人は、ああいうバスは下郷と檜枝岐でもっているようなものだと言う人もいますから。これやっぱりもし、小さいバスとかという、それは会津バスの経営の能力でしようけれども、もう少し考えてやってもらえませんか。あの坂上がっていくときはすごい煙いっぱい出ています。それです。そこら辺、もう少し見てほしいと思うので。

それから、24ページの先ほどから皆さん質問しています農用地利用、要するに集積推進事業補助金ですか、面積、これ面積どのぐらいの面積なのですか。

それと、この事業をやる、これかなり、合わせて2,600万円何ぼと言っていますけれども、これを合わせたことによって、今の農地、貸し借りはもちろんでしようけれども、目的でしようけれども、今の農地荒れていますね、いっぱい。そういうのをどうこうするということ、全く目的はないのですか。今結構荒れています。これに直接関係ございませんが、中山間地域活性化とか、傾斜地の直接支払いというものもあったのです。今でもあ

と思いますけれども。今これ、これにはないですけれども、そういうやつも荒れていても、それを昔のまま旧態依然で国に対して補助金交付申請出しているのか。確認してやっているのかです。それがちゃんと生かされれば、例えば共同で草刈りをやったりとか、そういう金に使えるのだ。面的な集積だけではなくて、そういうふうな荒れた農地も管理することもできないのでしょうか。そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 8番、湯田純朗議員のご質問にお答えしたいと思います。

交通対策におけるバスの運用でございますが、古いバスでという形で、いろいろそのようなお話いただく場合もございます。この間、会津バスの田島の方にちょっとお伺いしたこともあります。やはりそういう意見もあるのですけれどもという中で、新しいバスに替えても、ガソリン代とか、全くの太陽光とか電気で走るのであれば別だと思うのですが、軽油のほうがやっぱり安いので、さほど運行のガソリンと軽油を比べた際にはそんなには違わないというのが実態だそうでございます。また、新しい車両にしますと、その更新に係る経費もかかりますので、議員言っている部分は非常に分かるのですが、その辺は今後のまた一つの検討課題ということで、会社のほうにもお知らせしながら努めていきたいと思っております。

あと、土日の関係でございますが、基本平日なのですけれども、学校さんのほうで土日に特別授業があったり、何かの開催日があるとなれば土日も走らせているようでございます。そういう形での運用になっておりますので、ひとつご理解いただければなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） そのほか、農林課長、只浦孝行君。

○農林課長（只浦孝行君） 8番、湯田純朗議員のご質問にお答えします。

補助事業の地域集積協力金につきましては、こちら今後確定になる予定でございますが、予算要求の段階でございますが、こちらにつきましては47町7反3畝という面積ということでございました。先ほども申し上げましたが、こちら中山間とかいろいろございましたが、そちらにつきましては急傾斜地ということで、そちらのほうの管理ということで交付金を出しているということでございまして、こちらにつきましては地域の農用地の集積ということでございまして、そちらにつきましては中間管理機構を通しましての農地の集積ということの補助事業でございますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 大体分かりましたけれども、総合政策課長も当時生活安全係で、バスのことやっていたと思うのですけれども、中身は分かります、私もやったことありますから。でも、町民の考えは違うのです。本当下中に、バスがずらっと並ぶわけですから。そして、私もよくしょっちゅう孫迎えに行っていて分かっているのですけれども、乗っていないバス結構います。あと、一番多いの音金地区、あっちのほうに行くのが多いの

ですけれども。もし戸赤のほうに行くのは最終的には乗っていませんから、それでも戸赤まで行くのです。ですから、土曜日だと基本的に学校休みですから、そこら辺をちょっと、せめて町民、その姿勢として、そういうふうな何ら形でここは見せてもらったらいいかかなと思うのです。何か会津バスの運転手の飯食わせるのを町でやっているような形になってしまいますから。そこら辺をもう少し、学生が乗った以外のその他の収入ってまずあり得ませんから。そこら辺をもし交渉して、かかるものは仕方ないといえど仕方ないのですけれども、もう少し姿勢として何とかありませんかねって私は思うのです。バスの運転手よく知っているのです。ほとんど乗りませんからと言っているのです、私聞くと。戸を開けて、こんこんとして。いつも乗っていませんからって、そうバスの運転手が言っているのです。だから、でも、俺らはこれで飯食っていますからと、こう言っているのです。飯食っているって、もちろん食っていますけれども、そこら辺ちょっともう少し、一歩でもいいから、半歩とか前向きで対応してほしいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 私のほうは、姿勢というわけではなくて、おっしゃるとおりで今の実情を申し上げますと、ご承知かと思うのですが、学校、小学校、中学校ございます。小学校には、3つ分かれておりますので、全体の動きとしましては、朝1本走らせる分、朝の分ですが、各5系統、15路線ありますけれども、まず朝の分につきましては2回、いわゆる一般向けの出勤も含めた朝一番と、あと小学、中学生用のということで、2回拾ってくるような形になります。午後の分につきましては3回で、学校とは言いませんが、帰すようなルートになります。簡単に申しますと1本目が小学校の終了時間に合わせて、大体こう回っていくという。あと、2本目につきましては小学校の、当然高学年もおりますので、プラス中学校の部活のない方が乗っているのかなと。最終的に3本目が、小学校でも遅くなったり中学校で部活をやっている方が3本目に最終的に乗ってくるというような動きになっておりますので、当然一本一本の便だけ見ますと、ちょっと少ない感じを与えてしまうのかなというのが実情でございます。

また、いろいろご指摘いただいている部分もありますので、今後、国道のバイパス路線、また小沼崎区間が若干今後春先が変わってまいりますと、4月以降、会津バスさんと検討しまして、いわゆる合理的な路線の検討ということで、ちょっと来年度は進めさせていただきたいなというふうに思っていますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長（小玉智和君） バスの件、町長、答弁いいですか。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） うん、決定は町長だから。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、湯田純朗議員も担当していたときの内容で分かると思いますが、これは苦しいのです、今。これを分校統合のときに、やはりおうちの問題があって、そ

それはみんな廃止しようと、料金を廃止しようと。今まではずっと各行政区から頂いて、精算してやっていたので、ある程度の町の負担は少なかったのだけれども、それを全部やっぱり子供たちのために、全部その料金は廃止して乗ってもら、通学してもらおうというふうな考えでそれになったはずです。

それで、こうして子供たちが少なくなった時点で、さて一般の客は前もあんまり乗っていなかった、事実。どのようにするかということも検討しなくてはならない、採算性の面で。私、今年、町村会の研修のときに鳥取県智頭町に行ったときに、智頭町のやり方はデマンド式なのです、全部。7人で運転やっているのだから。7人のうち5名は、会計年度任用だから。2名は職員がやっているのだから。金額を抑えるために職員がやっている。だから、例えば、こう言っは失礼、これから例えば子供のいない地区の走る場合はデマンドにするとか、そういうふうにすると、その分はバス経費は安いのだけれども、このデマンドを買う金と、維持する金と、これがちょっと出てくると、ちょっと試算してみないと、どっちがいいのかというのが判断できませんので、その辺をちょっと研究させていただいて、今後のバス運営というか、地域バスの活用のこの件を。当初私になったとき、やったらやっぱり会津バスやったほうが有利だということの結論だったからずっと来ていましたけれども、いよいよもって子供たちが少なくなると、そうした考えも必要なのかと。それから、沼尾と小出は走っていないので、これをどうするのかということ。要するに121号線走っていないから、あそこの人たちは非常に困っているということを知ったことがありますので、デマンド式に部分的にやるのが経費がかからないのか、あとこのままずっといって負担だけずっと多くなっていくのかということになると、もう一回整理というか、検討、調査は必要だと思っています。

以上です。

○議長（小玉智和君） 8番、湯田純朗君、どうですか。

それでは、8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 3回目ですね。

今総合政策課長、町長からいただきました。私もよく分かるのです。分かるけれども、町民はそこは分かりません。あんな空バス何で走らせているのだと。確かにごもつものなものです。そこら辺をもう少しやらなくてはならないのかなと。あと、今町長の言った小出のほうがなくなったというの、私担当のときですから。あれは、田島町が手を引いてきたのです。起点が若松、終点田島の田島がやめてしまったので、一抜けてしまったので、補助金出なくなってしまったのです。そのとき私話しておりますけれども、鉄道も一抜けて、汽車は走るからやめるという話だったのです。多分その何代か前の町長が、バスが来なくても下郷からみんな帰ってくるから長野向かいの人は乗っていかないのだと、こういう話だったのです。そういう発祥だったのです。これはもうやむを得ないです。そのときから、芦ノ牧から沼尾、小出に来るバスがなくなってしまうといういきさつがあるので、少し検討してください。

あと、私ちょっと調べていると、東大にそういう有名な地方の交通網をやっている、研究している教授がいるのです。これ九州辺りですごく成功しているのですけれども。

そういうこともあるので、皆さん仕事ですので、大変ですけれども調べて、今すぐとは言いませんけれども、後々に使えるようなデータを集めてお願いしたらよろしいかと思っています。私はこれで終わります。

○議長（小玉智和君） ありがとうございます。今、8番、湯田純朗君からのお話に対する答弁はありますか。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） いいですか。そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 令和5年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 令和5年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、上程されました議案は全部終了いたしました。

日程の追加

○議長（小玉智和君） お諮りします。

議員及び町長より追加議案が提出されて、皆様のお手元に配付しております。さきに開催されました議会運営委員会におきまして、上程されました議案審査終了後、直ちに日程に追加し、議題にする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、議員

提出議案第5号 監査請求に関する決議、町長提案理由の説明の件、議案第28号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について、議案第29号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第5号 監査請求に関する決議、町長提案理由の説明の件、議案第28号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についての件、議案第29号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第5号）の件を直ちに日程に追加し、議題にいたします。

追加議事日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 議員提出議案第5号 監査請求に関する決議

○議長（小玉智和君） 追加日程第1、議員提出議案第5号 監査請求に関する決議の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 監査請求に関する決議。上記の議案を別紙のとおり下郷町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

私がこれを出すに当たっての経緯を説明させていただきます。4日に開催されました議会全員協議会で町のほうから報告がありました。町民に対してどう報告するのかということで、マスコミのほうに流して説明したい。その日の夕方、ニュース番組等で報道なされた際に、町では当該職員が横領した金は借金返済に使われたと説明がありましたが、報道等ではガソリン代に使用したと明確な文言が出ておりました。ということは、当該職員の聞き取り、総務課長が2回行いました。私があの日質問した際にアルバイトもやっているというお話を聞いたのですが、本人からはしていないという報告がありましたという説明でした。しかし、町民の人が、あの子はアルバイトをやっている、会津若松市で飲み屋でやっている、私、お店まで教えていただきました。ということは、職員は町の聞き取りに対してもうそをついたことになる。町が報告した際の説明にもガソリンという言葉は一切総務課長からはなかった。しかし、マスコミでガソリン代がというふうに報道された際に、これどこから情報が行ったのか私も分かっていなかったのですが、町に対してもうそをついているのではないかというふうに疑念がありまして、議会といたしまして、我々議会議員といたしましてもう一度調査するには何かないかということで、この監査請求というものがありませんでしたので、監査委員の皆さんに負担かける

かもしれませんが、もう一度調べていただいて、余罪がないかどうか。余罪がないならいいのです。しかし、余罪があった場合、我々議会議員として、議会として、おまえたち何を監視してきたのだというふうに問われると思いましたので、この監査請求を出させていただいた次第でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小玉智和君） それでは、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 議席番号11番の星でございますけれども、質問させていただきます。

前回、先ほど議員さんが言ったように説明を受けまして、その結果、元職員は辞め、そして上司5人、自分のことではなく人のことで責任を負わされて、これから進んでいくと思うのです。本当に残念であります。

そこで、今回、今言われたように監査請求すると言われたのですけれども、そうしますと、監査委員、今回代表監査委員というのは、今回の令和5年の4月1日からなつたのです。そして、この前の不祥事を見ますと、令和4年度もあるのです。そうしますと、監査委員がさっきのことをやられて、辞めるおそれがあると思うので、私はこの件に対して反対いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 今朝、議会運営委員会でその内容を見させていただきました。私も、申し上げましたように、あつてはならないことが起きたというのは私のほうの率直な話です。本人は12月1日でもう処分が決まって、もう役場職員ではない、首なのです。そういう中で、その監査の中身を随時やるというのは私はやることではないと思います。これは、何も議会事務局とよく話して、それならば、この中の、もう何人ですか、200人ぐらいいる、そういうものをどういうふうな処理したのかというふうに済むと思う。横領したということで、現金、借金に使ったと、いろいろあります。横領したやつは、物品でも金銭でも同じなのです、聞いてみますと。ですから、たまたまガソリン代に使ったということで報道されたようです。私も見ました。ですが、横領した金をそこに使ったことは間違いないのです。調査もして終わったと。結論を出した。いうことの中で、私には終わった人間の、また呼んで町で調査する権限、町にあるのですか、その辺を問いたいと思う。

○議長（小玉智和君） ということは、9番、湯田健二君は、この件については反対ということですか。

○9番（湯田健二君） もちろんです。

○議長（小玉智和君） それでは……

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 答弁させていただきます。

11番、9番議員からお話ありましたとおり、代表監査委員は確かに今年度から就任いたしましたして、4年度のことには分かりません。そうおっしゃるのも当然分かりますが、監査委員といたしまして資料を見る権利があって、調べられるのです。そういうのを踏まえますと、昨年度はいなくても、監査委員という立場でそれは調査できる。

9番議員からありました、辞めた職員を呼んでということは、私何も一切言っていない。町が処分したのに対して、町で刑事告発しないからこの件は終わりだではなくて、町民からガソリン代に使ったという報道があったけれども、これはどういうことだと言われた際に、町からの説明でガソリン代という発言は一切なかったのです。ということは、我々に対して町がうそついたのかという話になりますよね。というのが明らかにしたいがために、当該職員から町にそういう言葉がなかったとしても、報道機関でなされた。町からの説明で我々もガソリン代という言葉は聞いていないのに、町民の人は知っている。では、我々それはどこから聞いたのだという話になって、おかしいでしょうというだけなのです。

これ、なったときに、もしかしたらその職員がまだ余罪があるかもしれないってやっぱり、言葉ちょっと濁すと、うそつきなのではないかなと思うわけです。となった場合に、調べるのはもう刑事告発しないのだったら何も調べられないのですが、議員として監査請求というものがあつて、監査委員に調べていただける。議員として、不確かなものではなくて確実性を求めるためにお願いする話であつて、万が一、この12件16万9,200円という報告が町からありました、余罪があつた場合、本当かというふうに町民に聞かれた際に、おめえたち議会でちゃんと調べたのかって言われたいためにも、本当にこれだけでよかつたのか。余罪がなければいいのです、これで。でも、もう少し根本的なところを見ていただいて、あのとき町の税務課長から説明あつた際に、現金授与する人が100件くらいありましたというのであれば、口座振替は通帳とかに入るので分かります。でも、現金で扱って、その現金を扱っている人が100件くらいであれば、そこからまた区分けして少し調査していただく、それは監査委員しかないと思つたので、今回この監査請求をした限りでございませう。議会にしてもこれは大変な問題だと思つていませうので、町民の人から言われたいためにも、議会としてちゃんとやつたという証拠が欲しいがために、私は議会議員という立場でこれを出させていただきました。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、今のことについて質問させていただきます。

そこで、監査書類というのは、監査委員しか見られないの。普通一般の人って、そういう外部の人は見ることはできないのでしょうか、その点お尋ねいたします。

○議長（小玉智和君） ちょっとお待ちください。ただいまの質問は、小椋淑孝君が答弁するものではないので、少々お待ちください。今11番、星輝夫君から質問が出たのですが、この件につきましての質問は2番の小椋淑孝君以外はちょっと質問できませんので、よろしくご承知方お願いします。

それでは、8番、湯田純朗君。

○8番（湯田純朗君） 今2番議員の言うことも分かります、私。分かりますけれども、一つは、結果は今さら蓋をするわけにはいきませんので。ただ、前に町長が陳謝の理由に、将来性のある青年であるということを考えますと、果たして私ら議員含めて、みんないろいろ言う人いますけれども、それをさらに蜂の巣をつついたような大騒ぎして、これもいかがなものかと思えます。あくまでも今11番議員が質問したように、個人情報ですから、勝手にできないのです、全ては。どんなことやっても個人情報という法律というもの、引っかかってくるのです。ですから、それは監査委員がもう一回見ろといえれば見れるのでしょけれども、これいつまでやっても水かけ論ですから、議長、賛否取ってください、ここでもう切って。そのほうが早いです。腹減ってしょうがないです。

○議長（小玉智和君） それでは、これをもちまして質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） これそもそも結果が出ていないのに、決定を町民にどうやって教えるのでしょうか、お聞かせください。

（「討論じゃないな」の声あり）

○1番（星和志君） では、結果が出ていないのに……

（「終わった」の声あり）

○1番（星和志君） それは終わったのですか。

（「賛成討論か反対討論」の声あり）

○1番（星和志君） 賛成しますというだけです。

○議長（小玉智和君） ただいまの今の出ているものについてのお話でございますから、よろしくお願ひします。

○1番（星和志君） この還付対象者本人への確認が行われていないにもかかわらず決定を出すのはおかしいと思うので、私はこの監査請求に対する決議について賛成いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、ただいま賛成の討論があったのですが、原案に反対の方の発言を許します。

11番、星輝夫君。

（「違うべ。最初反対討論をやってから賛成討論だべ」の声あり）

○議長（小玉智和君） 今、先に言ってしまったので、1番。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、まず原案に対して反対の発言を許します。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、代表監査委員も今年の4月1日入って、分からない点もあると思いますので、私は反対討論いたします。

○議長（小玉智和君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（何事か声あり）

○議長（小玉智和君） ほかに討論はありませんか。

それでは、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） いろいろ迷いながらといいますか、決議案が出たというところできっと考えておりました。私は、前回のときもお話はしたのですけれども、報告書が非常に細かさにちょっと欠けたなという発言をしたかなと思うのです。私は、基本的には町長から任命された4名の審査委員、尊重しなければならないなど。その結果出された発表である、報告であるというふうに、ずっとこう思っておりました。その中には、言葉尻、今指摘されたような言葉があったかもしれない。ただ、記録票には間違いなく、そういうのも含めながらしっかりした報告兼ねた記録書はできているというふうに私は信じて今お話をしているわけですが、逆を取れば、ある批判が執行部に向けられて、住民から、実は私も逆の批判の声といいますか、そんなに厳しくたたかれるということに、言葉を換えれば。要するに我々議員に対しての批判もないわけではないということをもまずここで話したい。これあります。

だから、私は、大変重要な懲戒処分の、これ以上ないものを我々が責任を持ってこれ今審議するわけで、ちょっと言葉はまとまりませんが、執行部の監査委員会の報告を尊重したい。ということで、この発議には反対させていただきます。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） これで討論を終わります。

それでは、これから議員提出議案第5号 監査請求に関する決議の件を採決いたします。

この採決は起立にて行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小玉智和君） 起立少数であります。

したがって、本案は否決されました。

追加日程第2 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 追加日程第2、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さんお疲れのところ、追加議案提案の理由を説明いたしますので、お願いいたします。

ただいまは、本会議にご提案申し上げました追加提案理由の前の全議案について、議員各位のご理解を賜り、原案のとおりご議決いただきまして、誠に厚く御礼申し上げます。皆様にはお疲れのところ、追加で提出いたしますので、よろしく願い申し上げます。

議案第28号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についてでございますが、このたびの元税務課職員による税還付金の横領により、町民の皆様、そして町議会の皆様にご多大なるご心配をおかけしましたこと、この場をお借りしまして深くおわびを申し上げ、誠に申し訳ございませんでした。

ご提案申し上げます町長等の給料の特例に関する条例につきましては、その責任の重大さに鑑み、副町長共々自らの身を処すべく、皆様の様々なご意見を踏まえ、私の給与を100分の20、3か月、副町長の給与を100分の15、2か月の減額を行うものであります。引き続き町政の信頼回復に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第29号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第5号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,996万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億9,770万6,000円とするものでございます。

歳入であります。国の令和5年度補正予算（第1号）の成立を受け、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,996万3,000円を計上するものでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げますが、歳入で説明申し上げました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業に要する経費を計上しております。総務費でございますが、交通対策費におきまして、原油価格、物価高騰の影響により、厳しい経営となっている会津鉄道に対し、県及び沿線3市町で支援するための会津鉄道緊急支援金87万1,000円を計上しております。

民生費でございますが、社会福祉総務費において、物価高騰等に直面する低所得世帯の支援のため、1世帯当たり7万円の住民税非課税世帯重点支援給付金（追加分）の支給に要する経費5,204万2,000円を計上し、予備費により収支の調整を行うものでございます。

以上、本会議に追加提案いたしました議案についてご説明を申し上げました。詳細につきましては後ほど総務課長から説明させていただきますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

追加日程第3 議案第28号 町長等の給料の特例に関する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 追加日程第3、議案第28号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ご説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。議案第28号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についてでございますが、町長及び副町長の給料月額について、特例条例の設定をお願いするものであります。

2ページをお開きいただきまして、町長等の給料の特例に関する条例でございますが、第1条では町長の給料月額について、令和6年1月から令和6年3月までの期間、第1条の4行目となりますが、100分の20を乗じて得た額を減じた額とするもので、具体的に申し上げますと、町長の給料月額75万7,000円の100分の20、15万1,400円を減ずるものであります。

次に、第2条では副町長の給料月額について、令和6年1月から令和6年2月までの期間、第2条の2行目から3行目となりますが、100分の15を乗じて得た額を減じた額とするもので、具体的に申し上げますと、副町長の給料月額60万3,000円の100分の15、9万450円を減ずるものであります。

附則でございますが、この条例は令和6年1月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失うものとするものでございます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 追加提案は100分の20及び100分の15、1か月として、開会当日、町長の所信の中で申し上げられました。それからすると、今町長3か月ということで、かなり、3か月ということで非常に我々の想定した以上に考えて今回提出しましたが、当初の所信表明されていた1か月からこれになったという、それまでの心境の変化、何でもこんなにいっぱいやるようになったのですか。その辺の状況を説明いただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、佐藤盛雄議員のおっしゃることは、提案理由の中でとおっしゃったのだけれども、全員協議会の中ですから、全員協議は決定するものでもないし、協議するものですからお話ししましたけれども、今回は議案として提案しましたので。ただ、こういう不祥事に、起きたことをお金でやるものはいかなものかと私は思っていますけれども、その責任は痛感しておりますので、よろしくご審議をいただいでご決定いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） 町長の月額、報酬の減額ということで、4年前だったかな、税務課の職務怠慢の件で減額措置をされました。それと今回の件というのは、要するに犯罪が絡んでいたという、法的な、要するに横領という刑法違反、それから有印公文書偽造とか、それから2番の小椋淑孝君が言っているように地方公務員法違反もあるのではないかとということで、確かに4年前とは中身が変わっているということで、その重大な認識をして、私は当初話された100分の20、1か月ではちょっと軽いではないかということで申し上げます。ですから、前回と比較すれば100分の20の2か月ということを私は想定したのです。3か月というのは、町長、重大な決断したということで、その点は私は評価いたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんね。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 町長等の給料の特例に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第29号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第5号)

○議長(小玉智和君) 追加日程第4、議案第29号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) 議案書3ページを御覧ください。議案第29号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第5号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,996万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億9,770万6,000円とするものでございます。

9ページを御覧ください。歳入であります。国の令和5年度補正予算(第1号)の成立を受け、国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,996万3,000円を計上するものでございます。

10ページ、歳出についてご説明を申し上げますが、歳入でご説明申し上げました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした事業に要する経費を計上しております。総務費でございますが、交通対策費におきまして、原油価格、物価高騰の影響により厳しい経営となっている会津鉄道に対し、県及び沿線3市町で支援するための会津鉄道緊急支援金87万1,000円を計上しております。

民生費でございますが、社会福祉総務費において、物価高騰等に直面する低所得者世帯支援のため、1世帯当たり7万円の住民税非課税世帯重点支援給付金(追加分)の支給に要する経費5,204万2,000円を計上し、予備費により収支の調整をするものでございます。

なお、今のご説明した支援給付金事業につきましては、私の説明の後、担当課長からご説明があります。

なお、今ほど住民税非課税世帯重点支援給付金の支援実績に応じ、歳入の物価高騰対応重点支援地方創生交付金が追加交付される予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(小玉智和君) 続きまして、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案第29号 令和5年度下郷町一般会計補正予算（第5号）のうち、住民税非課税世帯重点支援給付金事業（追加分）についてご説明のほうをさせていただきます。別紙の資料となります議案第29号資料と議案書10ページのほうを併せて御覧いただきたいと思います。

まず、目的でございますが、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して給付金を支給することによりまして、その影響を緩和することを目的としております。

次に、対象者でございますが、基準日となる令和5年12月1日現在において住民基本台帳に記録されている者のうち、令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯、令和5年1月以降、物価高騰の影響によりまして世帯全員の収入が減少し、住民税均等割が非課税相当となった世帯を対象にしておりまして、対象世帯数につきましては730世帯を見込んで、支給金額につきましては1世帯当たり7万円を支給することとしております。

次に、事業費でございますが、歳出につきましては給付金本体の補助金5,110万円に、事務費といたしまして消耗品費、郵便料、委託料等の合計94万2,000円を加えまして、総額5,204万2,000円を計上しております。また、歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当することとしております。

次に、今後の予定になりますが、令和6年2月上旬に対象者に申請書を発送し、順次申請書の提出があり次第、口座振込にて給付金を支給させていただきたいと考えており、申請期限は令和6年3月末を予定しております。

以上、住民税非課税世帯重点支援給付金事業（追加分）についてご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 住民税非課税世帯の給付金なのですが、こちら一般財源から1,300万円出ているのですが、それで1世帯当たり7万円なのですが、これの算定根拠というのは何かあるのでしょうか。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま、1番、星和志議員からご質問をいただきました。

今回の給付金に係る財源というふうなお話でございましたが、基本的には歳入のほうに記載のあります物価高騰対応の重点支援地方創生臨時交付金が充当される予定となっております。ただ、国の財源等の都合があつて、今現在で予定されている財源全て、10の10割、10分の10が交付されているわけではなく、後日、先ほど総務課長からも答弁がありましたとおり、追加交付される予定となっておる都合上、一般財源のほうで1,295万円の計上というふうさせていただいているというふうな考え方になりますので、よろしくお願したいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 分かりました。

前回の3万円給付ありましたね。これは終わったのですか、あるいはまだ続いているのでしょうか。それ、聞かせていただければ。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 9番、湯田健二議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

前回の3万円の給付が終わったのかというふうなご質問でございましたが、3万円給付のほう、給付率のほうもまだ100%になっておりません。11月1日に申請書の発送をさせていただきますして、今現在給付率が82.58%、人数にしますと、まだ120世帯ほどの方が申請書のほうをしていないというふうな形になっておりますので、順次申請勧奨等を行いまして、できるだけ100%に近づく形で給付のほうを行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お伺ひします。

今回の物価高騰対策関係の件なのですが、国からの補助金として3,996万3,000円、そこに予備費から1,295万円を流用して1,510万ということで、これ全国的に7万円というのは決まっているのですか。全国的にどこの町村も7万円なのか。今回は予備費から充当して補填するわけですね。国からの上乘せをして2階立てにして支払うのか、その辺お願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 7番、佐藤盛雄議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

7万円というのは国のほうで決めた金額かというふうなご質問でございましたが、国のほうで閣議決定、国会のほうも通りまして、新たな経済対策として取り組むというようなことで、先ほど湯田健二議員からご質問のありました3万円と合計しまして、7万円、合計10万円というふうな給付を行うというのが国のほうで一律で決めたものでございますので。こちらのほうに町の一般財源のほうが充当というのは基本的にはございませんで、先ほどの繰り返しになりますが、後ほど不足分については精算交付される予定と今のところとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小玉智和君） 7番、今の説明でいいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和5年度下郷町一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で令和5年度下郷町議会12月会議の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。(午後 1時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年12月8日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員